

「大阪府在日外国人施策に関する指針改正案」に対する府民意見等と大阪府の考え方について(案)

【募集期間】 令和4年12月8日(木曜日)から令和5年1月6日(金曜日)まで

【募集方法】 「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、電子申請、郵送、ファクシミリのいずれかによりご意見等を提出いただく方法で募集しました。

【意見件数】 194者(団体を含む)から207件(うち意見の公表を望まないもの35件)のご意見をいただきました。寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は以下のとおりです。
お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。また、到着したご意見の順番に掲載しています。

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
1	<p>《パブリックコメント》 《課題》第3 在日外国人施策の基本的方向 「1人権尊重意識の高揚と啓発の充実」項に新たに盛り込まれた「ヘイトスピーチ解消推進条例」に基づく取り組みについて、「6国際理解教育・在日外国人教育の充実」項にも同様の記述はあるものの、「外国にルーツのある子どもの人権を守る学校」とは具体的にどのような環境や取り組みを備えた学校なのか不明確です。また、ヘイトスピーチの問題について国際理解教育・在日外国人教育としてどう取り組むのかのサジェスションも不足しています。</p> <p>《意見》ヘイトスピーチの問題について理解を深める学習活動とは、明らかに侮蔑的・差別的な態度や言動を諷め、「しないように」と心がけを説諭するだけの活動ではないはず。改定案でも言及されている「国際人権規約」や「児童の権利条約」では、文化的マイノリティの子どもたちが自身につながる歴史や言語を学ぶことを権利としてとらえています。いわば、外国にルーツのある子ども：日本社会のメインストリームではない文化的ルーツのある子どもたちが、そのことで疎外感を覚えるような学校のデザイン(校舎案内などのハード面も授業や課外活動のプログラムなどのソフト面の双方)があるならば、少数派に対して排他的にはたらく、権利侵害の可能性があるとということです。つまりヘイトスピーチの問題について理解を深めることニアリーイコール身近に「マイノリティを排除する／誰かを取りこぼす」環境や仕組みがないかを考える、自分事としての学習活動でなければならないと考えます。残念ながら、この「改定案」は、そういった視点がわかりづらく、従前からの教育の取り組みに新たな課題がどう位置づき、発展できるのかが見通しにくいものになっています。大阪府には『在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針』(昭和63年策定・平成10年一部改訂)や『在日外国人教育指導資料 互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために』(平成18年策定・平成25年修正)で既に文書として整理されたものもあるので、その成果をふまえ、前述の不十分さを克服していただきたいです。ご検討ください(元の指針では言及されている文書ですが、改定案では言及がありませんでした。ヘイトスピーチ等の新たな課題に取り組むために、いまこそ必要な文書だと考えます)。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に向けてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>朝鮮高校の無償化は重要で喫緊の課題です。祖国の言葉、文化は将来的に渡航或いは親戚訪問する時に必須なので。国内の環境が国家間の敵対によって悪影響が及んでいますが政治的な仕打ちであり、未来永劫その事が継続されるのは想像できません。在阪朝鮮人にとって大阪は第2の故郷であり、日本国の平和と発展を願っています。将来に禍根を残さない為にも早急な英断を求めます。以前のように小中学校の補助も含めて回復をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
3	<p>まず、賛成か反対かと言えば、反対です。 それと、それに先立ち私は令和元年に日本に帰化した在日韓国人三世です。生まれも育ちも日本ですが、帰化する以前も全く不便を感じていません。改正案を読んでもどのように改正するのか具体的な事が書かれていません。全てに意見を言うことは出来ませんが、年金については国が定める法律に順守すべきであり、年金の未受給者に補填するその財源が大阪府民の税金であるなら絶対に反対です。 それに、「主要な公共施設、ターミナルでの案内表記や道路案内標識の整備なども推進して、在日外国人が暮らしやすい環境を整える必要がある。」とありますが、大阪の車道の白線すら整備出来ていないのにそれらに割く予算が無いのに何故大阪市民や大阪府民をないがしろにして予算を付けようとするのか理解に苦しみます。 それと、在日外国人ですが、あくまで一時的な在留であればそこまで気にする必要が無いと思えて仕方ありません。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 本指針は、目標の達成に向けて、在日外国人施策の取り組みを総合的かつ体系的に推進するための基本的方向を示すものです。在日外国人施策の実施状況等については、毎年、「大阪府在日外国人施策の実施状況」をとりまとめ、「大阪府在日外国人施策有識者会議」において、委員の意見をお聴きしています。 在日外国人障がい者で制度的に年金の受給資格が得られなかった方々への所要の救済措置については、基本的に国の社会保障制度の中で対処されるべき問題であるとの認識から、国において措置されるまでの時限的措置として、府において給付しているものであり、国に対し、必要な措置を講じるよう強く求めています。 案内標識については、すべての人にとって安全対策上必要であると考えており、大阪で暮らす外国人の方々安心して生活できるよう、誰にでも分かりやすい道路案内標識の整備推進や、鉄道乗継駅における案内モニターの設置や床面における経路表示等、乗継利便性向上に向けた環境整備を促進しています。ご意見をいただきました車道の白線を含む路面標示については、舗装補修に合わせた更新を行うとともに、パトロール等により交通安全上支障をきたす恐れがある箇所を発見した際は、速やかに対応しているところです。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
4	<p>私たちは在日韓国人と地域の日本人住民との親睦交流、学習活動に取り組む団体です。この活動の基盤となるのは、行政とも共有してきた在日韓国人の形成過程に関する歴史認識です。大阪府は府内市町村の規範を示し、在日韓国人の存在に関する府民啓発の推進と相互理解を牽引する重要な役割を担ってこられました。そうした点から府政への私たちの信頼はとても大きいものでありました。</p> <p>一方、今回の指針改定に関わり、現指針における在日韓国人に関する記述が大幅に削除されようとしていることについて深い憂慮を感じています。府の指針は教育行政を含む市町村の施策方向を決定づけるものであることから、地域における私たちの取り組みにも大きな影響を与えかねず、大きな衝撃を受けています。</p> <p>報道をはじめ府政関係者の話によれば、府議会における西野府議の質問によってこうした記述削除への流れが生まれたといいます。それが事実だとすれば、由々しい問題です。府議会会派の中でも、在日韓国人をはじめとするオールドカマーへの言及をしっかりと行うべきだとする意見が提示されており、そのことを踏まえても現状から大きく後退することは容認できません。</p> <p>在日韓国人の形成過程や取り組みに関する記述が後退することで、同じくオールドカマーのカテゴリーで語られる必要のある、戦前の満蒙開拓団を背景とする中国帰国者、さらにベトナム戦争を背景とするインドシナ難民に関する記述も同様に難しくなっています。施策は歴史の積み上げのうえにあり、その事実を無視したり、度外視することはあらゆる政策検討の過程で同様のことが起こりかねません。部落差別の解消や障がい者の権利保障、また女性の人権についても歴史をふまえずしての施策確立は考えられません。</p> <p>これまでの大阪府策定の公文書に加え、国が文書に明記している在日韓国人に関する記述、植民地支配に関する記述を参考にして今改訂の指針案の見直しを要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>大阪には、全国で最も多く在日韓国・朝鮮の方が暮らしています。その歴史的事実について、追記しました。</p> <p>さらに、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ハイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
5	<p>・有識者会議の議事録でも、「歴史的経緯を有する韓国・朝鮮の方々」の表現を考えるにあたって、改正案ではそれ以上の説明が書かれていない。せめて府の人権啓発資料「ゆまにてなにわ」に書かれている内容と同程度の記載が必要と思う。「歴史的経緯を有する」では意味が分からない。」との指摘がされており、私も同感です。私の住む鶴橋近辺でどれほど激烈に韓国・朝鮮の方々へのハイトスピーチがなされ、また、朝鮮系の学校の児童・生徒への嫌がらせなどの差別言動があからさまに行われていたかを知るものとしては、歴史的経緯を明確に周知・啓発・教育できるよう記述を詳細にさせていただきたいと考えます。</p> <p>・同じく有識者会議の議事録で、「在日外国人の声を聞くシステム(府政への反映)があるとよい。」との指摘がされており、私も同感です。様々な分野で当事者参画がトレンドとなっています。単に有識者に聞くだけでなく、事業をたちあげ、運営し、評価するプロセスのすべてで、当事者の声を聴くことを原則とすることを書き込むのがよいと考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、現在設置している「大阪府在日外国人施策有識者会議」の委員の半数は外国にルーツのある方で、毎年、会議の場において、「大阪府在日外国人施策の実施状況」について、委員の意見をお聴きしているところです。</p> <p>今後とも、委員の意見をお聴きしながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
6	<p>このたびの改正案は、日本や大阪に在日コリアンが多く暮らす理由を「歴史的経緯」としか述べておらず、「植民地支配」や「アジア侵略」という記述はどこにもありません。植民地時代に外地国民であった特別永住者と現在の移民在日外国人を混同して、過去の日本の侵略を明記せず歴史的加害責任を見えないものにしてしまう記述だとおもいます。在日外国人の多様な歴史的経緯を具体的に記述するように、改善を求めます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
7	<p>1.「第3 在日外国人施策の基本的方向」について</p> <p>「1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実」において、ハイトスピーチ解消法施行を受けて、解消に向けた普及啓発活動についての必要性が書き記されていますが、ハイトスピーチは、実態として広く外国人住民一般に対して向けられるものではなく、多くは在日コリアンに対する差別的言動を指しています。具体的に解消を目指すためには、在日コリアンが日本で暮らすに至った、朝鮮半島を日本が植民地統治してきた歴史的経緯、戦後日本社会で法制度上の差別的待遇を受けてきたことなどを具体的に教育・啓発していくことが重要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。</p> <p>「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」について、外国人住民の権利である、公的医療・保健・福祉サービスへのアクセスを保障するために、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどのアウトリーチ機能を持つ関係機関による、積極的なアプローチが必要と考えますので、その旨を書き加えることを希望します。また、諸処の事情から無保険状態になった外国人住民に対して、200%、300%もの診療報酬を請求する医療機関が府内にも存在します。外国人住民の生命に係わる問題であり、大阪府として、適切な請求をするよう、医療機関に求めていくことが重要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、ハイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。</p> <p>福祉サービス体制の充実として、介護保険制度を在日外国人の方への説明に活用していただけるよう、高齢者の支援に携わる方向けのパンフレットの外国語版(英語、中国語、韓国語)を作成し、各保険者や社会福祉協議会、地域包括支援センター等に配付するとともに、府ホームページにも掲載するなど制度の周知を図っているところです。今後とも引き続き、在日外国人の方及び関係機関等へ制度の周知を図ってまいります。</p> <p>健康保険に加入していないために医療費が高額となり、支払いが滞るケース等の課題については、医療機関単独で解決することが困難であり、医療機関に対する効果的な支援や、在日外国人に対する情報発信等が求められるところです。外国人患者受入れ体制の推進について、引き続き国へ要望してまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
8	<p>「5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実」について、2017年に法務省人権擁護局が発表した「外国人住民調査」で大阪府内で対象となった、大阪市、東大阪市、堺市が対象となっています。そのうち、入居差別について、「外国人であることを理由に入居を断られた」経験の有無に対する回答を、全国平均／大阪市／東大阪市／堺市の順にみると、39.3％／18.3％／16.3％／22.7％であり、大阪府内の自治体では、直接的な入居差別被害が、全国平均の半分以下となっており、行政による啓発の効果があがえます。一方で、「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」経験の有無は、41.2％／41.7％／34.9％／30.2％であり、全国平均との差が殆どみられません。国による調査の知見を活用するならば、直接的入居差別に対する啓発を継続していくことはもちろん、間接的入居差別（日本人の保証人がいないことを理由に入居を断ることは、結果として、日本人の親族等がいない外国人住民に対して入居を断ることにつながる、間接差別です）の不当性を周知する啓発が重要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、日本人の保証人がいないので入居を断られるといった間接的な入居差別について、「大阪市外国人住民アンケート調査」の結果を用いて、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
9	<p>「6 国際理解教育・在日外国人教育の充実」について、前述したとおり、ヘイトスピーチ解消法に基づく、自治体の努力義務である、解消のための教育を効果的におこなうには、在日コリアンが日本で暮らすに至った、朝鮮半島を日本が植民地統治してきた歴史的経緯、戦後日本社会で法制度上の差別的待遇を受けてきたことなどを、教育のなかで児童・生徒に対して伝えることが重要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。また、前記した外国人住民調査によれば、「子どもの教育に関して希望すること・心配していること」という質問に対して、「学校で子どもが名前(本名)や国籍などを理由にからかわれたり、いじめにあたりたくないか心配である」と回答した人が、30.1%で、在日コリアンがほとんどを占める特別永住者も22.7%にのぼっている。現に「職場・学校で、外国人であることを理由にいじめを受けた」との質問に対しては、全体で13.6%、特別永住者で10.1%が「よくある」もしくは「ある」と回答しています。外国人の児童・生徒が、いじめによる被害を受けやすい集団であることは明らかであると考えます。旧指針成立後の、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)に係わり策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う」と明示されている(別添2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」の3頁)。このことから、在日コリアンをはじめとした外国人児童・生徒の、いじめ対策としても、在日外国人教育の充実が必要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチやいじめを解消するための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実にも努めてまいります。</p>
10	<p>「7 地域・府政への参画促進」について、立法により、日本に永住する外国人住民に地方選挙権を認めることは違憲ではない旨を明示した最高裁判所判決が1995年に言い渡されてから、既に27年以上が経過しています。2018年に、国連人種差別撤廃委員会、2022年には国連自由権規約委員会が、日本政府報告書審査の総括所見において、在日コリアン等の永住外国人住民に地方選挙権を認めるよう勧告をおこなっています。これら諸情勢を鑑み、大阪府として、永住する外国人住民の地方選挙権が必要であるとの考えのもと、国に対して新たな立法、もしくは公職選挙法の改正を求めていく姿勢を記すことが重要であると考えますので、その旨を書き加えることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。</p>
11	<p>この度の在日外国人施策に関する指針改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずで、歴史的背景を無視して無かったことにしようと言う思惑すら感じてしまいます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
12	<p>在日朝鮮人の歴史的背景から植民地支配の歴史を削除すべきではない。 外国人学校の振興及び国庫補助、受験資格問題について言及についても削除されるべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
14	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではない。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
15	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します</p> <p>大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずです。</p> <p>差別はダメですね？</p> <p>子ども達は差別なく生活するのに大人が差別があるのは教育上恥ずかしいかぎりです。</p> <p>目を覚ましてください。</p> <p>世界平和、日本平和は何を持ってしていかないといけないのか、</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
16	<p>私は大阪のこれまでの在日外国人教育の実践を高く評価しています。在日韓国・朝鮮人児童生徒に対する教育が、その後増加するニューカマー、そして日本語指導の必要な児童生徒の教育への受け継がれていることは、全国的にみても注目を集めているところです。</p> <p>その立場から改正案をみると、そうした経緯がまったく見えてこず、大阪の財産ともいえる取り組みを除去した、進むべき方向性が定まらないものに映り、とても危惧しています。</p> <p>まず、特別永住者である在日韓国・朝鮮人とそれ以外の外国人を、まとめて「在日外国人」と称していると思うのですが、必要に応じて適宜分けるなど、丁寧な記述を求めます。</p> <p>たとえば、大阪で暮らしている外国人の4割が韓国・朝鮮籍の人であることを、「歴史的経緯」(p8)とだけ述べていますが、現指針のように、注で「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」と記述することを求めます。</p> <p>また、「6. 国際理解教育・在日外国人教育の充実」(p20～23)では、大阪府のこれまでの取り組みとして、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」については触れられていますが、1988年に策定された「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」については記されていません。この指針が大阪の在日外国人教育の土台となっている経緯からも、この点が記述されることを求めます。</p> <p>以上、大阪における在日韓国・朝鮮人の歴史と実践を明記した、在日外国人施策の改正案となることを望みます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>さらに、在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチやいじめを解消するための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
17	<p>強く要請します。</p> <p>◇「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではない。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。</p> <p>◇広く外国人を対象にした指針が策定されるべきだが、それは特殊な歴史関係にある在日朝鮮人の存在を無視することと同義であってはならない。改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、削除せずこれまでどおり記載すべきだ。</p> <p>◇「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。</p> <p>大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずです。</p> <p>よってこれからも多様化する国際化社会において、こういったことを希薄化するのではなく、反対に手厚くして頂ける施策をお願い致します</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
19	<p>私は大阪生まれ大阪育ちの在日韓国人 3 世です。今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、私たちの事をないがしろにされているのではと危惧してしまいます。決してそうではないとは思いますが、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてほしいです。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 何か腑に落ちません。日本国籍から離脱した者ではないと思います。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p> <p>以上よろしくをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
20	<p>在日外国人施策に関する指針改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではない。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。</p> <p>広く外国人を対象にした指針が策定されるべきだが、それは特殊な歴史関係にある在日朝鮮人の存在を無視することと同義であってはならない。改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、削除せずこれまでどおり記載すべきだ。</p> <p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
22	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
23	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
24	<p>◇在日朝鮮人の歴史的背景の説明から植民地支配の歴史を削除するべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
26	<p>グローバル社会！国際的！人権！ 響の良き言葉は良く聞かし、うたわれているけれど、数十年間があり、訴えてきた、在日朝鮮人への扱いは良くなり逆に対応がひどく遅れています。 上記にある… 大阪府在日外国人施策に関する指針を策定し、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めてきました。 指針策定から20年が経過した現在、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況は大きく変化しています。 このような外国人を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、今般、指針の改正をするものです。 とあるように、文面や議論するそぶりだけでなく、実際行動に移し改正してください！</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
27	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではないと考えます。 また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化、曖昧化するような記載に変更すべきではないと考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
28	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人・韓国人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人・韓国人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずで、お互いの存在を知り認め合う社会であって欲しいと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
33	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されていますが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではないと思います。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日コリアンの歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではないと思います。未来志向と過去にあった事を隠蔽することは同じではありません。 広く外国人を対象にした指針が策定されるべきだと思いますが、それは特殊な歴史関係にある在日コリアンの存在を無視することと同義であってはならないと思います。改定案では、在日コリアンの説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述していますが、削除せずこれまでどおりの記載とすべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
34	<p>改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているようですが、削除せずこれまでどおり記載すべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
35	<p>近年増加している渡日の外国人に対する施策を充実させようという意図は伝わってきましたが、在日コリアンをはじめ、日本での生活が長い、いわゆるオールドカマーの方々に関する問題に対しての記述が希薄です。大阪は、他府県と違い歴史的な経緯から在日コリアンの方が多いです。割合として減ってはきているものの、依然として最も多いのが在日コリアンの方々です。世代が進むにつれ帰化してしまう人が増えていることが、割合の減少に少なからず影響を与えていると思います。帰化する理由は様々ですが、私の周りには国籍が日本ではないことで不利益を被ったり、国籍を明かすと差別を受けたりするのではないかと恐れて帰化する人もいました。差別がなくなったのではなく、当事者が内面化してしまい見えなくなっているだけだと思います。今一度、現状を捉え、在日コリアンをはじめとし、大阪で自分のルーツに誇りを持っていない外国人ルーツの方々の存在を明記していただきたいです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 また、日本で生まれ育った外国人の方々や、国籍は日本であっても親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えているの方々についても、本指針の対象とすることを明記いたしました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
36	<p>改正案の在日外国人教育の中で「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」が抜け落ちている。 在日外国人が増えるなか、未だに在日朝鮮人に対する偏見、差別でさえも解決されていないことを大いに反省するとともに改正案のなかで上記指針が未だに必要な状況であることを明言されたい。 また在日外国人の母語母文化を尊重するとの記述があるが、合わせて歴史(来歴)を伝えることが在日外国人児童・生徒の自尊心を養うためには必要である。在日外国人に対する差別・偏見にあったとき、どういった経緯で自分が日本に在住しているのか、存在していてもなんら悪いことではないということを理解できることが重要である。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとします。ご意見を参考にさせていただきます。今後とも、在日外国人教育の充実に向けてまいります。 いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
37	<p>広く外国人に対して施策が策定されるべきですが、在日朝鮮人の方が、日本に多く住まわれているのは過去の植民地支配があったことと深く関わっています。そのことを抜きに施策を改定しないようにしてください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
39	<p>今回の「大阪府在日外国人施策に関する指針改正案」について大きな疑問があります。日本で最も多くの在日韓国朝鮮人の人々が暮らす自治体として、全国に先駆けて朝鮮学校への補助金を大阪府は支給してきました。この補助金を大阪府が打ち切りもう11年になろうとしています。なぜ在日韓国朝鮮人の人々が日本で暮らすようになったのかは、過去の植民地施策をめぐっては理解することはできません。この記述がほぼなくなり、かつて自国の言葉や文化が奪われ日本語教育が強制され、自分を取り戻すために朝鮮学校ができた経緯が書かれていません。なぜ自国の言葉と文化を学ぶ学校が必要なのか外国人学校について書かれていますが、なぜ朝鮮学校については書かれていないのでしょうか。ヘイトスピーチはだめだといいいながら官製ヘイトとして行政が朝鮮学校を差別することをやめてください。こどもの学ぶ権利を守る事は、親が人間としての尊厳を守られる働き方をすることと不可欠です。外国人労働者の不安定な就労についても守られるように提言してください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。 また、ご指摘の外国人労働者の就労支援については、「安心して生活できる住宅・就労支援の充実」に記載しております。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
40	<p>「大阪府在日外国人施策に関する指針(2002)」に記載の韓国籍・朝鮮籍者についての歴史的経緯の記述が「植民地支配」の文言を含めてなくなり、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針(1998)」の記載が削除された。在日韓国・朝鮮人は、その他の国にルーツを持つ住人と歴史的経緯が異なり、大阪府は歴史的に先進的な取り組みを行ってきた。近年来日した外国にルーツを持つ住民への問題対応を充実させることは必須であるが、外国人住民がどれほど多様になると、在日韓国・朝鮮人問題をその他の国と同一に対応することはこれまでの取り組みを後退させることにつながりかねない。大阪府のこれまでの取り組みを発展させるためにも、「大阪府在日外国人施策に関する指針(2002)」記載の在日韓国・朝鮮人問題に関する内容を引き続き記載する必要があると考える。 ・P.8(注の追加)追加内容＝「歴史的経緯」：過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。 追加理由：在日韓国・朝鮮人については他の国にルーツを持つ住民とは歴史的経緯が異なるため、特記する必要があると考える。 ・P.21(韓国・朝鮮籍者の本名使用状況の表の追加)追加理由：「在日外国人の本名使用率」が記載されている一方、2002年の指針に記載されていた在日韓国・朝鮮人の本名使用率の表が削除された。全国籍の児童・生徒による本名使用率では示されない課題を把握したうえで「在日外国人の児童・生徒が自らの誇りを高め、本名を使用できるような環境の醸成」を目指すことが必要だと考える。 ・P.22(文章の追加)追加内容＝とりわけ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき指導に努める。 追加理由：「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」は現行指針であるため言及すべきと考える。他の国にルーツを持つ住民とは歴史的経緯の異なる在日韓国・朝鮮人についての指導指針が個別にあることは評価されるべきことであり、グローバル化・多様化する現状において、個人の様々な状況に応じた指導を行う個別最適化が求められ、本指針についての言及は必要であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
41	<p>『在日外国人に対する政策』の見直しをしてみるとか、いい加減にしなさい。貴方たちは先進国？のつもりですか？人間ですか？歴史を知っていますか？自分が立派だとおもいますか？鏡を見ていますか？貴方が写っている姿正しく見えていますか？近隣の国々にどう写って居ますか？真っ直ぐに立って居ると思われませんか？評価は鏡 即ち他人、他国がするもの、その職で人間として生きて行くなその鏡を冷静に視なければいけません。世界の、いえ少なくともアジアの国々に対して行った蛮行を仇で返してはいけません。特に朝鮮に対しては学習必須です。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
43	<p>上記にある「外国人施策指針によると、「すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、・・ともに暮らすことのできる共生社会をめざす」と、あり、その対象は「府内で暮らす全ての人」を対象としていると思います。すべての人には日本人もその他162か国以上に及ぶ外国人も含まれます。すべての施策はその視点を忘れないことが第一ですが、具体的にはその視点が失われ、「統治者日本人から見た外国人管理」という視点に傾いていると感じられます。厳密に誰もが暮らしやすい社会は、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすい社会のはずでその妨げとなっている障害を取り除くことが、行政、自治体の責務と役割と考えます。では第一に明確に違うことは何なのか？国籍の違いによってどんな差があるのか、当然受けられるべき福祉や教育の権利のどこが保障されていないのか？あるいは侵害されているのか？そこをわかりやすくすることだと思えます。この施策は行政の立場、あるいは教育に携わる人だけではなく地域住民すべて(文字通り)の人が共通理解し、住みやすい自治体大阪にすべく建てられた指針であるなら、まず、いわゆる日本籍住民と、外国籍住民の法的立場の違いを明記することから始めなければならないと思います。つまり「外国人」と漠然と記載しないことです。成人日本籍の人にはある選挙権があるのかないのか、「保険証」は？年金は？児童福祉手当は？就労補償は？義務教育は？それらすべての今ある違いを明確に列挙し、そこから生まれている不合理な差別的な政策についての是正、改善に具体的にどう取り込んでゆかかという観点で、なすべきことを列挙していくことが外国人にも日本人にもわかりやすく、真の意味での「違いを豊かさに」への理解につながるのではないかと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
44	<p>例えば在留外国人と在日外国人の違い、入管法と難民認定、在留資格と永住権の問題、国際理解教育と在日外国人教育の違い、特別永住権と永住権の違い、住民票と外国人登録の違い、「平和条約国籍離脱者」って何？等等、普通に暮らす日本人にとっては関係ないかもしれないけれど、関係ないと思っていること自体が、「すべての人間の尊厳と人権」を無視していることになっているということを感じさせるような提起があつてほしい。それには全国的にも最も多く在日外国人、特に朝鮮、韓国人が在住しているという歴史的経緯を抜きには理解できないことがあまりにも多いのではないかと思います。たとえば「なぜ本名指導」を掲げているのか？外国人が自分の本名を名乗るのは当たり前なのに「通名」という「日本名」があるのか、あるいはルーツが朝鮮半島にあつても日本国籍を取った人々が自分を外国人とみなすのか、日本人とみなすのかはアイデンティティの問題であつて、それを逆に「あだ名」という問題に矮小化し、逆に在日朝鮮人への差別、排斥を助長するような発言を恥ずかしくもなく披露し、同意を求めるような府議会議員の認識を改める努力こそが第一に始めなければならないのではないのか？そのためにも歴史的背景を記載した「注釈」などをもっと丁寧に追加すべきと考えます。今のままでは「外国人」と「在日外国人」との違いもわからないし、「民族、人種の違いをこえて平等に教育を受ける権利」も実現されないままです。在日外国人教育の充実という項に振興補助金が推進されているのかのようにかかれています。なぜ朝鮮学校関係が除外されているのでしょうか？自治体自らが差別をまき散らすような、教育の機会均等を奪い、教育への不平等、不公平を公言するような施策を放置しておくのでしょうか？これではいくら言葉を尽くしても「すべての人間の尊厳と人権を尊重する」目標には程遠いと感じざるをえません。真に国際社会に誇りうる人権施策を作成されることを、切に願います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところ。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
45	<p>改正案は、人権擁護の観点で随分後退しているように思います。大阪は、在日韓国・朝鮮人が多く暮らすまちであり、その「歴史的経緯」は日本人として胸に刻み続けなければならないと思っています。現指針の「歴史的経緯」についての注釈はそのまま残して下さい。特に「植民地支配」という言葉は絶対に削除しないで下さい。 また、現指針には、在日外国人教育という項目の中で、“(略)とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき、指導に努める。(略)さらに、外国人学校の振興を図り、国庫補助制度の創設及び国立大学等の受験資格の改善等について、引き続き国に働きかける”という記述がありますが、こちらを削除することなくこの記述の通り実行して下さい。 大阪府が長年積み重ねて来られた、在日韓国・朝鮮人をはじめとするマイノリティの人たちの人権を守り差別をなくす実践の貴重な蓄積を無駄にしないで、本当の「共生社会」へとつなげていって下さるようお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところ。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p>
46	<p>このたびの改正案は、日本や大阪に在日コリアンが多く暮らす理由を「歴史的経緯」としか述べておらず、「植民地支配」や「アジア侵略」という記述はどこにもありません。植民地時代に外地国民であった特別永住者と現在の移民在日外国人を混同して、過去の日本の侵略を明記せずに歴史的加害責任を見えないものにしてしまう記述だとも思います。在日外国人の多様な歴史的経緯を具体的に記述するように、改善を求めます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
48	<p>20年ぶりの「指針」改正案は、全体的には、2002年の指針を下地としているが、20年間の世界的な人権状況の変化に合わせて、新しい概念が組み込まれている。しかし根本的に解決されていない問題には、具体的な案が提示されていない。2002年度指針では、在日外国人を「歴史的な経緯」を持つ韓国籍・朝鮮籍の「外国人」とニューカマーとして在日となった「外国人」とに分けた分析乃至対策が述べられているが、22年度改正案は、在日朝鮮人の取り巻く情勢分析がスッポリ省かれ、すべて「在日外国人」一般へと解消されている。 特に、大阪府における在日韓国・朝鮮人への行政的取り組みで、1948年4・24阪神教育事件後大阪府と朝鮮人側と取り交わした「覚書」はその後の民族教育への下地となり、幾多の変遷を経て今日がある。しかし、現実の在日「外国人」政策は、教育の機会均等から大きく外され、今なお朝鮮人に対する分断政策を国・自治体が続けている。昨年は、水平社結成100周年を迎え、差別撤廃は国の大きな課題である中、在日「外国人」への差別行政をとり続けることは許さない。合わせて、アイヌ民族・沖縄(琉球)人の大阪府在住はいくらあるのかも、分析する必要がある。文字通りすべての人々が住みやすい大阪府造りに参加できる体制を造りべきだ。 京都府宇治市ウト口地区や愛知県民団への放火事件は、在日朝鮮人に対するヘイトクライムを持つ23歳の若者の行動である。いかに差別思想が根強いかわかる。行政の形式的な啓発活動でなく身のなる施策を講ずるべきだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 本指針は、目標の達成に向けて、在日外国人施策の取組みを総合的かつ体系的に推進するための基本的方向を示すものです。在日外国人施策の実施状況等については、毎年、「大阪府在日外国人施策の実施状況」をとりまとめ、「大阪府在日外国人施策有識者会議」において、委員の意見をお聴きしています。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところ。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 さらに、ご意見を踏まえ、特定の民族や人々を排斥するヘイトスピーチや、偏見や差別意識を背景とした暴力行為は、決してあってはならないものであることについても、追記しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
49	<p>広く外国人を対象にした指針が策定されるべきだが、それは特殊な歴史関係にある在日朝鮮人の存在を無視することと同義であってはならない。改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、削除せずこれまでどおり記載すべきだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
50	<p>この度、私たちが在日朝鮮・韓国人の歴史的経緯、侵略、植民地支配等の記載事項が削除されると聞きました。とんでもない歴史修正です。断固反対します！！ 大阪府だけでなく日本国自体が、真に侵略したアジアに対して謝罪せず、国民に第二次世界大戦の真実を教育せずに今日まで来て如何なる外国人施策するのでしょうか？ 先ずは真実である歴史を直視する事から始めるべきではないかと思ひます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
51	<p>2022年6月末時点の在日外国人人口は約296万人だが、日本国籍をもつ外国ルーツの人々を合わせると350万人を超えると推計される。2016年の通称「ヘイトスピーチ禁止法」も、その被害対象を「本邦外出身者」＝「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫」としている。文科省発表の「日本語指導が必要な児童生徒(公立学校、2018年)」でも、その2割が日本国籍者で、朝鮮学校にも日本国籍の児童生徒は多い。</p> <p>指針(改正案)は2002年の策定時、在阪外国人は韓国・朝鮮籍者が152,768人で72.4%、特別永住者が130,888人で62.1%だったのが、2021末では韓国が90,873人で36.9%、特別永住者が75,819人で30.8%に減じているのを大きな状況変化とするが、この減少(5,6万人)は日本国籍取得の結果で、人がいなくなったわけではない。日本国籍であれば、差別や民族教育の課題がなくなるわけではない。その点、大阪府のヘイトスピーチ規制条例が「人種又は民族を理由とする差別的言動」とした点は高く評価できる。</p> <p>すなわち在日外国人というくり方は現状にそぐわない。外国ルーツの日本国籍者も含む指針を策定すべきである。日本国籍となった5,6万人を含めれば、朝鮮半島をルーツとする人々は、今も在阪対象者の6割を超えるとみられる。その点で2002年指針に比べ、改正案で、これらの人々に関する記述の比率が大幅に減少していることが憂慮される。2002年指針にあった「歴史的な経緯」(過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である)などは重要な記述であり、今回も記述されるべきである。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>ご意見をいただきましたように、大阪府では、令和元(2019)年11月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しており、ヘイトスピーチの対象を「本邦外出身者(外国人)」に限定せず、「人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団」と規定しています。今後とも同条例に基づき、ヘイトスピーチの解消に向け、取組みを進めてまいります。</p> <p>また、日本で生まれ育った外国人や、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方などについても、本指針の対象とすることを明記いたしました。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
52	<p>p24で「国へのはたらきかけ」の方針を掲げている。</p> <p>よって、</p> <p>p26「在日外国人教育については、母語・母文化を尊重した取組みを進めることにより、在日外国人の児童・生徒が自らの誇りを高め」の項の中で、この基本方針と矛盾する現行「『高校無償化法』における朝鮮高校の無償化対象除外(国、大阪府)」について言及し、「朝鮮学校の無償化除外」を早急に改めるべきという課題を提示する必要がある。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
53	<p>このパブリックコメントのことを最近知り、驚いてしまいました。こんな重要なことを、なぜこんなに急いで改訂しようとされるのか？ まずそのていねいな説明が、市民や教育現場に対してあるべきです。またそれを教育委員会や教職員におろし、論議することが必要です。一方的に強行しようとされることに、恐怖感さえ感じます。このやり方は日本の戦前への回帰とさえ感じます。</p> <p>改定案では、在日韓国・朝鮮人問題についての「歴史的経緯の注釈説明」や「指導の指針に基づく学校教育に努めること」という文言などがなくされるようですが、絶対反対です。過去の日本の戦争への反省をせずに、現在だけを語ると、けっきよは、一部の国や地域の人々、子どもたちをたいへん傷つけることとなります。国際理解教育が最終的に壊されていきます。やめてください。</p> <p>とにかく、まずは論議すること学習することが重要です。「改訂」を急ぐ強行することはやめてください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本指針の改正については、令和4年2月4日開催の第47回「大阪府在日外国人施策有識者会議」においてアナウンスし、1年をかけて検討してまいりました。有識者会議や庁内連絡会議で検討を重ね、案を作成し、令和4年12月8日から令和5年1月6日までパブリックコメントにおいて、府民の皆様のご意見を募集させていただくこととなったものです。</p> <p>また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところとします。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
54	<p>p. 11で言及されているように、国際社会では人権の視点をより強化する「人権の主流化」が進められている。それに基づき、本指針案が「人権尊重の社会づくり」を第一の視点とするならば、これまで府が進めてきた在日外国人の人権を保障する取組みを正當に評価し、その上で現在の課題を把握するべきである。</p> <p>例えば、2004年指針では「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(1988年制定)や「人権教育方針・人権教育推進プラン」(1999年制定)に言及していた。これらは、全国においても先進的な取り組みであり、「人権の主流化」やSDGsなどに先じた大阪独自の取り組みであった。</p> <p>しかし指針案では、大阪府が自ら行ってきた、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の人権保障の取組みを「なかったこと」にしているように見える。その一方で、SDGsに飛びつくのはチグハグである。むしろこれまでの自らの取組みの先進性を認識し、評価した上で、さらにその取組みを前進させるために何が必要かを考えるべきである。</p> <p>個別の論点としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」府在住の外国人に関係する課題とこれまでの取組みを記載すべき ・韓国・朝鮮籍の人についての説明「歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫」→「歴史的経緯により」を「日本による朝鮮半島の植民地支配を契機として」に変更、もしくは植民地支配という経緯である旨を注記すること ・「7 地域・府政への参画促進」の項目において列挙されている「参画」のあり方が、防災など非政治的なもの中心になっている。民主主義的な地域社会を形成するためにも、前指針にあった「在日外国人が、地域社会の一員として、地方政治への意見反映ができるよう努める」という一文を入れるべきである。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>これまでの取組みや課題については、「第3 在日外国人施策の基本的方向」における1～7の「施策の方向性」の前に、それぞれ記載しています。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところとします。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>在日外国人の参政権については、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができます。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
55	「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることについて反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現をするためには、近代、現代において日本及び大阪に深い関りのある在日朝鮮人との関わりの歴史において、学ぶべきことがたくさんあり、埋もれさせるべきでない。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。
56	『在日外国人施策に関する指針』改定案に於いて外国人学校の振興及び国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題であると思われるので削除すべきではない。また日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化する様な記載にすべきではない。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。
57	「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の友興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除すべきではない。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。
58	『在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針』(昭和63年策定・平成10年一部改訂)や『在日外国人教育指導資料 互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために』(平成18年策定・平成25年修正)元の指針では言及されている文書ですが、改定案では言及がありません。明記してください。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
59	現行「指針」の「第1 大阪府における在日外国人の状況」(P2～P6)及び「資料」(P17～P29)部分からなる18ページ分の記述・資料には、外国人に対する雇用における差別的扱い、嫌がらせ、差別表現などの人権侵害、在日外国人学校の児童・生徒への嫌がらせや暴言・暴行などの事象、就職の採用面接における国籍に関する差別的な質問、外国人労働者に対する賃金・労働条件の差別的扱い、意に反する日本名(通名)で生活でざるを得ない実態等の具体的な事実を述べ、その現状に照らした「指針」策定の理念とそれを根拠付ける資料(毎年確認すべき統計上の資料を含め)が挙げられています。 しかし、この計18ページに及ぶ記述・資料が、改正案では「第1 指針改正の背景」(改正案 P2～P10)の9ページに圧縮されています。しかも、9ページの内5ページ分は、2006年以降の国及び大阪府等の条例や方針の「動き」を羅列的に記述するだけとなっています。したがって、現行「指針」にある根拠事実の確認と施策に向かう大阪府の考え方や理念がすっぱり削除されてしまっています。すなわち、現行「指針」で18ページにわたって記述され、大阪府の基本的な考え方として記述されてきた部分の多くが削除され、残された部分は統計資料等を含めて僅か4ページしかありません。 圧縮された部分は、「指針」がなぜ策定されなければならないのかは、今後の施策の方向性を規定するものであり、最も重要な部分です。よって、改正案は、現行「指針」以降の新たな事実及び法や施策の進捗を書き加えるべきですが、これまでの「指針」の根幹をなす事実と理念を詳細に記述し続けることが必要だと思えます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、大阪で暮らす外国人の状況や外国人児童・生徒数などの統計資料を巻末に付けることとしました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、進路指導、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 また、ご指摘の現行指針における外国人労働者の就労に関する具体的な事実等については、改正後の指針において、「人権問題に関する府民意識調査」の結果などとして記載しております。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。
60	日本の朝鮮植民地化により、戦前から朝鮮人が一番多かったのは大阪です。その歴史をふまえ、また教訓とすることを忘れてはなりません。 今回の在日外国人施策に関する指針の改定案はまるでその歴史を消そうとしているようです。 大阪は、これまでの在日朝鮮・韓国人施策の良い点を発展させ、足りない点を反省して行く必要があります。そのためにも施策の歴史経過を辿れる指針であることが大事と思えます。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。
61	「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題についての内容が削除されていますが、削除する神経がわからない。日本の朝鮮植民地支配によって生まれた在日外国人の問題を、広く人種差別的の括りで留めるのではなく、きちんと日本政府が歴史を精算する姿勢をもって取り組むべきだと思います。その点、大阪が外国人も多く住んでいるので、見直してほしい。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
62	<p>大阪の外国人の割合で韓国朝鮮人が、予想外に少なくなっているのに驚きました。ただ、在日外国人教育の充実は、在日韓国朝鮮人教育から始まっています。「ヘイトスピーチ」とは、言っていませんでしたが、今よりもっと酷い排外的な施策もあったり、人々の感情も差別的でした。戦後すぐの話ではなく、ほんの30年ほど前でもそうでした。70年代始めから、在日韓国朝鮮人の人権や差別をなくそうと、学校ではとりくんできました。そのとりくみがあってこそ国際理解教育です。その歴史を踏まえて、指針は策定して欲しいです。在日韓国朝鮮人の方々の生きてこられた様々な苦悩は、今のベトナムや中国などの方々が今感じておられることと、大きく変わっていません。しかし、大阪には、在日韓国朝鮮人教育で培ってきた実践の蓄積があります。それを踏まえる大切さ、重要さを評価して欲しいです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実にも努めてまいります。 いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
64	<p>本改正案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から学ぶべきことが多くあるはずです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。さらに、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実についても追記しました。今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
65	<p>『在日外国人施策に関する指針』改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているのはおかしいと思います。外国人施策において重大な課題なので削除するべきではなく、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではないと考えます 在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるべきです。私は3世ですが大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から沢山の学びがあると思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
66	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除するべきではない。 また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。 過去の歴史を偽ることなく、後代に伝えていく事が大事だと思う。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
67	<p>大阪府は、全国に先駆けて、2000年以前から在日外国人施策を先進的に行われてきたと思います。 なにより、在日韓国朝鮮人を、同じ町に住む外国人、身近な多文化共生社会の仲間として、手を取って大阪の発展に寄与してきたと思います。それは、行政が、政策として、歴史的経緯を無視することなく、真摯に向き合うという姿勢をもって、在日外国人施策に取り組んでこられたからだだと思います。 よって、「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。 過去の植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載は、再び戦争による痛ましい歴史を繰り返さないためにも、断固としてやめるべきです。 改定案の中の、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、削除せずこれまでどおり記載すべきです。 大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、これまでも多文化共生社会の未来を作ってきたと思います。互いを尊重してこそ、共に歩んでいけます。 過去を、“なかったこと”のように、記載を削除することを、強く反対します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
71	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。お互いのバックヤードを良く理解してこそ助け合える都市になると思います。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関わりのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。さらに、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実についても追記しました。今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
72	<p>「大阪府在日外国人の施策に関する指針(改正案)」について この改正案の記述を読むと、「世界人権宣言」が繰り返し、引用されている。「世界人権宣言」は2度の世界大戦の惨禍を経て、誕生した。植民地政策と戦争は切り離せない。日本においても朝鮮半島の植民地政策は戦争と結びついている。2002年の「大阪府在日外国人施策に関する指針」には、「歴史的な経緯」の注釈として「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ…」と記述されていた。「世界人権宣言」を重視するのであれば、「植民地支配」の文言を削除することは問題だと考える。記述の修正を求める。</p> <p>「世界人権宣言」第1条は、「すべての人間の尊厳」を掲げる。2002年の指針に記述されていた在日朝鮮人についての記述が今回の改正案で大幅に削減された。これは、「在日朝鮮人の尊厳」を傷つけているものとなる。「世界人権宣言」に沿った指針であるから、「すべての人間の尊厳」を重んじるのは当然であり、在日朝鮮人に関する記述を削減せずに新指針を定めることを求める。また、「在日外国人」の中に在日朝鮮人も含まれると考えるのであれば、それは、「世界人権宣言」がうたう「すべての人間の尊厳」に合致しないと考える。さらに、在日朝鮮人の歴史とその他の国の在日外国人の歴史は異なる。在日朝鮮人の歴史は戦争と切り離せない。「世界人権宣言」も戦争と切り離せない。「世界人権宣言」誕生の経緯を考えれば、戦争と結びつく在日朝鮮人の記述はなおさら消してはならない。改正案での在日朝鮮人の記述の削除の見直しを求める。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
75	<p>指針改定の趣旨のひとつに外国人の増加や国籍の多様化等による変化が記されています。その上でP7「2 大阪で暮らす在日外国人の状況」をみると説明が単なる数の割合を示すに留まっているように感じます。技術・人文知識・国際業務のように特徴的に増える在留資格についてももう少し説明を加えて示す必要があるのではないのでしょうか。その上で、P8に示されている、「大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の人です。」と記しているように、その経緯については丁寧な説明をしてほしいと思います。具体的には改定前指針の注釈3のままか、その内容の趣旨が変更されない範囲内での表記を求めます。</p> <p>公開されている「第48回大阪府在日外国人施策有識者会議議事録概要」に委員の意見として記されている「13頁の府民意識調査については、日本人の意識調査の結果が示されている。マジョリティの意識を知ることが大事であるが、当事者の意識調査が必要だと思う。」との指摘通り、当事者が受けている人権侵害状況の客観的データを記すことも大切ではないかと思えます。現状では大阪府独自の調査データがないかもしれませんが、平成28年度法務省委託調査研究事業『外国人住民調査報告書』を引用し、就労、入居、ヘイトスピーチ等における実態を示した上で、施策の基本方向を示すことでよりその必要性が認識されるのではないかと考えます。</p> <p>また、教育においては、小、中学校の現場で、外国ルーツの子どもたちに対する差別発言が毎年報告されていると認識しています。そのルーツにかかわる国へ「帰れ！」にはじまり、近年は容姿をとらまえた差別発言事象も発生しています。そういった実態に触れた上で、P22の在日外国人教育の充実における「本名を使用できる環境の醸成に努める～」意味の理解につながるのではないかと考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在留資格については、最も多い「特別永住者」と次に多い「永住者」について、注釈を入れています。また、資料編に在留資格別外国人数の状況を掲載しました。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 また、当事者のデータとして、「大阪市外国人住民アンケート調査」の結果を引用することとしました いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に向けてまいります。</p>
77	<p>広く外国人を対象にした指針が策定されることにはもちろん賛成ですが、在日朝鮮人は歴史的経緯から見て、同等の説明では説明できるものではないはずで、改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述していますが、削除せずこれまでどおり記載すべきです。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪と一番深い関りの深い、人口比率でも大阪が一番多いであろう在日朝鮮人(元朝鮮籍で現在韓国籍や日本籍の方たちも含め)の歴史を、大阪の若者たち、子どもたちに語り続けていく必要があるのではないのでしょうか。その上で手を取り合ってより良い日本社会、より良い大阪のまちを作っていくことが、真の多様性を認める豊かさを実現することに繋がると信じています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
78	<p>当該指針案中の「在日韓国・朝鮮人」(以下、在日)の記述について 朝日新聞(2022年12月23日朝刊)によれば、案には在日の歴史的経緯の注釈などがなくなっているとありました。それに関する府人権局長のコメントに対して次のように異議を申します。</p> <p>1 在日外国人の国籍は多様化している。その通りです。だからこそ、在日の歴史的背景の注釈は必須です。他の外国人住民とは違い、在日の存在は日本と深く関わっているからです。また、昨今の韓流ブームの影響で韓国との交流も盛んになってきましたが、在日は本国の韓国人と同一視できません。</p> <p>2 歴史認識には様々な見解がある。確かにそうですが、どういう点で、在日の歴史に様々な見解があるとお考えですか？日本が朝鮮半島を植民地支配した。戦前は「日本人」、戦後は「外国人」と一方的にした。その結果で在日が存在しているのではないですか？歴史認識には様々な見解云々は、日本の植民地支配を否定する場合に、よく使われる言説ですね。たしか、どこかの首長もよく口にしています。</p> <p>3 したがって、書きすぎるぐらいの注釈が必要です。 それは、すでに人権局長のこのコメントが示唆しています。 記載が不要になるのは、在日の問題が解消した時です。今はまだその時ではありません。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
79	<p>1大阪在住の韓国・朝鮮籍の人の説明 8p 2段落目 2行目の「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、…」は「その多くは、日本が朝鮮半島を植民地としたことにより、第二次世界大戦以前から日本に移住せざるをえなかった人と、その子孫であり、…」と修正。理由は大阪に多くの韓国・朝鮮籍の人々が在住する理由として日本による植民地支配があったこと(「現行指針」では言及)は明らかなことであり、その歴史的事実を示すことは、これまで全国的にも高い評価を受けてきた大阪の在日外国人施策の基本であると考えているからです。現在の中学・高校の歴史教科書の多くは、日本が朝鮮半島を支配していた事実や、一部の教科書には日本に移住した植民地の人々が終戦後もやむなく帰国せず日本にとどまったことが記載されています。参考として教科書の記載例を以下に示します。 東京書籍『詳解歴史総合』(令和3年検定済)では「日本国内からは100万人をこえる旧植民地出身者が朝鮮や台湾へ戻ったが、持ち帰れる資金や荷物が制限され、帰国後の生活が容易ではなかったことなどから、約60万人の朝鮮人はその後も日本にとどまった。」</p> <p>2 新たな在留管理制度に対する国への要望 14p 新たな在留管理制度に対する国への要望 4行目の「在日外国人の負担軽減の観点から、少なくとも日本への定着性が高い永住者については、特別永住者と同様の扱いとなるよう…」は「在日外国人の負担軽減と人権尊重の観点から、全ての在日外国人にも特別永住者と同様の扱いとなるよう、…」と修正。理由は在留カードの常時携帯は日本人には課せられない義務と罰則を外国人にだけ負わせるのは人権尊重の視点から許されない施策と考えます。現行指針では外国人登録証明書の常時携帯義務など、在日外国人に過重な負担を与えている外国人登録法について、人権尊重の視点に立って抜本的な改正がなされるよう、市町村等と連携して、引き続き国に要望する。」と在留資格による区別はしていません。</p> <p>3「母国語」を「母語」に修正 17p 健康に暮らすための体制の充実 7行目の「通訳を介して母国語で」を「通訳を介して母語で」に修正。理由は近年、文科省や研究者及び教育現場では「母語」が一般的です。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。新たな在留管理制度に対する国への要望については、現在、市町村等と連携して国に要望している内容について、引き続き要望していくことを記載しています。 また、ご意見を踏まえ、「母国語」を「母語」に修正しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
80	<p>1. 指針改正案 2大阪で暮らす日外国人の状況(2)国籍・地域別の状況 において「大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。」と記述していますが、「歴史的経緯」の内容について何らの説明もされていません。</p> <p>2. つきましては府民文化部人権局発行の大阪府人権白書「ゆまにてなにわ36」の「外国人の人権」の項目での記述である「大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。戦後、さまざまな事情により多くの人が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人=外国人であるとされたのです。現在、この人たちの中には、差別を避けるために、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。」との在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯を正しく記述したものに差し替えることを求めます。 以上</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
83	<p>「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現」という、世界人権宣言と照らしあわせてつくられた「在日外国人施策推進の目標」は非常に貴重です。しかし、そこに向かう指針の「第3 在日外国人施策の基本的方向」の「1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実」に新たに盛り込まれた「ヘイトスピーチ解消推進条例の周知・啓発」について、国際理解教育・在日外国人教育の具体的な道筋が当指針からは見えません。2022年、茨木市のインターナショナルスクールが放火されるヘイトクライムがおきましたが、これは、在日韓国・朝鮮人に対してその歴史的背景への無理解による差別や偏見が起因した事件です。大阪府の「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(昭和63年策定・平成10年一部改定)では、「在日韓国・朝鮮人問題については、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の児童・生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日韓国朝鮮人児童・生徒にとっても自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきたと考えられる。」とありますが今も状況は変わりません。改正案「第2 在日外国人施策推進の目標」の「2 視点(2) 個々の文化を保持しながら共生できる社会づくり」では『すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在です。このことを認識し、国籍、民族等の違いを互いに認めあい、多様な文化、価値観を尊重しあうことにより、個々の文化を保持しながら、その個性や能力を発揮し、共生できる社会づくりを推進します。』とありますが、この言葉通り大阪府が真の共生社会に向かう国際理解教育・在日外国人教育に取り組むことを望みます。今後の課題解決のために「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(昭和63年策定・平成10年一部改定)と「在日外国人教育指導資料 互いに違いを認めあい、共に学ぶ学校を築いていくために」(平成18年策定・平成25年修正)という過去の成果を取り入れた指針をつくり大阪がSDGsの理念である「誰一人取り残さない」グローバル社会を実現し、国連「人種差別撤廃条約」にもとづき世界に先駆ける「共生社会」のモデル都市となることを願います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 また、ご意見を踏まえ、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチや、偏見や差別意識を背景とした暴力行為は、決してあってはならないことを追記しました。今後とも、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチの解消に向け、取組みを進めてまいります。 いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
84	<p>改正案「2 大阪で暮らす在日外国人の状況」の「国籍・地域別の状況」の本文 P8 下段</p> <p>「大阪府で暮らしている外国人の4割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。全国の韓国籍・朝鮮籍の人々のうち大阪で暮らす人々の割合は約2割であり、大阪が最も多い都市となっています。」</p> <p>※上記文章では、「経過」や「現状」は表面的ではあるが書かれています。しかし、「歴史的経緯」については書かれていません。</p> <p>「旧指針」での歴史的経緯の記述について</p> <p>・旧指針 P2 <2002年12月></p> <p>このうち、歴史的な経緯(注3)を有する韓国籍・朝鮮籍の人々は、大阪府に居住する外国人の約4分の3に相当する約16万人であり、日本に居住する韓国籍・朝鮮籍の人々の約4分の1を占めている。</p> <p>・旧指針 P14「注3」</p> <p>(注3)「歴史的な経緯」</p> <p>過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。</p> <p>※旧指針に書かれた経緯が、20年後何かに変更になったのか。上記の(注3)の文章を変えることも、省略する必要もないと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
85	<p>在日韓国・朝鮮人が、「日本の植民地統治の結果、日本居住を余儀なくされた朝鮮半島にルーツをもつもの及びその子孫」であることが明記されていない。韓国籍者の中には、ニューカマー(戦後、主に1965年日韓基本条約以降、就労や結婚、留学などの目的で渡日し、居住)も存在するが、「歴史的経緯」という言葉だけでは、在日韓国・朝鮮人がなぜ、大阪府で住民として暮らしているのかがわからない。「日本の植民地統治の結果、日本居住を余儀なくされた朝鮮半島にルーツをもつもの及びその子孫」である在日韓国・朝鮮人は、日本社会では「見ない・見えない・見ようとなしな」不可視化されてきた存在であった。その不可視化から可視化するために作成されたのが1998年「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導指針」であり、2002年「大阪府在日外国人施策に関する指針」であった。指針は、学校現場の教職員の指導資料にも反映され、不可視化から可視化の様々な実践の取組みの「指針」ともなり、単なる国際理解から人権に基づく「共生」社会を築く住民・市民の育成に寄与してきた。今回の改正案は、不可視化を促進するものとなり、これまでの取組みに逆行する「指針」となる可能性がある。</p> <p>「外国人学校に対し」を「すべての外国人学校に対し」と文言の修正をする必要がある。大阪府は、大阪朝鮮学園に対し、2012年3月「私立外国人学校振興補助金」不交付の決定をし、大阪朝鮮学園は、現在に至るまで補助金を受け取れていない。大阪朝鮮学園に在籍する児童生徒は公的に「教育条件の維持」から排除された対象であり、そのことが大阪朝鮮学園に在籍する児童生徒に対するヘイトスピーチを認めることになっている。すべての外国人学校の児童生徒の「就学上の経済的負担の軽減」をはかるための指針とするべきである。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p>
86	<p>「指針」を多様な在日外国人に対応することは評価できると考えます。しかし、2002年の指針に記述されていた在日韓国・朝鮮人の内容が大幅に削減され在日外国人一般化されていることに違和感を持ちます。府内の在日外国人中、韓国・朝鮮籍者が約40%減数しているがこれには考慮することがあります。韓国・朝鮮籍から日本籍者になった人や「国際結婚」の子どもなど韓国・朝鮮にルーツを持つ人です。これらの人々を加えると府における韓国・朝鮮人は依然として多数の「外国人」でありその基本は変更していません。</p> <p>例えば私の母のケースで言うと在日朝鮮人2世(現在、日本籍)で朝鮮籍であったため国民年金、国民健康保険から排除されており「無年金」の状態です。</p> <p>「指針」に記載されている国民年金の「無年金」問題やヘイトスピーチ、不動産差別、本名使用などそのほとんどが在日韓国・朝鮮人に関わる問題にもかかわらず在日外国人に一般化されています。他の外国人にも関わる問題でもありますが歴史的経過も含めて詳述する必要があると考えます。</p> <p>2002年の指針に複数回記述されている「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(1988年策定)は改定案には記載されていません。大阪の教育に関わる大事な指針を現在も重要指針として取り上げる必要があると考えます。</p> <p>在日韓国・朝鮮人の施策を歴史的経緯を含めて従来通り進め、同時に新たな外国人に対する施策を進めることが求められています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>年金制度については、国の社会保障制度の中で対処すべきものであることから、国に対し必要な救済措置を講じるよう求めてまいります。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチの解消に向け、取組みを進めてまいります。</p> <p>不動産差別については、引き続き、住宅入居に関わる啓発等の取組みを進めてまいります。</p> <p>在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
87	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年4月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
88	<p>日本の行政は、戦前戦中の植民地支配の責任を精算しなければなりません。だから、朝鮮学校には、日本の公立学校以上の助成をすべきです。更に、他の施策においても在日外国人の処遇は改善されるべきです。大阪府は、在日外国人が多く居住する地域です。現行の在日外国人施策を改善されることを望みます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
89	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年4月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
90	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
91	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
92	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
93	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
94	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
95	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
96	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
97	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
98	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
99	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
100	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
101	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
102	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
103	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
104	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
105	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
106	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
107	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
108	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
109	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
110	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
111	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
112	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
113	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が削減されていることに反対します。私たちは、これまで明らかにされていなかった 1945 年の大阪空襲における朝鮮人被害者の特定と実態の解明および追悼を目的に活動しています。</p> <p>私たちは、今回の大阪府の「在日外国人施策に関する指針」の改定案について 2002 年の指針で示されていた在日朝鮮人についての記述が大幅に削減されていることについて、深く憂慮しています。いうまでもなく、在日朝鮮人は日本の朝鮮植民地支配に起因する存在であり、日本の各地に在日朝鮮人の集住地区があるように、日本社会とこれまで深い関係性を持ち続けています。なにより大阪府は、在日朝鮮人が統計上最も多い自治体であり、在日外国人について考えるとき、その存在を避けて通ることはできません。しかし、たとえばピースおおさかにおいて、植民地支配の歴史など加害の歴史を未来にしっかりと継承しようとしてきた展示を撤去するという動きが大きな問題となりましたが、今回もそれと同様、在日朝鮮人の記述がなくなった背景には「在日韓国・朝鮮人や植民地支配に関わる歴史を政治的な問題と捉え、触れないようにする考え方があるのではないか」(朝日新聞 2022.12.23 付)とする専門家の意見もあがっています。もちろん、さまざまな国・地域からの外国人住民が急速に増えており、多種多様な外国人住民に対応するための施策の策定は重要な課題です。しかし、そのことで在日朝鮮人の存在が語られなくなることは、先述した歴史を忘却するに等しいことです。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずで、実際、様々な公的制度からの排除や入居差別などの民間における差別といった、あらゆる「外国人差別」を経験し、また「民族学級」などのマイノリティー教育の実践を先駆けて展開してきたのが在日朝鮮人でした。改定案では、外国人学校についても、その振興のための支援について、また国庫補助がないことや外国人学校卒業生の受験資格がない問題について現指針で言及していた部分が削除されていますが、これも容認することができません。以上から、私たちは、大阪府が、在日朝鮮人の存在と、その歴史的背景を踏まえた指針を策定することを求めます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
114	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>
115	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事に関しても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。</p> <p>現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
116	<p>8 ページ 6 行目「その多くは、歴史的経緯により、…」の箇所を「その多くは、朝鮮半島植民地という歴史的経緯により、…」に修正することを提案します。</p> <p>【理由】 2002 年では注釈において「歴史的経緯」の内容が示されていましたが、改定案ではその内容が示されておらず、具体性にかけます。在日韓国・朝鮮人が移り住んだ歴史の評価についてはさまざま異論があるとはいえ、日本が朝鮮半島を植民地支配した歴史に起因することは 2002 年の注釈にあるように歴史的事実として確認されている内容です。</p> <p>しかしながら 2002 年の注釈にあるような認識を否定、歪曲するような議論がいまだにインターネットや一般書籍などで広がりを見せています。こうした現状が「在日特権」なる虚構につながり、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムという深刻な人権侵害が大阪でも多発していることは改定案の「在日外国人の人権をめぐる国内外の動向」で示されている通りです。</p> <p>2016 年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、自治体においてもヘイトスピーチを許さない取組が求められるところであり、大阪府でも 2019 年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、その推進がもたられるところでもあります。こうした点から、歴史的経緯についてより具体的に記述し、その認識を明確にすることは今目的にも重要な課題であると考えます。</p> <p>また外国人の人権尊重を図るためには、その個人の社会的、歴史的、文化的背景が正しく理解されなければならないと、とりわけ在日韓国・朝鮮人のさまざまな人権課題はその歴史的な背景を正しく理解することなしに正しく解決を図ることは困難であると考えます。そうした観点から、大阪府民が歴史に根ざした視点から外国人の人権課題に向き合えるよう、改定案に歴史的経緯を具体的に記述することが必要と考えます。</p> <p>以上のような理由から、改定案の修正を提案するものです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、ヘイトスピーチについては、令和元(2019)年 11 月に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチの解消に向け、取組みを進めています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
117	<p>22 ページ「在日外国人教育の充実」 2 行目「努めるとともに、在日外国人の児童・生徒が、…」の箇所を「努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒をはじめ、在日外国人の児童・生徒が、…」に修正することを提案します。</p> <p>【理由】 大阪府では教育現場における重要な課題の一つとして在日韓国・朝鮮人問題を掲げており、そのための指針として「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(1998 年一部改訂、以下指針)を策定しています。その前文において、「在日韓国・朝鮮人問題については、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の児童・生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒にとっても自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきた」との認識にもとづいて、「すべての児童・生徒に対し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深めさせるよう努める」取組みを行ってきました。そのなかで改定案に示されている「課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)」があります。</p> <p>改定案ではこうした歴史的な背景や取組みの意義、指針との整合性について明確にされているとは言い難い内容になっていると言わざるをえません。確かに大阪府における外国人も多様化しており、在日韓国・朝鮮人が減少傾向にあります。それでも大阪府で暮らす外国人の 4 割が韓国・朝鮮籍であり、学校現場における重要な課題の一つとして指針にある在日韓国・朝鮮人児童・生徒の民族教育があることはいまでもありません。今後を見据えてより多様な外国人の児童・生徒が生き生きできる在日外国人教育の充実をはかる必要性を踏まえつつ、その歴史的積み重ねを継承していくことも重要であると考えます。</p> <p>以上の理由から、上記のように改定案を修正することを提案いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
118	<p>8 ページ 6 行目「その多くは、歴史的経緯により、…」の箇所を「その多くは、朝鮮半島植民地という歴史的経緯により、…」に修正することを提案します。</p> <p>【理由】 2002 年では注釈において「歴史的経緯」の内容が示されていましたが、改定案ではその内容が示されておらず、具体性にかけます。在日韓国・朝鮮人が移り住んだ歴史の評価についてはさまざま異論があるとはいえ、日本が朝鮮半島を植民地支配した歴史に起因することは 2002 年の注釈にあるように歴史的事実として確認されている内容です。</p> <p>しかしながら 2002 年の注釈にあるような認識を否定、歪曲するような議論がいまだにインターネットや一般書籍などで広がりを見せています。こうした現状が「在日特権」なる虚構につながり、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムという深刻な人権侵害が大阪でも多発していることは改定案の「在日外国人の人権をめぐる国内外の動向」で示されている通りです。</p> <p>2016 年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定され、自治体においてもヘイトスピーチを許さない取組が求められるところであり、大阪府でも 2019 年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定され、その推進がもためられるところでもあります。こうした点から、歴史的経緯についてより具体的に記述し、その認識を明確にすることは今目的にも重要な課題であると考えます。</p> <p>また外国人の人権尊重を図るためには、その個人の社会的、歴史的、文化的背景が正しく理解されなければならないと、とりわけ在日韓国・朝鮮人のさまざまな人権課題はその歴史的な背景を正しく理解することなしに正しく解決を図ることは困難であると考えます。そうした観点から、大阪府民が歴史に根ざした視点から外国人の人権課題に向き合えるよう、改定案に歴史的経緯を具体的に記述することが必要と考えます。</p> <p>以上のような理由から、改定案の修正を提案するものです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。また、ヘイトスピーチについては、令和元(2019)年 11 月に、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行し、ヘイトスピーチの解消に向け、取組みを進めています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
119	<p>22 ページ「在日外国人教育の充実」 2 行目「努めるとともに、在日外国人の児童・生徒が、…」の箇所を「努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童生徒をはじめ、在日外国人の児童・生徒が、…」に修正することを提案します。</p> <p>【理由】 大阪府では教育現場における重要な課題の一つとして在日韓国・朝鮮人問題を掲げており、そのための指針として「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(1998 年一部改訂、以下指針)を策定しています。その前文において、「在日韓国・朝鮮人問題については、日本と韓国・朝鮮をめぐる近代以降の歴史的経緯や社会的背景のもとで生み出されてきた偏見や差別が、日本人の児童・生徒の在日韓国・朝鮮人に対する意識形成や行動様式に影響を与えるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒にとっても自らの誇りや自覚を身につけることが困難な状況を生み出してきた」との認識にもとづいて、「すべての児童・生徒に対し、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が在籍している歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、朝鮮半島の文化や歴史についての理解を深めさせるよう努める」取組みを行ってきました。そのなかで改定案に示されている「課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)」があります。</p> <p>改定案ではこうした歴史的な背景や取組みの意義、指針との整合性について明確にされているとは言い難い内容になっていると言わざるをえません。確かに大阪府における外国人も多様化しており、在日韓国・朝鮮人が減少傾向にあります。それでも大阪府で暮らす外国人の 4 割が韓国・朝鮮籍であり、学校現場における重要な課題の一つとして指針にある在日韓国・朝鮮人児童・生徒の民族教育があることはいまでもありません。今後を見据えてより多様な外国人の児童・生徒が生き生きできる在日外国人教育の充実をはかる必要性を踏まえつつ、その歴史的積み重ねを継承していくことも重要であると考えます。</p> <p>以上の理由から、上記のように改定案を修正することを提案いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
120	<p>新しい在日外国人政策とされていますが、現在ある差別、課題について触れられていません。在日外国人のアイデンティティを守る教育について支援するそうですが、現在朝鮮学校に対する補助金はあの前の知事さんが止めてしまっ</p> <p>て以来保護者からの強い要望を全く無視して現在も支給されていません。これは民族差別、嫌がらせ以外の何ものでもなく、しっかり検討し改善することを施策に入れるべきです。大阪に住み税金を払っているものとして強く要望します。ヘイトスピーチもたれ流しで不快な思いをしています</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
121	<p>以下の2点についての意見を提出します。</p> <p>一 韓国・朝鮮籍の人々の有する歴史的経緯の記述について 該当箇所 2 大阪で暮らす在日外国人の状況 (2) 国籍・地域別の状況 (p8) 「大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。」 → 歴史的経緯についての具体的な説明が無い。特に「植民地支配」に対する言及がないのは、その歴史的経緯を踏まえると問題であると考えます。 改正前の該当箇所には、歴史的経緯について、「植民地支配」に言及しつつ説明がなされているので、今回の改正においても、その記述を削除することなく、しっかりと説明すべきであると考えます。</p> <p>二 「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての言及 該当箇所 6 国際理解教育・在日外国人教育の充実 ・ 在日外国人教育の充実 (p22～23) → 改正前の該当箇所において言及されていた「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述が削除されている。 在日外国人教育を充実させるためには、様々なルーツや背景を持つ児童・生徒たちの間にある共通する部分だけではなく、その差異についての理解を深めることも重要であると考えます。 その一助になるであろう「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述は、削除すべきではないと考えます。 以上</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところですが、指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
122	<p>◇「在日外国人施策に関する指針」改定案において、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除すべきではない。また、日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化するような記載にすべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
123	<p>在日韓国朝鮮人の問題を考えるところから在日外国人の人権尊重の考えが始まりました。 大阪の人権意識の高まりはそれを抜きにしては成り立ちません。 指針改定にはその歴史的経過を尊重して下さい。 また、大阪の人権教育にも活かして下さいをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところですが、指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
124	<p>1. 「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人の歴史的背景である日本の朝鮮植民地支配の歴史について削除すべきではない。 現指針では注釈に「歴史的な経緯」として「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」と記載があるが、改訂案では削除されている。 大阪の外国人施策の土台には、在日朝鮮人の歴史がある。その歴史に向きあって、地域や学校現場などで歴史の過ちを克服し、共生の実践が積み重ねてきたものだ。また多文化共生社会の実現に向けて学ぶことが多い。 日本の朝鮮植民地支配に起因する在日朝鮮人の歴史的背景を希薄化しない為、加害の歴史を忘れず、同じ過ちを犯さない為、削除せずこれまでどおり記載すべきである。</p> <p>2. 外国人施策において、「外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題」について削除せず記載すること。 現指針では(4)教育にかかわる分野において、「なお、外国人学校については、その振興を図るため一定の支援を行っているが、学校教育法上各種学校と位置づけられていることから国庫補助制度がないことや、卒業生に国立大学等の受験資格が認められていないなどの課題がある」と記載があるが、改訂案では削除されている。 国庫補助制度がないこと、国立大学の受験資格が認められないことは、教育の機会均等や「子どもの権利条約」の育つ権利、基本的人権の自由権または社会的側面から導かれる憲法 26 条の「教育を受ける権利」や「学習権(教育権)」から見て逸脱している。また、「法の下での平等(憲法 14 条)」で保障される平等権の側面から人種差別(民族差別)である。 そうした課題があることを、削除し風化させるのではなく、課題として現存していることをすべての府民が改めて認識する忘れない為にも記載すべきだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 いただいたご意見も踏まえ、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
125	<p>改正案は、極めて不十分であると考えます。在日韓国・朝鮮人の歴史と問題について記載されているのは、「2 大阪で暮らす在外外国人の状況(2) 国籍・地域別の状況」のみであり、その内容も現行に比して甚だ不十分です。</p> <p>現行には、注釈として「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が 軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」と、短くとも歴史的な経緯が書かれています。</p> <p>しかし、改正案は、「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。」と、過去の植民地支配や戦後帰国できず日本にとどまることになった歴史もまったく書かれていません。</p> <p>日本社会で暮らすニューカマーの抱える問題は、オールドカマーと呼ばれる在日韓国・朝鮮人が抱え続けた問題と同じであると考えます。つまり、在日外国人施策の指針を定める時、真っ先に考えなければならないのは在日韓国・朝鮮人の問題です。</p> <p>改正案に、教育・福祉や年金、国への法制度の改善等、現在も解決しているとは言い難い問題について触れられていない点も納得できませんが、ここでは、特に教育の問題について、改正案に記載すべき点を 3 点挙げます。</p> <p>日本社会では、在日韓国・朝鮮人が「その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない」状況がまだまだあります。現行にある、「大阪府として、在日外国人児童・生徒が、自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努めるとともに、とりわけ在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、『在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針』に基づき指導に努める」を記載してください。</p> <p>「外国人学校については、その振興を図るため一定の支援を行っているが、学校教育法上各種学校と位置づけられていることから国庫補助制度がないことや、卒業生に国立大学等の受験資格が認められていないなどの課題がある」も記載してください。</p> <p>「在日韓国・朝鮮人の児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成する」も必要と考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
126	<p>3. 外国人技能実習生への人権侵害の改善について記載すること</p> <p>外国人技能実習制度は 93 年にスタート、2022 年 6 月時点で約 32 万 7000 人の実習生が滞在、ベトナム、インドネシア、中国の出身国生が多くを占め、在留外国人(約 296 万人)全体の約一割を占めている。技能実習生への劣悪な労働環境や賃金不払いの問題など、人権侵害がかねてから横行し、制度そのもの見直しが求められており、政府もやっとなしと重い腰をあげ、法務省において 22 年 12 月から外国人の技能実習・特定技能の両制度の見直しを検討する有識者会議が開催、23 年春頃に中間報告、秋頃に最終報告書をまとめ、見直しの具体的な制度設計をすすめている。大阪における技能実習生の状況や不当労働行為や人権侵害の改善を図ることを記載すべきと考える。</p> <p>4. 「レイシャル・プロファイリング」の防止について記載すること。</p> <p>警察や出入国管理に関わる法執行機関が、客観的な証拠や個人の行動ではなく、人種・民族、肌の色、国籍や出身国に基づいて、職務質問、捜索、身元確認、捜査及び逮捕といった犯罪捜査を行うといった「レイシャル・プロファイリング」の防止についても記載すること。日本においても不適切職務質問が21年に4都府県で6件確認されるなど、露骨な外国人に対する偏見にもとづく行為が横行している。大阪においてもそのような行為がなされないよう、どう徹底・防止を図っていくのか記載すべきである。</p> <p>5. 安全支援を守る災害支援体制の充実</p> <p>「4. 安全支援を守る災害支援体制の充実」では災害時のときの情報提供などを発信していくとあるが、東日本大震災をはじめ災害が起きた時に「外国人による犯罪が横行している」などのデマが拡散した。デマ拡散防止に向けて大阪府が積極的に正しい情報を発信することが必要だと考える。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>技能実習制度は、国、外国人技能実習機構の所管となっております。府においても、指針第3「5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実」に記載のとおり取り組んでまいります。</p> <p>レイシャル・プロファイリングについては、国の動きや社会の情勢を注視してまいります。</p> <p>また、災害時などに、「外国人による犯罪が横行している」などのデマが拡散することに関しては、特定の人々に対する差別や偏見をおおる意図で虚偽の情報を投稿する行為は決して許されないことであると追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
127	<p>p.8において、「～その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です」とあるが、在日朝鮮人のその歴史的経緯に関して詳しく記述すべきである。旧指針においては、「植民地支配」の結果、戦後(解放後)も日本にとどまらざるを得ない在日朝鮮人の歴史的背景が記述してある。このような背景を、ともに暮らす府民が知っておく必要がある。p.21において、「在日外国人教育については、母語・母文化を尊重した取組みを進めることにより～」と第一に記述してあることは、評価したい。在日朝鮮人は、自らの民族教育を受ける権利や機会を奪われてきたことから、韓国朝鮮にルーツのある子どもたちの多くは、自身の民族文化や歴史的背景を知ることが出来ないでいる。そのためにも、なぜこのような教育が必要なのか根拠をきちんと示すべきである。旧指針においては、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づいて、在日韓国・朝鮮人への指導にあたりと記述されていた。旧指針から20年経った今でも、在日朝鮮人に対する偏見や差別の状況がよくなったとはいえない。また、在日朝鮮人とともに暮らす日本人が、正しい知識を持ち、理解をしていかなければならないはずである。そのようなことが指針に記述されるべきである。p.21において、「本名を使用できるような環境の醸成に努める」と記述されている。旧指針においては、資料「韓国・朝鮮人関係統計」において、「本名使用状況」が掲載されている。当時の本名使用率は小中学校とともに約13%である。しかし20年経った現在、この状況が改善されているのだろうか。その達成度合いをみなくてはならないのにも関わらず、改訂版には在日朝鮮人の本名使用率はなく、「在日外国人の本名使用率」が掲載されており、これでは現在の課題を見極めることが出来ない。p.22において、「在日外国人の児童・生徒が、課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)などを通じて、歴史、文化、言語等について学習できる環境の醸成に努めます」とあるが、そのためにきちんと財源や人材を確保していくことを約束してほしい。p.23において、「外国人学校」に対する補助について記述してあるが、それならば、朝鮮学校に対してもきちんと補助金を出すことを求める。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p>
129	<p>◆要望:複合差別にもっと配慮した条例を作してほしい。マイノリティ女性が、民族や人種だけでなく、女性差別にもさらされ何重にも差別被害を被っているので、複合差別についてもっと学んで条例を作ることを強く望む。 ◆要望:第三者機関による被害者救済手続きの設置 記入箇所:2頁11行目 2(5)「相談体制の整備」 ・相談だけでは結局弁護士や裁判所を紹介するだけに終わる。せつかく差別的取り扱いを禁止する規程があるのに、違法と宣言されるだけでは被害者は救済されない。 ・相談のみでは被害者が裁判に訴えるしかなく、大変な負担は一切変わらない。 ・具体的には、東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案が定めているような、第三者機関による救済手続きが必須。 ◆要望:ヘイトスピーチに対し、川崎市のような罰則を科す ・ヘイトスピーチの抑制には、罰則規制が必要。 ◆要望:審議会委員は、差別問題の専門家とし、相当数を被差別属性を有する人とする ・当事者でなければ理解が難しいため、被差別属性の当事者が委員に必須。 ・外国籍者、女性、性的マイノリティ、障がいなどのマイノリティの属性を有する専門家をいれてほしい。 ・条例の解釈基準作成、基準の具体例への当てはめ、被害者救済手続きなどを行うには差別問題に取り組んできた弁護士の1人以上の参加は不可欠。 ◆要望:審議会の独立性の担保や被害救済、差別実態の調査、行政への勧告といった権能の拡充 記入箇所:4頁15行目 6「沖縄県人権尊重社会づくり推進審議会(仮称)」 [意見(案)] ・審議会は、独立性があり、差別の実態調査や行政への勧告、被害者救済を行う権限を有する機関にして欲しい。 ・県の諮問がないと動けない審議会では、機能しない恐れがある。 ・県が差別撤廃のため条例の目的に則った積極的な運用を確保するには、独立性、専門性が重要。 ・具体的には、東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案や、沖縄県と同じく人権条例を制定予定の神奈川県相模原市において、審議会から提起されている「相模原市人権委員会」のような仕組みが必要。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見は、本件とは直接関係がないように見受けられるため、回答を差し控えさせていただきます。</p>
130	<p>「在日外国人施策に関する指針」の改定案において、外国人学校の振興や国庫補助、受験資格についての言及が削除されている。重要な事案なので削除すべきではない!「植民地支配」も削除すべきではない!</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
134	<p>大阪で育ち、職場(教育機関)が大阪にある立場からの意見(希望)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在日韓国・朝鮮人の子どもらの教育について言及が欲しい。 ・ヘイトスピーチについて啓発だけでなく、厳罰で臨むくらいの気概が欲しい。 ・市職員採用に国籍条項を撤廃したという事実は書き残して欲しい。 ・p.24「2 市町村・・・との連携」の「外国人問題についての取り組み」は、「外国人住民ニーズへの対応」という表現が適切では？ ・全体を通じて、「外国人」「日本人」の二分法になってますが、国際結婚や海外育ちの子など、ボーダー層への配慮も欲しいです。 <p>以上、大阪府が、日本の国際化をリードすることを願っています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>ヘイトスピーチについては、「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき、ヘイトスピーチの解消に向け、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>市町村職員の任用については、各市町村において法令や公務員に関する国の基本原則等を遵守のうえ、責任をもって自主的かつ適切に行っていただいているものと考えています。</p> <p>「市町村・NPO・事業者等との連携」のご指摘の箇所については、ご意見を踏まえ、「外国人問題」という表現を用いない表現に修正しました。</p> <p>また、日本で生まれ育った外国人や、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方などについても、本指針の対象とすることを明記いたしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
135	<p>改正案を拝見しました。</p> <p>最近流行りの耳触りの良い言葉が並んでいてスーツと読めました。何も間違っていないように思いますが、現実には起きている差別や人権侵害を解決しよう。という強い決意と具体的な内容を感じられませんでした。</p> <p>ヘイトスピーチも身近な差別発言も当たり前になっているこの現状をどうやったら変えられるのか？と考えました。</p> <p>本当に誰もが取り残されることなく生活していくためには、日本人が上から目線で在日外国人のことを考える、というスタイルの案をやめて、何が問題なのか、どうしたら解決できるのかを一緒に考える具体的な内容の改正案をつくることから始めたらどうか、と思います。</p> <p>私に変だな、人権侵害だな、と思っていることは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝鮮学校が無償化から外されていること 2 住民投票から外されていること 3 帰化しないと選挙権がないこと <p>です。きつともっとあると思いますが勉強不足ですみません。</p> <p>特に1の朝鮮学校の無償化排除は</p> <p>基本的人権、こどもの権利条約、大阪府の条例にも大きく違反している現状を課題として記載してほしいです。</p> <p>現在日本に住み、ともに生活している子どもたちが、ルーツや学が内容で差別され、日本に住んでいたら当たり前に行き止まる権利を行使できていないことを恥ずかしく感じます。</p> <p>いつか在日外国人なんてわざわざ言わなくても多様な人がともに生活できる大阪の街となりますように。</p> <p>私もできることを少しずつ努力していきたいと思っています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本指針は、目標の達成に向けて、在日外国人施策の取り組みを総合的かつ体系的に推進するための基本的方向を示すものです。在日外国人施策の実施状況等については、毎年、「大阪府在日外国人施策の実施状況」をとりまとめ、「大阪府在日外国人施策有識者会議」において、委員の意見をお聴きしています。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>在日外国人の参政権については、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
136	<ul style="list-style-type: none"> ・在日韓国・朝鮮人に関する記述については、現行指針通り「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」と、その歴史的な経緯を記述してください。「植民地支配により日本に来た」経緯を踏まえてこそ、在日韓国・朝鮮人への真に実のある施策が実施できます。 ・「在日外国人を含めた多様な住民の意見を府政に反映することが求められている」とするなら、なにより多様な意見を反映できる地方参政権を認めるべきだとの指針を示してください。 ・「外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります」とあるのに、どうして朝鮮学校へは補助金を与えないのでしょうか。大阪府が民族や国籍、主義主張の違いから子どもたちに平等な教育の機会を与えないということは、大阪府民みなに関わる問題です。大阪府が子どもたちの人権を侵害し続ける地域であっていい訳がありません。朝鮮学校にも外国人学校振興補助金を与え経済的負担の軽減を図ってください。さらに加えて、朝鮮学校を高校無償化の対象から除外する省令を改正するよう文部科学省に求めてください。 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>在日外国人の参政権については、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
138	<p>在日朝鮮人の歴史的背景の説明から植民支配の歴史を削除するべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
140	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案に於いて、外国人学校の振興及び国家補助、受験資格問題についての部分が削除されているが、これは外国人施策の重大な課題であるので削除してはいけない。 また、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、これまで通り記述すべきである。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
141	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案で、外国人学校の振興および国庫補助、受験資格問題について言及されている部分が削除されているが、外国人施策において重大な課題なので削除してはいけない。また、広く外国人を対象にした指針が策定されるべきだが、それは特殊な歴史関係にある在日朝鮮人の存在を無視することと同義であってはならない。改定案では、在日朝鮮人の説明から「植民地支配」の言葉を削除して記述しているが、削除せずこれまでどおりに記載すべきだ。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
142	<p>1. 修正箇所 P.8 2段落目の2～3行目 「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方です。」 修正案 同文章末に(注)を入れ、平成14(2002)年12月の現行「指針」P.14の(注3)を(注)とする。 理由 日本(とりわけ大阪)に多くの韓国・朝鮮籍の人々が在住している背景に関して、説明が必要。 2. 要望 在日韓国・朝鮮人の児童・生徒に関する言及がない理由を明示してほしい。 理由 現行「指針」P.11《基本方針》9、10行目及び現行「指針」P.11《推進方策》(3)在日外国人教育の充実 3、4行目にあるように、在日韓国・朝鮮人の児童・生徒についてはその歴史的経緯を踏まえて重要な課題であるとして、この20年間取り組んできたと思います。その取り組みの成果に対する評価があって、その上で言及の有無が判断されるはずで</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
143	<p>共生社会を作っていく、ときれいごとだけ並べても朝鮮学校への補助金を出さないとか、やっていることと言っていることが違いすぎている。事実でないことを信じてウソ口に放火した青年のような差別感情は行政が招いているとしか言えない。そこはきちんとした歴史教育と平等政策をすることでしか達成されないと思う。 戦争時に日本が何をしたか小中学生にもきちんと教えてほしい。ドイツはきちんと教えている。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
146	<p>この指針の改訂作業のきっかけは、西野弘一府議(維新)の質問とのこと。 彼は、現行の指針の「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が重需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」との記載が「全くの事実誤認」で、その根拠として、「朝鮮半島から日本の内地に移入してくる方があまりにも多かったため、どちらかという移入を制限するような政策が取られてきました。例えば、1934年当時の岡田内閣は、「朝鮮人移住対策ノ件」を閣議決定しまして、朝鮮からの移入を阻止するために「余儀なくされた」ということであれば、移入を阻止する政策を打つはずがない」と述べ、さらに「外務省の発表によりますと、戦時徴用は実際のところ242人だけだった」ので「余儀なくされたという表現はちょっとやっぱり実態と合っていない」と述べられています。 しかし西野氏のこの発言はその根拠が極めて薄弱だと思えます。 1934年当時の内閣が「朝鮮からの移入を阻止」したならなぜ、終戦時に210万人もの朝鮮人が日本にいたのか？ なぜ、70万人もの人が日本に職を求めて日本に来ざるを得なかったのか、という説明が必要です。 いわば、朝鮮は貧しかったから豊かな日本で働きたい人たちが好んでやってきた。日本の植民地支配は、朝鮮に恩恵をもたらしたというヘイトスピーチにつながる朝鮮蔑視観に基づく言説にほかなりません。 このような差別的な発想に基づく質問によって今回の指針の改訂が行われ、大阪の行政がゆがめられることに大いに危惧を抱きます。 私は現行の指針ができてから20年を経過しており在日外国人も多様化しているので、改訂の必要性を否定しません。ただ、在日韓国・朝鮮人が日本に多数居住している歴史的経緯については現行以上に詳しく記述する必要があると考えます。 なぜなら、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムのターゲットにされている多くが在日韓国・朝鮮人だからです。日本人の多くはなぜ韓国・朝鮮人が日本にたくさん住んでおられるのかの理由を知らないことが「いやなら日本から出ていけ」「たたき出せ」などというヘイトスピーチの基盤になっているからです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 また、ヘイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
147	<p>今回の素案を拝見して驚いたことは、オールドカマーに関する記述が限りなくゼロになっているということです。日本の在日外国人施策は、朝鮮半島や台湾、中国東北部を植民地支配していた頃からの、出入国管理がベースとなっています。言い換えると、在住外国人を受け入れるのではなく、管理することを目的として、入管庁はじめさまざまな施策がとられてきました。</p> <p>2019年からは国も受け入れ施策を発信するようになりましたが、まだまだ在日外国人受け入れに関する基盤が成り立っていません。そのような中で、オールドカマーの記述をなくすことは、歴史的経緯を無視し、オールドカマーの存在を軽んじることに直結するため、大阪で生まれ育った日本人として、絶対に看過することはできません。このため、以下の2点を修正してください。</p> <p>(1)8ページに記載されている「歴史的経緯」の注釈として、過去の植民地支配に関する同様の記述を復活させてください。</p> <p>現在の指針では、「第1 大阪府における在日外国人の状況」の中の「歴史的な経緯」の注釈として、以下の記述があります。</p> <p>====</p> <p>過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。</p> <p>====</p> <p>(2)23ページの「7 地域・府政への参画促進」の記述として、中長期滞在者の外国籍住民への住民投票権や地方参政権について触れてください。</p> <p>現在の指針では、「(5)府政参画にかかわる分野」の中で、「また、府政に関する世論調査については、平成12(2000)年から在日外国人も調査対象としている。さらに、近年、社会的な関心が高まっている地方参政権については、国において法案が審議されているところである。」との記述があります。今回の素案においても、</p> <p>○大阪府が実施する住民投票などの対象に、3か月以上日本に居住する外国籍住民も含めること、</p> <p>○地方参政権に関する国の議論を注視する旨の記載を求めます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
148	<p>従来指針にあった在日外国人のうち、韓国籍・朝鮮籍の人々についての「歴史的な経緯」の具体的内容が削られることは在日コリアンに対する施策の意義、目指すべき到達地点を曖昧にしまうため削除しないよう求める。こと、植民地支配というタームを在日コリアンの歴史的経緯においては必ず使用されるべきと考える。</p> <p>改正案「第3 在日外国人施策の基本的方向」における、医療・保健・福祉サービス体制の充実について、制度的無年金について従来の水準の説明を望む。また生活保護についても外国籍者に対しては依然として恩恵的扱いであることについても課題として認識されたい。</p> <p>住宅・就労支援の充実については、就労先で日本名の使用を強要される事例があることも現状課題として認識されたい。</p> <p>また公務就任権についても、受験資格の平等の次元にとどまらず昇進における壁についても課題として認識されたい。</p> <p>教育の充実については、国際人権規約及び子どもの権利条約という普遍的人権の観点に基づくものであることは基本として、従来指針のように在日韓国・朝鮮人の児童・生徒においてはその歴史的経緯からなる固有の権利としても位置付けられるべきである。「外国人学校に対する外国人学校振興補助金により、教育の維持向上及び外国人学校在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図る」ことは大変結構だが、朝鮮学校が国及び地方自治体からの各種補助金から排除されている現状について明記すべきである。</p> <p>従来指針では各種統計資料が充実していたのに比べて改正案では一切削られてしまっているので、最新の内容にアップデートした上で、資料を付けるべきと考える。</p> <p>そのほかとして、日本の難民認定率の低さ、技能実習生に対する経済的搾取及びそのほかの虐待的状況、非正規滞在となった外国人に対する非人道的な処遇(入管における長期収容及び職員による被収容者への虐待)、警察によるレイシャルプロファイリングなどは極めて重大なイシューであり、在日外国人の人権をめぐる動向として確実に認識されて然るべきであり、府として国に要望する内容を明記すべきであると考えます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>年金制度については、国の社会保障制度の中で対処すべきものであることから、国に対し、必要な救済措置を講じるよう求めています。</p> <p>生活保護制度についても国において対処すべきものであり、国通知を踏まえた取扱いを行っております。</p> <p>また、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記いたしました。</p> <p>本府職員の任用については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する国の基本原則を踏まえ、対応しています。</p> <p>また、市町村職員の任用については、各市町村において法令や公務員に関する国の基本原則等を遵守のうえ、責任をもって自主的かつ適切に行っていただいているものと考えています。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、ご意見を踏まえ、大阪で暮らす外国人の状況や外国人児童・生徒数などの統計資料を巻末に付けることとしました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
149	<p>言いたいことは山のようにありますが、今回は朝鮮学校の処遇に絞って記述します。</p> <p>大阪府とは毎年年度末に団体の一員として応接に参加させていただいています。その際に朝鮮学校に通う子どもたちに不平等・不公正な処遇にならないようお願いしていますが、担当職員はなかなか学校訪問さえして下さりません。なぜでしょう？</p> <p>第3 在日外国人施策の基本的方向 6 国際理解教育・在日外国人教育の充実 の記述について</p> <p>21 頁「また、外国人学校については、日本在住の外国人や外国にルーツのある生徒等が、母語、母文化に触れながら学習する場を提供するものであることから、その振興を図ることが求められています。」</p> <p>22 頁「また、外国人学校との交流など地域の外国人との交流機会を拡充します。」</p> <p>とありますが、絵に描いた餅です。これらを実際に行ってください。</p> <p>朝鮮学校に対して長年出していた「大阪府私立外国人学校振興補助金」の再交付をしてください。4 要件云々は言いがかりです。自治体として、外国人府民に平等になるようにしてください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
151	<p>まず、改訂の意図が不明確です。2002年以來の指針で何が進展し、何が課題として依然として残されているのかという総括が、全く書かれていません。こんな政策を実施したということは、国の政策とともに書かれていますが、それらはやったことだけを羅列してあり、その効果や不十分だったことなどの総括がないように思います。そしてヘイトスピーチのみに焦点が絞られているのですが、府の基本的姿勢として、府内に居住する住民は、国籍の違いを問うことなく、府民であり、府民には平等な人権が保障されると宣言し、これに反するいかなる団体や個人の活動にも反対するという姿勢を鮮明にすべきです。具体的施策においては、労働における差別待遇の禁止や居住環境の改善、教育・医療・福祉分野での手厚い保護などの総合政策を実施し、府民に向けてはこうした政策がなぜ必要かを、理解されるよう啓発活動を強めるという指針を出すべきです。現在、府の啓発活動は、拉致問題を中心的課題に取り上げているように見えるのですが、他の人権問題にはほとんど注力しないという現在の啓発のあり方が、在日韓国・朝鮮人やその周辺に生活する人々に対するヘイトスピーチにつながっていることや、他の人権問題を理解をすることの障害になっている点は、大いに反省すべきだと思います。もし大阪が、東アジアの玄関口であるという自負を持つなら、大阪府に暮らす外国籍住民が安心して来住し、生活することが出来るようにするためにも、在留資格やその法的処遇の改善を国に強く働きかけていくべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今回の改正は、指針策定から20年余りが経過し、外国人数の増加や多国籍化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められることから、これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示すものとして、改正するものです。 人権啓発については、毎年12月4日から10日までの人権週間のほか、10月を部落差別調査等規制等条例啓発推進月間、11月をヘイトスピーチ解消推進条例啓発推進月間と位置づけるなど、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向け、取り組んでいます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
152	<p>指針の改正においては、以下の4点をご考慮願いたい。 1. 大阪府在日外国人施策は、国籍上日本人でも外国にルーツを持つ人々に対する施策を含むこととする。 2. 仮放免者・難民申請者への生活、教育、医療、就労援助。 3. 外国人の就労支援の充実。 4. 地域日本語教育の推進(特に教育者の身分および生活保障、労働環境保障)。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 日本で生まれ育った外国人の方々や、国籍は日本であっても親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えているの方々についても、本指針の対象とすることを明記いたしました。 外国人の就労支援については、外国人へのきめ細やかな就労相談支援に努めることや外国人が働きやすい労働環境の整備を促すことについて記載しています。 地域日本語教育の推進については、今後も各市町村と連携を深め、日本語教育を必要としている外国人の方が学ぶ機会を得ることができるよう支援に努めます。 この他いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
153	<p>「在日外国人施策に関する指針」改定案において、在日朝鮮人に関する記述が大幅に削減されていることに反対します。大阪府が多文化共生社会や多様性の実現を掲げるのであれば、大阪とも深い関りのある在日朝鮮人の歴史の蓄積から、学ぶべきことが多くあるはずです。在日朝鮮人排除は、多文化共生社会の実現に反します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
155	<p>この度の在日外国人施策に関する指針の改定案について、意見を述べます。 近年、大阪でも外国人労働者の増加や多国籍化などが見られ、府の施策も見直していく必要があることは認めます。しかし、依然として人数が圧倒的に多いのは在日韓国・朝鮮人であることに変わりはありません。これまで使われてきた指針にはそのような状況について、注釈で歴史的な経緯を比較的丁寧に示していました。今回の改訂ではこのあたりの説明が消えています。時間の経過と共に、現状に至る時代背景がわかりにくくなるからこそ、きちんと説明しておく必要があるように思います。このような背景を十分理解していないことが、ヘイトスピーチなどの拡散につながるのではないのでしょうか。人権局長が「これまでの注釈は書きすぎていることは事実なので記載しなかった」と述べたと報道されていますが、どこが書きすぎているのか、全く理解できません。大阪の教育に根付いてきた人権教育の歴史を大切に、共生できる社会作りを目指すためにも、これまでの注釈の記述を残してください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 ヘイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところ。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
156	<p>私は、公立中学校に勤務していました。大阪には在日の方がたくさん住んでおられ子ども達も日々在日として生きる中で、色々な壁にぶつかり、差別や貧困など困難な社会状況に直面しながら生活しています。その中で、今回の改正案は、改悪案と言えるのではないのでしょうか。在日韓国・朝鮮人の歴史と問題について記載されているのは、「2 大阪で暮らす日外国人の状況(2) 国籍・地域別の状況」のみであり、その内容も現行に比して甚だ不十分です。 現行には、注釈として「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。」と、短くとも歴史的な経緯が書かれています。 しかし、改正案は、「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。」と、過去の植民地支配の歴史や、戦後帰国することができずに日本にとどまることになった歴史や社会的状況もまったく触れられていません。 日本社会で暮らすニューカマーの抱える問題について考える時、つまり、在日外国人施策の指針を定める時、まず軸に据えるべきは在日韓国・朝鮮人の問題です。 今回の改定案は、その点を更に曖昧化し、行政の担うべき社会的責務を後退させるものであり、反対です。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
159	<p>1)「当事者の実態や意識調査抜きに有効な政策は打てない」とありますが(12 ページ)、その際には、性を始めとする属性別に統計を収集し、公表してください。在日外国人施策を丁寧に立案し、効果的に実施するためには、在日外国人が置かれている状況についての詳細なデータが不可欠です。</p> <p>2)「歴史的経緯」について、日本の植民地政策との関連を明記してください。中学・高校の教科書にも記されており、学校教育で学ぶ事実です。歴史をきちんと理解できる記述に改めてください。正しい歴史理解があって初めて在日外国人施策の適切な実施が可能になります。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご意見を踏まえ、大阪府の外国人の状況や外国人数の推移などの統計資料を巻末に付けることとしました。 また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
161	<p>大阪府で暮らす外国人のうち約 4 割が韓国・朝鮮人です。これまでの府の取り組みの成果・課題を踏まえて指針を改定してください。</p> <p>1.(p.8 下段「～歴史的経緯により～」) 在日韓国・朝鮮人が日本に居住するに至った歴史的経緯が分かるように注釈で記述してください。 【案】「大阪府で暮らしている外国人の約 4 割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的経緯(注)により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、さまざまな事情から帰国できず、日本にとどまることになった方々です。」 【注釈案】「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、軍需産業や建設作業などに従事させられた人も多かった。」</p> <p>2.(p.9「注釈 5」) 在日韓国人は 1952 年サンフランシスコ講和条約が発効された事により日本政府により一方的に日本国籍を剥奪され外国人として扱われました。日本国籍を離脱したものではありません。歴史的背景により特別永住者となった経緯を表記してください。 【文案】平和条約国籍離脱者(「日本国との平和条約」発効に伴う日本政府の通達により日本国籍を喪失した者で、昭和 20 年 9 月 2 日以前から引き続き本邦に在留する者などをいう。)又は国籍離脱者の子孫をいい、主に韓国・朝鮮や台湾出身者が占めています。</p> <p>3.(p.21 表「在日外国人の本名使用率」) 未だに民族差別があるため在日韓国・朝鮮人児童・生徒の本名使用率が低いという課題がある事を明示し、本名使用率の表を併記してください。</p> <p>4.(p.22 小見出し「在日外国人教育の充実」) 課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)に関して、在日韓国人については韓日の覚書に基づいていることを注釈で明記してください。 【文案】注釈 1991 年に交わされた「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」では「日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する」とされており、これに基づいて大阪府内では今日まで民族学級等の取り組みが行われています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 特別永住者の注釈については、昭和 27 年 4 月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
162	<p>・表紙:本指針のタイトルについて 「在日外国人」という言葉は、法務省・文科省・文化庁等の国の施策を示す文書において様々な用語が見られることから定義を明確にしたほうがよいのではないのでしょうか。また、日本語教育支援等においては、日本国籍を有する者でも支援の必要がある場合があるので、定義にはその旨も含んでいただくとよいのではないかと思います。</p> <p>・第 1 指針改正の背景、1 在日外国人の人権をめぐる国内外の動向 (1)国における動き、日本語教育の推進に関する法律: 令和 4 年 11 月 29 日に出席された文化審議会国語分科会の「地域における日本語教育の在り方について(報告)」についても盛り込んでいただけないのでしょうか。</p> <p>・第 4 推進体制: 「以上に提示した在日外国人施策の基本的方向に沿った行政施策を展開するため、全庁をあげた取組みを推進します」とありますが、在日外国人施策の基礎資料となるデータが十分に整えられていないように思います。ホームページを見ても大阪府在住外国人の基本データは探しづらく、敢えてあげるなら、「統計>大阪府の統計情報>数字で見る大阪府の国際化」のデータがまとめられている程度ではないのでしょうか。特に、外国ルーツの児童・生徒や地域日本語教室に関する詳細なデータはまとめて公開されていないのではないのでしょうか。今後、この施策を検証する場合においても継続的な統計資料は貴重な評価材料になると思われまますので、データの取りまとめについてもご検討いただきたいと思ひます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今回の改正は、指針策定から 20 年余りが経過し、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえ改正するものですが、あくまでも平成 14(2002)年策定の「大阪府在日外国人施策に関する指針」の改正として、名称は変えずに行うこととしました。 また、日本で生まれ育った外国人の方々や、国籍は日本であっても親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えているの方々についても、本指針の対象とすることを明記いたしました。 ご意見をいただきました「地域における日本語教育の在り方について(報告)」については、国における動きに盛り込むこととしました。 また、ご意見を踏まえ、大阪で暮らす外国人の状況や外国人児童・生徒数などの統計資料を巻末に付けることとしました。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
163	<p>OP8 大阪府で暮らしている外国人の約4割は、韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。</p> <p>・「日本の植民地統治の結果、日本居住を余儀なくされた朝鮮半島にルーツをもつもの及びその子孫」であることが明記されていません。在日韓国・朝鮮人の意識は、自分は何故ここに暮らしているのか、から始まります。旧指針に明記されていたことが変更されるのは理由があるのでしょうか。議会で「古くなったから」という意見を聞きましたが、2002年「大阪府在日外国人施策に関する指針」は決して色あせるものではなく、学校現場で人権や共生を考える時の、まさに「指針」として生きています。また、歴史的な事実は正確に伝えないと確かな人材は育ちません。今回の改定案はこれまでの取り組みに逆行するという危惧を覚えます。</p> <p>Op23 さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>・「外国人学校に対し」を「すべての外国人学校に対し」と文言の修正をお願いしたい。大阪府の政策として、すべての人の人権を守る。差別は許さないと謳われていると認識しています。大阪朝鮮学園に対し、2012年3月「私立外国人学校振興補助金」不交付の決定以降、現在に至るまで補助金交付をしない現状は、大阪朝鮮学園とその児童生徒は差別されているのだという土壌づくりに加担しているとみられても仕方がないのでは、と思います。すべての外国人学校の児童生徒の「就学上の経済的負担の軽減」をはかるための指針とするべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
164	<p>改定案についての根本的な疑問・問題点を指摘します。</p> <p>1 現行指針にある以下の記述が改定案では削除され、現在においても在日コリアンが日本そして特に大阪に多数在住している歴史的経緯について説明されていないこと。</p> <p>戦後の施策と教育において、こうした歴史的経緯を踏まえて、戦前から連続として続いてきた在日コリアンへの差別と偏見を克服する実践が積み重ねられてきたことが改定案では反映されていないのは、こうした説明を意図的に省いている結果ではないのかと考えます。</p> <p>(注3)「歴史的な経緯」</p> <p>過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。</p> <p>2 現行指針では記述されている「在日外国人施策に関する取り組みと課題」として、人権意識に関わる就職差別・入居差別・賃金労働時間等の問題や、医療・保健・福祉に関わる医療保険からの排除や国籍条項の問題等の取組みの必要性を引き続き強調すべきと考えます。</p> <p>3 教育に関わって重要な「在日韓国・朝鮮人問題に関する指針」や「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」等は引き続き推進することを明記すること。また「外国人学校については、その振興を図るため一定の支援を行っているが、学校教育法上各種学校と位置づけられていることから国庫補助制度がないことや、卒業生に国立大学等の受験資格が認められていないなどの課題がある」との現行指針の趣旨を踏まえ、朝鮮人学校への府としての支援を行うことを明記して下さい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。今回の改正では、施策の基本的方向に、新たに「安心して生活できる住宅・就労支援」を加えるなど、住宅・就労を重要項目と位置づけています。また、採用拒否や入居拒否の事例が見られることにも触れています。</p> <p>介護保険制度においては、外国籍の方で、日本に3か月以上滞在される方のうち、65歳以上の方または40歳から65歳未満の医療保険加入者などの要件を満たす方については、介護保険に加入することになります。大阪府では、介護保険制度に関して、在日外国人の方への説明に活用していただけるよう、高齢者の支援に携わる方向へのパンフレットの外国語版(英語、中国語、韓国語)を作成し、各保険者や社会福祉協議会、地域包括支援センター等に配布するとともに、府ホームページにも掲載するなど、制度の周知を図っているところです。今後とも、引き続き在日外国人の方及び関係機関等へ制度の周知を図ってまいります。</p> <p>健康保険に加入していないために医療費が高額となり、支払いが滞るケース等の課題については、医療機関単独で解決することが困難であり、医療機関に対する効果的な支援や、在日外国人に対する情報発信等が求められるところです。外国人患者受入れ体制の推進について、引き続き国へ要望してまいります。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p>
165	<p>今回の改訂でヘイトスピーチに関する項目が増えたことは、大変喜ばしいです。「外国にルーツのある子どもの人権を守る学校」も、ぜひ実現させたいです。しかし、具体的にどういった学校をそうであるのかがやや分かりづらいように感じました。確かに、現在進行形で増えている外国からの編入生に現場が必死で対応する中、その子達の権利を保証しようとする動きは大変ありがたいものです。けれど、私が生活の中や職場である学校現場で耳にするヘイトスピーチまたはスピーチとも言えない悪意ある喧嘩の対象は在日韓国朝鮮人が主です。さらに学校現場でも、帰化や国際結婚により見えづらくなりましたが、韓国朝鮮ルーツの子の割合は高いです。大阪府がこの20年で培ってきたものを繋げて発展させるイメージのある「外国にルーツのある子どもの人権を守る学校」やマイノリティの方とともに生きる多文化共生社会のために、在日韓国朝鮮人の方をより見えなくしていくような記述にならないようお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、ヘイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実に努めるため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
166	<p>今回の指針案は全体として一般論に終始しており、大阪におけるこれまでの歴史的な課題や取り組みの成果が踏まえられていない印象を持つ。</p> <p>すでに大阪では多くの外国にルーツを持つ人々が世代をこえて在住している。実際にはこの人々が様々な分野で地域社会を担っているにも関わらず、この指針はその積極的な側面に焦点をあてていない。教育、行政、企業、地域社会などで言語、国籍、文化的背景の異なる人々がその違いを生かしながら、またそれぞれの個人としての能力を發揮して大阪をつくっていることをより明確に、具体的に示すべきだ。そしてまた、こうしたともに社会を担うという視点に立った時、外国にルーツを持つ人々を取り巻く様々な制度的な障壁、民族差別や歴史的背景への無理解など社会的な意識の壁などが存在していること、それに対する府の姿勢をより具体的に示すべきだ。</p> <p>そのような視点が希薄であるために、この指針は全体として現状の日本社会で「安心して暮らす」ためのいくつかの支援策を列挙するにとどまり、日本社会への適応を促進するといったものになっている。</p> <p>多文化共生とはそのようなものだろうか。大阪の様々な地域において積み重ねられてきた歴史的な営為は、そのようなものにとどまっていただろうか。</p> <p>そのような視点での再度の検討と議論を願う。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今回の改正は、指針策定から20年余りが経過し、外国人数の増加や多国籍化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められることから、これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示すものとして、改正するものです。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正します。</p> <p>また、日本で生まれ育った外国人の方々や、国籍は日本であっても親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えているの方々についても、本指針の対象とすることを明記いたしました。</p> <p>さらに、今回の改正では、施策の方向性に「地域社会への参画支援」を新たに加えたところでしたが、ご意見を踏まえ、外国人は、共に地域社会を構成する主体的な存在であり、そのような多様性が地域の豊かさにつながることに追記しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
167	<p>○2002年指針に比べて、改正案は全体的に抽象的な表現が多く使われており、具体的に推し進めていこうとする施策が見えにくい印象です。</p> <p>○1970年代から大阪が積み上げてきた在日韓国・朝鮮人を始めとする在日外国人への取り組みの上に、現時点での大阪府在日外国人施策があります。これは大阪府が全国に誇れる宝物だと思います。が、今回の改正案では残念ながらその軌跡が全然見えなくなっており、2002年から在日外国人施策が始まったかのような印象さえ持ってしまう。2002年版の資料15のように、在日外国人関連施策のあゆみを明記してほしいです。</p> <p>書き残されなかったものは消えてしまいます。</p> <p>○「第1 指針改正の背景 (3)在留資格別の状況」欄の最後で、特別永住者が20年前のおよそ半分になったという趣旨の記述がありますが、唐突な感を受けますので消してください。反対に、国籍別では韓国・朝鮮が38%、在留資格別では特別永住が約30%も占めているにもかかわらず、在日韓国・朝鮮人の歴史的変遷について記述がほとんどないことに違和感を持ちました。</p> <p>○「第3 在日外国人施策の基本的方向 6 国際理解教育 在日外国人教育の充実」の欄にある在日外国人の本名使用率の表は削除した方がいいと思います。表では本名使用率が伸びているようにみえますが、背景には、新しく在日するようになった外国人の子ども達が増加している現状があるからですが、本名を使用する環境が醸成されてきているかのような錯覚を与えます。</p> <p>○「第3 在日外国人施策の基本的方向」でヘイトスピーチについて述べている個所について、ヘイトスピーチは在日外国人全般に向けられたものではなく、主に在日韓国・朝鮮人をターゲットにしています。その背景には歴史に対する偏見、差別意識があると思いますので、「施策の方向性」の欄の、「異なる文化・・・」の前に、「歴史」の文言を入れてください。</p> <p>○「第3 在日外国人施策の基本的方向」の2、3で述べられている、情報提供、相談機能の充実、日本語学習機会に関して、必要な施策だと思いますのでさらなる充実を期待しています。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、大阪で暮らす外国人の状況や外国人児童・生徒数、在日外国人関連施策のあゆみなどの資料を巻末に付けることとしました。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するとともに、特別永住者の注釈についても、昭和27年4月19日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>ヘイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしていることを踏まえることを追記しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。</p> <p>日本語学習機会については、今後も各市町村と連携を深め、日本語教育を必要としている外国人の方が学ぶ機会を得ることができるよう支援に努めます。</p> <p>その他いただいた意見につきましては、ご意見として承るとともに、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
168	<p>大阪府における在日外国人施策の軸は、日本の朝鮮植民地支配の結果としての形成過程をもち、その後、過酷な民族差別に晒されてきた在日コリアンの人権問題であったはずである。それは長年の大阪府と在日コリアン当事者達との協働によって積み重ねられてきた社会的財産であった。しかし、今改訂案では、在日コリアンの人権問題にかかわる記述が大幅に削除されようとしている。このような行為は、在日コリアン当事者たちとこれまで築いてきた信頼関係を、一方的に踏みこむものとして、到底看過できない。</p> <p>特に懸念するのは、大阪府の在日コリアン形成過程における歴史認識の問題である。現指針においては、注釈ではあるが「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫」と明記している。しかし、今改訂案ではこの文書が削除・改訂されてしまっている。新聞報道では、大阪府の三ツ石浩幸・人権局長が「歴史認識には様々な見解があり、今の注釈が書き過ぎているのは事実なので、記載しなかった」と発言されたようだ。しかしその発言は、在日コリアンの特殊な歴史性を否定するものとして、到底容認できない。大阪府は、昨今、日本社会を覆い尽くす「歴史修正主義」に加担するつもりなのか？その「歴史修正主義」がさまざまなヘイトスピーチを生み出しているのと言うまでもない。今改訂案で、大阪府はヘイトスピーチをさらに拡大するつもりなのだろうか？在日コリアンの人権課題は、すべての在日外国人問題の原点であり、その克服がなければ、民族差別は連鎖するという認識を持つべきである。例えば、未だに本名を名乗れない在日コリアンが多く存在することが、在日ベトナム人をはじめとするその他の外国人にも影響を及ぼしている。本名ではなく、日本名を使用するベトナム人 2 世が増えていることを大阪府は把握しているはずである。原点の問題を克服しない限り、差別は延々と連鎖していくのである。今改訂案では、その原点を断ち切ろうとしている。これでは、差別の克服などできるはずはない。</p> <p>また、今改訂案では、世界人権宣言や国連のさまざまな人権規約を重視している。そうであるならば、なぜ在日コリアンの歴史性や人権課題を削除するのか。2022年11月、国連の自由権規約委員会が日本政府にたいして示した総括所見で、「植民地時代から日本に居住している一部の在日コリアンとその子孫」は「国家的または民族的少数派として認識されるべき人々」であるにもかかわらず、「社会保障制度や政治的権利の行使から排除されるという結果をもたらしているとされる差別的な政策運用」にたいして懸念が示された。大阪府が国連の人権諸条約を重視するのであれば、当然、在日コリアンの人権課題を指針の中心に添えなければならないはずである。今改訂案は、国連の指針にも反するものであると言わざるを得ない。</p> <p>このような認識の下で改訂される指針では、とても在日コリアンをはじめとする在日外国人の人権状況が改善されるとは思えない。したがって、今改訂が、真の多民族・多文化共生社会を築く礎になることを願い、以下について改善を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 在日コリアン形成の歴史を少なくとも現指針の通りに記載するべきである。 2. 在日コリアンの人権課題があらゆる在日外国人問題の原点であることを再度認識し、そのことを記載すべきである。 3. 在日コリアン高齢者の福祉サービスにおける課題は、今も同様に存在する。今後、その他の外国人の高齢化問題にも繋がることから、現指針の記載通りに、その課題について記載するべきである。 <p>大阪府が1998年に策定した「在日韓国・朝鮮人問題にかんする指導指針」を活かすべきである。4. さらに、在日コリアンは世代を重ね、多様化する中で、日本国籍者が増加している。その状況を鑑みて、「国籍」だけでなく「ルーツ」を大切にできる教育を積極的に進めるための方策を定めるべきである。ヘイトスピーチは「国籍」だけでなく、「ルーツ」も攻撃していることは大阪府も承知のはずである。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>福祉サービスについても、ご意見を踏まえ、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の高齢者に、様々な事情から利用が難しい状況も見受けられることを追記しました。</p> <p>さらに、在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
169	<p>「過去」を踏まえねば、「未来」は展望できません。「改正案」は「2002年12月指針」より後退した内容になっていると思います。目先の「大阪・関西万博—未来社会のデザイン」を引き合いに出すばかりで、これ迄の実施政策についての検討・反省が欠落しています。2011年に「朝鮮学校への補助金支給」が停止されました。この施策は1991年から大阪府が全国に先駆けて「大阪府私立外国人学校振興補助金」として朝鮮学校も対象に含めて高く評価されてきたものでした。ところが2010年橋下徹知事が「肖像画掲示」などを問題視し、松井一郎知事、そして今の吉村洋文知事も文字どおり「政治が教育に介入する」それも「民族差別の官製ヘイト」として実行しているのです。「指針」改正より、まず、すぐに誤った政策をあらためて頂きたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
170	<p>大阪府は、「在日外国人施策に関する指針」を20年ぶりに改定すると聞いた。しかしその改定案は、在日コリアンに対しての記述があまりにも希薄であると思う。</p> <p>在日コリアンの歴史的経緯について、大阪での75年の歴史がある朝鮮学校について等。</p> <p>大阪府は多文化共生社会を目指して今まで、これからも在日外国人のための在日外国人教育、多文化共生教育を推進していくと思う。であるならば、もっと特別永住者が最も多い在日コリアンに目を向けるべきだ。</p> <p>在日朝鮮人の植民地支配の歴史、外国人学校の振興と国庫補助、受験資格問題について言及されている部分の削除をするべきではない。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>今後とも在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
171	<p>私は大阪府内の公立中学校で30年間教えてきた元教員の退職者です。「大阪府在日外国人の施策に関する指針(改正案)」を読みました。一言で言って、私たちが大阪の公教育の中で大切にしてきたものが否定されている感じです。大阪の歴史を考えても、在日外国人の中でも朝鮮人(朝鮮半島出身者及びその子孫の全体を指す)の問題を抜きにして、在日外国人施策は語れません。同時にそのことはかつての植民地支配の歴史と加害の責任についての十分な反省なしには成り立ちません。こういった認識が、大阪の教育の基本にありました。このことをちゃんと書いてください。改正案には反対します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>
173	<p>別添1 <箇所> 「はじめに」の2行目 <改正案の原文> 「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)に向け、 <加筆・修正提案> 2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)をきっかけに、 <理由> この指針は、住所を定めて暮らす外国人住民を対象としたものであることから、「大阪・関西万博」を契機に、外国から準備や運営のための来訪者が増えることに加えて、開催後も大阪に留まったり、新規来日し暮らし始める人たちが増えるのを想定した冒頭文にすべきです。</p> <p><箇所> 「はじめに」の5～6行目 <改正案の原文> 「誰一人取り残さない」グローバル社会の実現が期待されています。 <加筆・修正提案> 「誰一人取り残さない」グローバル社会の実現が求められ、そのためには人権尊重が不可欠です。 <理由> SDGsが人権目標でもあることを明確にすることが重要です。</p> <p><箇所> p2の「在日外国人の人権をめぐる国内外の動向」の7～8行目 <改正案の原文> その他「難民の地位に関する条約」や「人種差別撤廃条約」が採択されるなど、すべての人の人権尊重に向けた様々な取組みが進められています。 (上記のあとに、右の文章を追加する) <加筆・修正提案> 日本が非差別・内外人平等を理念とする国際人権諸条約を締結したことにより、在日外国人の人権状況が大きく前進しました。 <理由> 日本が締結したことを示す必要があります。国際人権規約および難民条約の締結を契機に、1980年以降に、外国籍住民の人権保障が大きく前進しました。</p> <p><箇所> p3「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 <改正案の原文> ヘイトスピーチについて <加筆・修正提案> 国籍・人種・民族等を理由とする不当な差別的言動であるヘイトスピーチについて <理由> ヘイトスピーチについての説明を付記。</p> <p><箇所> p3の1行目およびP14の6行目 <改正案の原文> いわゆるヘイトスピーチ <加筆・修正提案> ヘイトスピーチ <理由></p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 「はじめに」の2行目については、ご意見も踏まえ、「に向け」を、「を契機に」に修正しました。 また、SDGsについては、「誰一人取り残さない」との人権の理念を掲げていることを明記しました。 さらに、国際人権規約では、同規約で認められた権利は外国人にも等しく認められなければならないという原則を柱としていることを追記し、国内においても、人権諸条約の締結を契機に、人権尊重に向けた取組みが進められていることについても追記しました。 ヘイトスピーチについても、ご意見を踏まえ、説明を付記するとともに、偏見や差別意識を背景とした暴力行為は決してあってはならないことを明記しました。 「ビジネスと人権」に関する行動計画」及び「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」についても、「国における動き」に追記しました。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するとともに、特別永住者の注釈についても、昭和27年4月19日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。 「外国人雇用状況」については、注釈を付け、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除くことについての記載をしました。 「府民意識調査」については、その対象に外国人も含まれていますが、ご意見を踏まえ施策を推進するとともに、当事者の意識やニーズを把握する必要があるとのご意見を踏まえ、「大阪市外国人住民アンケート調査」の結果についても、引用することとしました。 在日外国人が自らの存在を肯定できる取組みが必要であることのご意見を踏まえ、外国人が自らのアイデンティティを肯定的に受け止めることのできる環境を整備することの必要性について追記しました。 また、相談の対応にあたっては、相談者が複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意することを明記しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 また、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、共に暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>「いわゆる」は不要。</p> <p><箇所> p14 の 7 行目 <改正案の原文> また、ハイトスピーチについても、引き続き、条例啓発推進月間を中心に、市町村等と連携しながら、啓発を行います。 (上記のあとに、右の文章を追加する) <加筆・修正提案> 人種差別的な動機や憎悪に基づく暴力的なハイトクライム(憎悪犯罪)が発生している事態を踏まえて、ハイトスピーチならびにハイトクライムを許さないという府民意識の醸成に努めます。 <理由> 近年、ハイトクライムの事件が大阪府内でも起きていることから、ハイトクライムに関して注意喚起の必要があります。</p> <p><箇所> p4 「日本語教育の推進に関する法律」の次に以下を加える <改正案の原文> <加筆・修正提案> 「ビジネスと人権」に関する行動計画 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、2020 年 10 月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020ー 2025)」、そして 2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が策定され、企業活動における人権尊重の責任が明記されました。 <理由> p20 の就労に関わる企業に対する啓発の充実に関わるため。</p> <p><箇所> p7 の(1)在日外国人数の推移の 13～16 行目 <改正案の原文> 日本で生まれ育った方々もいます。また、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方など、外国籍の方と同様の課題を抱えている方々もいます。 <加筆・修正提案> 日本で世代を重ねて暮らしている方々もいます。また、国籍は日本であっても、親が外国籍である方や海外から帰国した方、帰化して日本国籍を取得した方など、外国籍の方と同様の課題を 抱えている方々もいます。 <理由> 3 世、4 世の在日外国人も多数いることが日本の特徴(植民地出身者に対する戦後処理の有り方という歴史的経過、血統主義による国籍法)であり、そのことを理解していない日本人が結構います。また、海外から帰国した人に加え、帰化して日本国籍を取得した外国ルーツの人たちのことも言及する必要があります。</p> <p><箇所> p8 の「国籍・地域別の状況」の 6 行目 <改正案の原文> その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。 <加筆・修正提案> その多くは、日本の植民地政策により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。それらの人々はサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、日本国籍がなくなり、外国人とされました。 <理由> 歴史的経緯という記述だけでは理解しがたいことから、『社会科中学校の歴史』(帝国書院)および高校教科書の『詳解歴史総合』(東京書籍)などを参考に加筆修正しました。大阪府の在日外国人で一番多い特別永住者の存在の理解するためには、この記述は欠くことはできません。日本が朝鮮半島や台湾を植民地支配したという史実は、これまで広く府民が学んできたことです。政府統計ポータルサイトの第1回国勢調査(1920 年)の国籍民籍別人口の一覧表では、「植民地人」として「朝鮮人」という項目もあります。 <参考> 『社会科 中学校の歴史』(帝国書院、2020 年文科省検定済・2022 年発行)の記述 p265 未来に向けて 人権 在日韓国・朝鮮人 「日本の植民地政策などにより、第二次世界大戦の戦争時に日本にいた朝鮮出身者は、およそ 200 万人といわれています。大半の人々は、終戦後すぐに朝鮮半島へ帰国しましたが、朝鮮本国での生活基盤を失っていたことなどから日本に残留する人も 60 万人ほどいました。残留した人々は、サンフランシスコ平和条約による日本の独立に伴い、法律によって外国人とされ、日本国籍がなくなりました。彼らは、差別と権利の制限に苦闘しながらも、現在、「在</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>日韓国・朝鮮人」として日本社会の中で暮らしています。」 『詳解歴史総合』(東京書籍、2021年検定済)の高校教科書の記述 P140～141「歴史のまなざし 大日本帝国内の人の移動」 ■1930年代から1945年にかけての帝国内の人の移動 帝国日本の拡大は、植民地の人々の移動にも大きな影響を与えた。たとえば朝鮮では、韓国併合直後の1911年には、2,000人程度にすぎなかった在日朝鮮人は、その後急激に増加し、日本がアジア太平洋戦争に敗れた1945年には、朝鮮人人口の約1割にあたる約200万人まで達した。(中略) 朝鮮人が渡日した理由は、1939年以前とそれ以降とでは大きく異なる。 1939年以前には、鉱工業が発展する日本内地に就業機会を求める朝鮮人が移動した。最初は男性が単身で渡日することが多かったが、日本での生活が安定するとともに家族をよび寄せたため、日本に住む朝鮮人女性の数も次第に増えていった。 しかし、1939年以降は日本内地の労働力不足を補うために、朝鮮総督府が立てた労働動員計画にもとづいた朝鮮人の渡日が政策としてうながされるようになった。また、約70万人が朝鮮総督府の行政機関や警察の圧迫などによって日本本土に強制連行され、過酷な環境での労働を強制された。 ■1945年以降の人の移動 ・・・日本国内からは100万人をこえる旧植民地出身者が朝鮮や台湾へ戻ったが、持ち帰れる資金や荷物が制限され、帰国後の生活が容易ではなかったことなどから、約60万人の朝鮮人はその後も日本にとどまった。</p> <p><箇所> p10の「外国人雇用状況」の2行目 <改正案の原文> 「外国人雇用状況」の届出状況によると、 <加筆・修正提案> 「外国人雇用状況」の届出状況(特別永住者の雇用は含まない)によると、 <理由> 誤解を生まないために、特別永住者の届出は法律で求められていないことを注記する。</p> <p><箇所> p12の「人権尊重意識の高揚と啓発の充実」の1行目 <改正案の原文> 大阪府が実施した「人権意識に関する府民意識調査」 <加筆・修正提案> 在日外国人を対象とした調査実施を提案します。 <理由> この「府民意識調査」は、住民基本台帳データから標本を抽出しており、在日外国人が含まれている可能性はあるものの、あくまでも日本人を主対象にした調査になっていると思われます。在日外国人施策を有効なものにするために、当事者である外国人を対象とする調査を実施して、意識やニーズを把握する必要があります。</p> <p><箇所> p13の13～14行目 <改正案の原文> 誰もが触れ、理解できる機会の提供に努めます。 <加筆・修正提案> 誰もが触れ、理解できる機会の提供や、在日外国人が自らのアイデンティティに尊厳を感じ、肯定的に受けとめることができる取り組みの充実に努めます。 <理由> マジョリティ側の日本人に対する理解促進、差別偏見の解消の取り組みとともに、差別や偏見が存在する社会の中でマイノリティである在日外国人が自らの存在を肯定できる取り組みがぜひ必要です。</p> <p><箇所> p14「府民啓発の充実・相互理解の促進」の4行目の後に加筆 <改正案の原文> <加筆・修正提案> 外国人府民が自らのアイデンティティを肯定的に受けとめ、日本人府民と対等な関係を築くことを目的とする啓発の取り組みを応援します。 <理由> マジョリティ側の日本人に対する理解促進、差別偏見の解消の取り組みとともに、差別や偏見が存在する社会の中でマイノリティである在日外国人が自らの存在を肯定できる取り組みがぜひ必要です。</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p><箇所> p.15 の「相談機能の充実」の後に加筆 <改正案の原文> <加筆・修正提案> 外国人の中でも女性・子ども・障害者・高齢者など、より脆弱性を抱え、複合的な差別を被る可能性がある人たちの状況に留意した相談活動に努めます。 たとえば、在留資格にかかわらず、性暴力や DV をはじめとする暴力の被害にあっている外国籍女性に対し、適切な相談や保護、支援を提供することなどに留意します。</p> <p><理由> 外国人であり、かつ女性・子ども・障害者・高齢者など社会的脆弱な層に属する人たちの人権を守るためには、相談活動においても複合差別の視点が必要です。</p> <p><参考> 2022 年 11 月の自由権規約委員会による日本についての総括所見 「性暴力および DV を含む女性に対する暴力」の項目(パラグラフ 19)の勧告。 19. 前回の勧告を想起し、締約国は女性と少女に対するあらゆる形態の暴力を防止し、闘い、根絶するための取り組みを強化すべきである。特に、以下に述べる必要な措置を講じるべきである。 (a) 法執行官、検察を含む司法、出入国在留管理庁、その他の関連する国の部署および一般市民に対する DV 対策に関する研修、教育および意識啓発プログラムをさらに強化すること。 (c) 移民の法的地位にかかわらず、すべての被害者に迅速かつ適切な援助、支援サービスおよび保護が提供されることを確保すること。 (d) 女性に対する暴力について、その保護を確保する措置に効果的に的を絞ることができるよう、人種または民族ごとに細分化した統計データを収集するための信頼できるシステムを確立すること。</p> <p><箇所> p22 の 6 行目 <改正案の原文> また、在日外国人の児童・生徒が課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成します。</p> <p><加筆・修正提案> また、在日外国人の児童・生徒が課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を整備したり、同じ立場の仲間と安心して集える居場所作りを支援します。</p> <p><理由> 課外の自主活動の場は、自らのルーツに関する歴史・文化の学習のみならず、差別や偏見、孤立を克服するための安心できる居場所作りとしても重要な役割があります。</p> <p><箇所> p23 3～6 行目「国際理解教育・在日外国人教育の充実」の箇所 <改正案の原文> また、外国籍の子どもたちへの就学支援については、日本語以外の言語で就学案内を送付したり、案内に対して返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、..</p> <p><加筆・修正提案> また、外国籍の子どもたちへの就学支援については、2022 年 3 月発表の文科省の「外国人の子供の就学状況等調査結果について」の結果を踏まえて、日本語以外の言語で就学案内を送付したり、案内に対して返信がない場合は個別に家庭訪問するなど、..</p> <p><理由> 2022 年 3 月発表の文科省の「外国人の子供の就学状況等調査結果について」では、「学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況について」の「5就学状況把握できず」に関し、大阪府においては 1,154 人であり、不明者が非常に多いというゆゆしき結果です。</p> <p><箇所> p23 の 7～8 行目の「在日外国人教育の充実」 <改正案の原文> さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p><加筆・修正提案> さらに、朝鮮学校を含むすべての外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p><理由> 学校法人大阪朝鮮学園は、1974 年度から大阪府による助成を受けるようになり、1991 年度から「私立外国人学校振興補助金」の交付を毎年受けてきたものの、2012 年 3 月に不交付を決定し、補助金を受け取れないまま現在</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>に至っています。上記の記述は、実態を反映していません。</p> <p><参考> 2018年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見 在日韓国・朝鮮人の状況 パラグラフ 22 (前略)委員会は、韓国・朝鮮人の生徒の差別のない平等な教育の機会を保障するため、「朝鮮学校」が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべきという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 19)を繰り返す。(後略)</p> <p><箇所> p23「地域・府政への参画促進」の最後に「国への要望」として追加 <改正案の原文> <加筆・修正提案> 特別永住者をはじめ日本に定着して暮らす外国人の地方参政権付与のための法整備を国に要望します。</p> <p><理由> 在日外国人の府政への参画は、意見を求める仕組みを整備することだけでなく、権利行使の主体として地方参政権を保障する必要があります。</p> <p><参考> 2018年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見 在日韓国・朝鮮人の状況 パラグラフ 22 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30(2004年)に留意し、委員会は、締約国に対し、数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する。(後略) 2022年の11月の自由権規約委員会による日本についての総括所見 マイノリティの権利 パラグラフ 43 (前略)植民地時代から日本に居住する在日コリアンとその子孫を、利用できるはずの複数の支援プログラムや年金制度の利用から妨げている障壁を取り除き、永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
174	<p>1、「在日外国人施策に関する指針」を改定するというのであれば、歴史を消したり、事実を隠蔽することなく、より正しく記述したうえで、今日的課題を加筆すべきであります。</p> <p>2、日本帝国が犯した侵略戦争の事実と植民地支配の歴史、旧日本軍の慰安婦問題、更には南北朝鮮人民、中国人民の強制連行や強制労働などの事実に基づく明確な反省を明記すべきです。この歴史事実を削除したり、弱めたりすることは許せません。</p> <p>3、特に大阪は在日韓国・朝鮮人の多くが居住し、日本人と共に暮らす地域社会を形成しています。この歴史を隠蔽したり、削除して一般的外国人として扱うような記述は差別やヘイトを助長させることにつながります。</p> <p>4、住みよい大阪をつくるためには、在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人の皆さんとの差別のない共生社会を前進させること、及び少子高齢化のもとで外国人労働者を差別なく、同等の権利や条件で受け入れられる社会をめざすことが必要であり、それに貢献する「指針」であることを強く求めます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
175	<p>日本は、明治維新を経て徳川幕府から大政奉還を行い、版籍奉還、廃藩置県によって武士階級から大量の失業者を排出しております。こうした不平浪士の新たな新天地が必要となり、また、欧米列強の弱肉強食の植民地獲得競争も相まって、大陸進出圧力へとつながったのではないかと考えられます。</p> <p>明治維新の立役者である松下村塾の吉田松陰は「とりやすき朝鮮支那満州を切り随え、交易にて魯墨(ロシア、アメリカなどの欧米)に失う所は、土地にて鮮満に償うべし」と述べている。この言葉が征韓論となり、この通りに松陰の弟子、末弟らである山県有朋、伊藤博文、福沢諭吉たちによってその構想が実現され、歴史が展開されております。福沢諭吉はさらに富国強兵論と具現化させ、脱亜入欧論は「天は人の上に人をつくらず」の言葉とうらはらに結果的にアジア人蔑視の感情を醸成し、軍国主義を根付かせ弱肉強食の植民地獲得競争へと駆り立て、現在も今なお日本の底流に蠢いている危険を孕んでいるのではないのでしょうか。</p> <p>1895年10月8日、日本との修好に反対の朝鮮王妃(明成皇后)が「キツネ狩り作戦」と称されて、井上馨公使に代わって軍人である三浦梧朗公使の指揮のもと殺害されている。日清、日露戦争に勝利した日本は圧倒的な軍事力を朝鮮に駐留させたまま、1905年日本は高宗皇帝を脅迫し、韓日保護条約の調印を迫ったが、高宗皇帝は拒否。そこで、憲兵隊等が外部大臣に詰め寄り、官印を探し出し、強引に調印している。これを目撃していたロンドンディリーメール紙の記者により、国際社会に向けて報道されている。日本は「力による変更」を朝鮮の民衆に強いている。</p> <p>その後、高宗皇帝はハーグへ密使を送り、国際会議の席上で併合は無効であると訴えようとしたが、日本によって封殺された。1918年退位させられていた高宗は「日本の併合に満足している」と当時の国際会議に報告を強制されたが、それも拒絶。1919年1月、健康に過ごしていた高宗は茶菓子を食した直後、突然に急死された。その時の遺体はすぐに歯が抜け落ち、寒い冬にもかかわらず、急激に腐敗が進んでいた。これは典型的なヒ素毒の症状であったが、朝鮮総督府の管理下でろくに捜査もされず、また、その時に茶菓子を差し出した侍女もほどなくして死亡している。</p> <p>反骨の高宗の死は日本によるものと、直感した民衆はついに3・1独立運動で併合は無効であるとして、独立萬歳と</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>叫んだが、日本軍の銃剣により射殺、封殺を余儀なくされた。</p> <p>韓日併合条約の前提となる保護条約には当時の執権者の王印が押されておらず、外部大臣への全権委任状も無く、批准書も存在しない。前龍谷大学教授の戸塚悦朗弁護士によると、保護条約にはタイトルさえも書かれておらず、1963年の国連総会向け報告書には、韓日併合は脅迫・威迫によるものなので、無効であるとの記述がされていたと公表している。つまり、当時の国連では併合の不法性が認識されていたということになる。</p> <p>併合後は、明成皇后暗殺の日本官憲の手を汚させない、実行役を務めた大陸浪人の関係団体であるやくざ者・無頼徒が京城(現ソウル)を我が物顔で闊歩し、朝鮮総督府官憲の補完勢力として、朝鮮民衆の差別・抑圧政策の反抗を抑制する機能を果たしている。戦後においてもこの構図は変わること無く継続されている。</p> <p>いわゆる第三人(朝鮮・中国人)と赤(共産勢力)の反乱を抑え込むため暴力組織は壊滅・殲滅されることなく、警察力の補完勢力として温存されてきた。暴力団対策法が施行されて多少減少傾向にはあるが、右翼団体として隠れ蓑を被ったり、潜在化や半グレとしての変貌などでヘイトクライム団体との境界線が無く、おしなべて在日外国人の人権活動を抑え込む装置として不気味に作用しております。日本政府は国連による勧告により、ヘイトスピーチ対策法を施行しておりますが、罰則規定が無いために根絶までにはいたっておりません。</p> <p>1952年日本はサンフランシスコ講和条約を機に、韓国・朝鮮人の日本国籍をなんの躊躇もなく剥奪しております。外国人になったのだからと一方的にすべての権利を収奪してしまいました。すなわち、日本はそれまで課してきた義務に対して権利を付与しなければならぬという債務を一切負わず、丸裸にして、無権利状態でほっぽりだしております。義務を課せば、権利を与えなければならないという債務が生じます。例えば、労働の義務を課せば、賃金を支払わなければならないという債務が生じます。日本がかったの旧植民地出身者の日本国籍を、恣意的に剥奪し、外国人となったのだから、社会保障を受ける権利も一切消滅させたことは、労働の義務を課しておきながら、その賃金を支払わずにほっぽり出したことと等しい。</p> <p>私企業がそんなことをすれば、労働賃金の不払いで悪徳企業として断罪されるべき事件となる。さらに、通信局(かつての郵便局)に強制貯蓄させられた、預貯金の支払いを拒絶。徴用工などの未払い賃金の返還訴訟では韓国人側は、すでに時効となっているとして、すべて拒絶。樺太に抑留されたままの、かつての徴用工の本国の帰国に関しても、永年に渡り置き去りにされたままであります。自民党の野中広務さんが幹事長であった頃ようやく半世紀ぶりに、帰国の途につくことができいております。志願や徴兵により軍人となった韓国人には、徹底して外国人であるとして軍人恩給や傷痍軍人への補償を拒絶しました。一部死亡した韓国人軍人へのみ、わずかばかり支払われたのみであります。BC級戦犯裁判によって、軍属であった韓国人捕虜監視員が戦時中、捕虜を虐待したとして罪に問われた際も、当時は日本人であったとして刑が執行されても、救済措置はとられておりません。</p> <p>戦後、ドイツはかつて併合していたオーストリア人に付与していたドイツ国籍は独立とともに消滅させたが、自己の意思表示により、ドイツ在住の人の国籍選択権を与えた。イギリスはかつて植民地としていた国の人々にはイギリス連邦市民権を付与し、イギリス国民と同等の権利を与えた。フランスは旧植民地出身者には参政権を付与している。</p> <p>平成16年4月に衆議院の「最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会」の出した「憲法と国際法(特に、人権の国際的保障)」文書(衆議第50号)によると、立法府が有する国籍決定の裁量権には制約があるとしている。国際法による制約としては「何人も、その国籍を恣意的に奪われ」てはならないとし、本人の意思を無視する仕方で国籍を付与しないし剥奪することがないよう要請されている。また基本権による制約として、「国家の側の都合を優先させるのではなく、個人の意思や社会生活の実情・便宜等に配慮した、個人の人権の保障という観点からの国籍の決定、特に平等原則に適った国籍の付与」が必要としていると指摘しております。</p> <p>衆議院の小委員会でのそのような認識を公表した時点で、サ条約によって旧植民地出身者の国籍を恣意的に剥奪したことは、国際法違反であり、直ちに再検討されなければならないことに思っていたらなかつたのでしょうか。</p> <p>サ条約と同じ1952年に内閣法制局は「公権力の行使と公の意思形成に外国人はふさわしくない」との通達を出している。通達は戦後においても、在日韓国・朝鮮人がいつまでも日本人の下の位置に留まり、同等の義務を果たされはしても、決して日本人と同等の権利と地位は与えられること無く、隷属・隷従を強いられる体制に押し込まれ、その他の外国人も同様に右ならえとされることになっております。</p> <p>一部の日本人法学者はこの通達を「当然の法理」だとしている。</p> <p>しかし、そこにあるのは常習的に常態的に当然の如く差別、排除してきた慣習が存在するのみで、崇高なる法の支配に基づく法理から発せられたものなど、一切、そこには感ぜられない。当然の法理とは、「義務と権利は表裏一体で、義務を課せば権利を与える」ことにこそ当然の法理が存在するのではないのでしょうか。決して、「義務を課しても、権利は与えない。外国人が排除されるのが当然である」とされてはならないのではないのでしょうか。</p> <p>法の支配の原則はあくまでも「義務を課せば権利を与える」ことが大前提である。専制君主制の時代であっても、義務を課すと権利を与えることによって、その支配、被支配の関係性が維持され、支配の正当性が認められる。通達はこれらの法の精神や、法の支配の形成の歴史を完全に無視し、自国民にだけ権利を付与し、韓国・朝鮮人には日本人と同等の権利は与えないという姿勢は、法の支配の原則を捻じ曲げ、法の支配の精神の持つ崇高さを破壊する、あまりにも自国民中心主義的な冷徹・冷酷な、道理と道義に反する施策といえるのではないのでしょうか。典型的な悪しき侵略主義的植民地征服者の施策となっているのではないのでしょうか。「ギブ・アンド・テイク」が当然の道理であるのに、「テイク・アンド・テイク」で「当然」と云えるのでしょうか。</p> <p>通達は、未だに大きな壁として、在日を様々な場面から排除しております。参政権をはじめ、公務員の幹部職員への登用、外国人弁護士への家庭裁判所の調停委員への任官、消防、水防団への加入、民生委員・児童委員への就任。最近では大阪市での都構想への住民投票からの除外をされております。</p> <p>地方公務員法、国家公務員法には明確に外国人の公務就任権を排除する条文は存在しません。警察法、消防法、自衛</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>隊法でさえ国籍制限は明記されておりません。ただ、外務公務員法第 7 条にだけ、無国籍者および、外国籍を持つものは外務公務員となることはできないとされているに過ぎません。日本政府を代表して外交する任務を遂行する者にだけ制限が加えられているに過ぎません</p> <p>「法の下での支配」とは、明らかにそこに「法が存在する」ことが必要となります。法の支配とは「専断的な国家権力の支配を排し、権力の横暴を法で拘束する」というものでもあります。どんな人でも法律以外のものに拘束されないというものであります。被治者のみでなく、統治者、統治諸機関も法の支配に服さなければならなりません。</p> <p>そして、これらの日本政府の施策は過去の植民地支配がアジアの民の解放・保護のための聖戦であったとしている主張が、本当はそうではなく、自国民にだけ恩恵を与え、植民地被支配民族には隷属支配と忍従だけを与えてきただけであることを如実に示していることになるのではないのでしょうか。憲法前文第 2 項には「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」としている。第 3 項には「自国のことのみ専念し、他国を無視してはならない。政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。」とある。第 4 項には「国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成する。」と誓っている。条文の第 9 8 条第 1 項には「その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部はその効力を有しない。」とされている。第 2 項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定している。</p> <p>日本政府の「公権力の行使と公の意思形成は外国人はふさわしくない」とする通達は、他国民としたかつての天皇の赤子にたいして、憲法前文第 3 項の「自国のことのみ専念し、他国(民)を無視してはならない」に抵触し、外務公務員にしか制限されていない公務就任権を、すべての公務員にまで制限を加えることは「法の支配の原則」を踏みにじることとなります。そして、条文 9 8 条第 1 項の「その条規に反する法律、命令、はその効力を有しない。」となって通達自体が無効となるのではないのでしょうか。</p> <p>また、サ条約により旧植民地出身者の国籍を恣意的に剥奪したことは、同じく「自国のことのみ専念し」ており憲法前文第 3 項に違反となり、条文 9 8 条第 1 項の「その条規に反する法律、命令、はその効力を有しない。」とされて無効となり、また国際法に違反することは 9 8 条第 2 項に抵触し、憲法違反となるのではないのでしょうか。</p> <p>1965年の韓日協定で全て終わったとする日本の中で、在日は未だ植民地被征服民族のまま、戦後処理から忘れ去られている。本国は 1 9 0 5 年に外交権を奪われ、1 9 1 0 年に内政権を奪われ、民族自決権、自己決定権、を喪失したが、日本の敗戦とともに開放され、これを回復した。在日コリアンは、未だ自己決定権、自己統治権、自尊自立の権利が与えられないまま、他民族支配というこの世で最も不幸な隷属状態の憂き目に合っている。</p> <p>どうか、このような歴史的経緯に鑑み、大阪府におきましては、日本政府の理不尽と感じられる差別、抑圧政策に同調することなく、特別永住者には帰化によらない届け出制による国籍選択権の付与、永住者には地方参政権の付与、教員、公務員の幹部職員の登用。無年金高齢者の国籍制限なき老齢福祉年金の適用、差別なき障害者福祉年金の適用。さらに、民生・児童委員の国籍制限撤廃、家庭裁判所での外国人弁護士調停委員の任官、消防団・水防団の国籍制限の撤廃、住民投票条例の国籍制限の撤廃など、独自でできる部分は国に先駆けて実施し、国が制限を加えているものは、国に働きかけ、差別なき、開かれた平等社会の実現にご尽力いただけますようお願いいたします。</p> <p>さらに、国際法、国際人権法、人道法は数々の戦争・紛争の歴史を経て到達した人類の知恵と叡智が詰まった、人類が歩むべき道が示され、差別・抑圧が紛争戦争の根源であると断じ、この世の不幸を無くし、人間共和の繁栄の方途を示しているものと思います。日本の社会が戦争・紛争の道避け、すべての外国人が安心して暮らせる共生社会を築いていただけるよう、未だ批准していない国際条約を認准し、アジア人権裁判所の創設を大阪府から主導していただきたいと思ひます。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
177	<p>・現行の『大阪府在日外国人施策に関する指針』策定から 20 年が経ち、昨今の技能実習生のこともあって外国人施策の見直しの必要性は賛成しますが、改定議論の発端となった一昨年 1 2 月大阪府議会本会議での西野弘一議員の質問内容及質問行為がヘイトだと考えますので、そういった流れで指針を改定することには反対します。</p> <p>・在日韓国・朝鮮人についての「歴史的な経緯」の注釈にある「余儀なくされ」「とどまることになった」を巡って、「全くの事実誤認だらけ」「でたらめなこと」と西野議員は同会議で述べ、一方的に徴用問題とすり替え且つ「誤解や中傷が世間一部で行われている」としていますが、西野議員や 1934 年に閣議決定された「朝鮮人移住対策ノ件」のような排外的な言動や施策をするからこそ「誤解や中傷が世間一部で行われている」のであって、それを改定理由とすることが「全くの事実誤認だらけ」「でたらめなこと」であり、官製ヘイトであると考えるのが指針改定に反対する理由です。</p> <p>・現行の「歴史的な経緯」の注釈にある、「余儀なくされ」「とどまることになった」背景に府民一人ひとりが想いを巡らすことが「多文化共生社会」には必要であって、未だ本名ではなく通名を使わざるを得ない状況があるということは現行の『大阪府在日外国人施策に関する指針』では十分でなかった証左であり、より「余儀なくされ」「とどまることになった」背景に想いを巡らすことができるような流れの中で指針を改定をしなければ、技能実習生についてもまた「誤解や中傷が世間一部で行われ」るのではないのでしょうか。排他的な言動や施策の行き着く先は戦争だと考えますので、今の指針改定案には断固として反対します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>今回の改正は、指針策定から 20 年余りが経過し、外国人数の増加や多国籍化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められることから、これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示すものとして、改正するものです。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
178	<p>1 府における動き:「大阪府識字施策推進指針」の記載が抜けていると思います。</p> <p>2 大阪で暮らす在外外国人の状況:(2)最後の「…なっています」の後に、「本名ではなく通名で暮らしている方がおられます。」</p> <p>3 P11 上から8行目:“ヘイトスピーチの解消や”の次に、「ふりがなによる情報保障」を加筆した方がよいと思います。外国人の生命や安全を守り地域生活・交流が十分に行えるようにするには、多言語のみでは迅速性・限られたスペース、人材では難しい。広報版に掲載される“成人式のお知らせ”や“学校からのお知らせ”や“自治会・商店街による盆踊りのポスター”などでは多言語は現実的ではない。外国人から「ふりがなをうってほしい。」とよく聞きます。</p> <p>4 P12 の1人権意識の高揚と啓発の充実:第二段落の次に、「また、本名ではなく通名で生活されている方がいて、本名では、仕事ににくい、生活ににくいという状況があるのではと想像されます。」を加筆した方がよいと思います。</p> <p>5 P15 生活情報提供の充実:大阪府としては、「ホームページで多言語」が中心だとは思いますが日々の情報保障と言う意味で、 あ)地方自治体広報板掲示物のふりがな表記 い)地方自治体広報は新聞と共に配布され、外国人の多くは広報を受けとっていないことの対応策を各地方自治体に働きかける・ことが必要だと思います。商店街主催盆踊りの紹介が広報に掲載されたが配布されず、ふりがなも無しということがありました。</p> <p>6 P15 相談機能の充実:「外国人からの相談」だけでなく、交流し共に暮らすと言う観点から、自治会・商店街など地域民間からの「どういとお知らせを作ったら外国人の人に来てもらえるか?」という相談受付を作り、啓発の意味も含め相談をしてもらうよう、自治体を通じ、また直接働きかける。</p> <p>7 P18 避難所における支援:混雑した避難所では、ピクトグラム(絵文字)やふりがなの方が早くまた遠くからでも通じる場合があります使用の推進</p> <p>8 (概要版)基本的方向等の“おける”の次に“ふりがなや”を加筆</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>「府における動き」については、今回の指針改正の背景となった制度や政策について記載しています。</p> <p>また、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについて、追記いたしました。</p> <p>大阪府のホームページには、読み上げやふりがなを振ることが可能なツール「やさしいブラウザ」を導入しています。</p> <p>大阪府が作成している「避難所運営マニュアル作成指針」においては、平時から避難所の周知を図る際や避難所開設時の情報伝達の際に、日本語の理解が乏しい外国人への配慮として多言語やイラストを併記する等確実に伝達できるよう努めることと明記しております。</p> <p>この他いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
179	<p>1 「在日外国人施策に関する指針」を改定するというのであれば、歴史を消したり、事実を隠蔽することなく、より正しく記述したうえで、今日的課題を加筆すべきです。</p> <p>2 日本帝国が犯した侵略戦争の事実と植民地支配の歴史、旧日本軍の慰安婦問題、更には南北朝鮮人民、中国人民の強制連行や強制労働などの事実に基づく明確な反省を明記すべきです。この歴史を削除したり、弱めたりする事はあってはなりません。</p> <p>3 特に大阪は在日韓国・朝鮮人の多くが居住し、日本人と共に暮らす地域社会を形成しています。この歴史を隠したり、削除して一般外国人として扱うような記述は差別やヘイトを助長させることにつながります。</p> <p>4 住みよい大阪をつくるためには、在日外国人、特に在日韓国・朝鮮人の皆さんとの差別のない共生社会を前進させること、及び少子高齢化のもとで外国人労働者を差別なく、同等の権利や条件で受け入れられる社会をめざす事が必要であり、それに貢献する指針にして下さい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>また、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>ヘイトスピーチについては、大阪には全国で最も多く在日韓国・朝鮮人の方が暮らしている現状を踏まえ修正しました。</p> <p>ご指摘の外国人労働者の差別解消については、「安心して生活できる住宅・就労支援の充実」に記載しております。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
180	<p>気になったのは、ふりがな(ルビ)についての言及が無かったことです。災害や伝染病などの情報保障など生命に関わるので確認をお願いします。「大阪府としては、ホームページでの情報保障、方向性の説明などが中心になる。そこでは、多言語が可能だし、確実に情報が伝わるので有用。」ということとそうなっているのでしょうか?「実際の日々の現場、保育所からのお知らせ・お便りとか、地域のラジオ体操のお知らせとか、成人式のポスターとか、では、多言語より、ふりがなのほうが、現実的に有用で効果が高いことは理解しているが、この指針は、大阪府なので、ホームページが中心なので、ふりがなは対象外とした」のでしょうか?あるいは、「ふりがなは、各自治体で対応すべき」ということなのでしょうか?心配なのは、このままでは、府内自治体が、「多言語?ホームページです」ということだけが伝わり、ふりがなを打つ方向に進まなくなってしまうことです。そこで、</p> <p>9 ふりがな表記についての項目で見解を述べてはいかがでしょう?そして、府内自治体にはどのように求めるかについても。ふりがながあると疎外感軽減にもなり、交流に効果あり。</p> <p>10 府広報は、外国人に届いているのでしょうか?新聞をとっていない方にも届いていますか?届いていなければ、転入届けの際に、「大阪府の新聞があります、災害等についての情報があります、申請していただければ届きます。できるかぎり、ふりがなも付けます。」を府内自治体に依頼するなど。命を守る情報保障として対応策が必要です。府広報についての言及をお願いします。</p> <p>11 行動計画についての言及・記載がないと思います。いつまでに作るなど作成について。また当事者が入った進捗管理会議の設立についても。</p> <p>12 推進体制:具体的記述が無いです。「府内転入事務対応連絡協議会」を結成し、広報・ハザードマップ等、当事者意見・先進事例を取り入れ全体化して行く等の記載が必要だと思います。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>9及び10については、大阪府のホームページには、読み上げやふりがなを振ることが可能なツール「やさしいブラウザ」を導入しています。また、府政だよりについては、新聞折込以外にも、府内市区町村や公立図書館のほか、ご協力いただける民間企業先にも配架しており、新聞をとっていない方を含め広く手にとっていただけるよう努めています。</p> <p>11については、毎年、「大阪府在日外国人施策の実施状況」をとりまとめ、「大阪府在日外国人施策有識者会議」において、委員の意見をお聴きしています。</p> <p>12につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
181	<p>1 在日外国人の政策を改正するについて、当事者の意見を良く聞いてください。</p> <p>2 日本が過去に行なった侵略戦争と植民地政策について二度と同じ誤りを犯すことのないように歴史を正しく伝えることができるよう史跡を残して下さい。</p> <p>3 朝鮮学校に通う、全ての子ども達にも、日本の公教育同様に十分な支援と平等の政策を行ってください。</p> <p>4 全ての在日外国人が日本人と同様に人権が守られ、差別されることがないように、具体的な政策を出して下さい。日本語能力が不十分な人々が日本語学習ができる機会をもっとふやして下さい。平日・土日・朝昼夜、いつでも、どこでも、だれでも無料で学習できる場が必要です。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本パブリックコメントにおいて、当事者の方を含む194者から207件のご意見をいただき、ご意見を踏まえ、歴史的経緯について、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するなどの修正をしました。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>また、日本語学習については、今後も各市町村と連携を深め、日本語教育を必要としている外国人の方が学ぶ機会を得ることができるよう支援に努めます。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
182	<p>私は、この十年、大阪府市による朝鮮学校補助金停止に対して、その再開を求めて来ました。大阪は周知のように全国でも有数の朝鮮人居住の地です。朝鮮学校への補助は既に1970年代より続けられて来ましたが、この十年、停止されたままです。関西圏においても大阪だけが停止されたままです。こうした事態に国連も憂慮して(ジュネーブ)差別是正勧告を再三にわたって指摘しております。大阪がグローバル化での真のダイバーシティを誇ると言うならば、朝鮮学校への補助金停止という明らかな民族教育への差別を即刻止めるべきです。朝鮮人を住民として認めて真の国際都市としなければならないでしょう。子供たちには学ぶ権利があります。朝鮮学校の子どもも同じです。子供は宝ですから。彼らが大きくなって東北アジアの平和の使者となってくれる事を私は確信します。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
183	<p>すでに大阪府には160を超える国・地域から、25万人の外国人の方が暮らしている。さらに2025年日本国際博覧会を招致することで、多くの外国人の方が来日され、観光人口だけでなく、居住者人口も増加する。世界標準の人権基準を持つ国際都市大阪で有るからこそ、世界中から評価され、来日・来阪の外国人の方が来ていただけると考えられる。これまでの府が持つ「在日外国人政策の基本的方向」の有意性が証明されている。については改正案のP17「年金受給資格が得られなかった方々があり、所要の救済措置が求められます」P19「入居機会の制約の解消に向けた取り組みを進めます」P20「居住支援協議会の設立を促進します」P23「外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る就学上の経済的負担の軽減を図ります」などは、必須の課題の実現が伴う指針であると確信いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>在日外国人障がい者で制度的に年金の受給資格が得られなかった方々への所要の救済措置の実施については、基本的に国の社会保障制度の中で対処されるべき問題であるとの認識から、国において措置されるまでの時限的措置として、府において給付しているもので、国に対し必要な救済措置を講じるよう強く要望しています。</p> <p>また、住宅については、引き続き入居機会の制約の解消や居住支援協議会の設立促進に向けた取り組みを進めてまいります。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
184	<p>2022年12月24日付、毎日新聞に「生活保護でない」虚偽説明 市職員、申請ブラジル人にとの見出しの記事が掲載されていました。記事の詳細は省略しますが、愛知県安城市役所の職員が生活保護を申請しようとした日系ブラジル人の女性に「外国人に生活保護は出ない」などと虚偽の説明をし、また職員は「国に帰ればいい」と暴言を浴びせたと。市職員の無知による対応で在日外国人の人権がないがしろにされそうになったケースだ。こうしたことを無くす為の「大阪府在日外国人施策に関する指針」の改正であることを信じたい。</p> <p>2002年策定分を「旧」、今回案を「新」として、思うところを意見としたい。</p> <p>1 「旧」(注3)「歴史的経緯」で、「過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。…」と説明がある。しかし「新」では、8ページに「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、…」との記述にとどまり、日本の植民地支配の歴史的経緯を記入すべきだ。</p> <p>2 「新」9ページ、特別永住者5「平和条約国籍離脱者(日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱した者で、昭和20(1945)年9月2日以前から引き続き本邦に在留する者などをいう。)又は平和条約離脱者の子孫をいいます。」との説明は、分かりづらい。日本の旧植民地(台湾、朝鮮半島)出身者、その子孫とすべき。</p> <p>3 「旧」3、外国人施策に関する取り組みと課題(3)医療と保険・福祉にかかわる分野で、「また、福祉サービスについては、歴史的経緯を有する在日韓国・朝鮮人高齢者を中心に、広報等による情報が十分行き渡らなかつたり、言葉や食事、生活習慣の違いなどから、サービスの利用が難しい状況も見受けられる。」の記述が、「新」17ページには一切記述がされていない。こうした問題が全く無きような誤解を生みかねない表記はやめて、「旧」の記載をすべきだ。</p> <p>4 「新」18ページ 安全を守る災害支援体制の充実 是非とも関東大震災時の日本人による在日外国人とりわけ朝鮮人、中国人の虐殺事件があった歴史的な教訓を記述すべきだ。以上</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。特別永住者の注釈については、昭和27年4月19日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>福祉サービスについても、ご意見を踏まえ、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の高齢者に、様々な事情から利用が難しい状況も見受けられることを追記しました。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、震災の発生後などに、特定の民族や特定の地域の人々を対象とする悪質な虚偽の情報が流れたことがあること、そして、このような虚偽の情報を投稿する行為は決して許されないことについて、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
185	<p>日本が朝鮮半島を領土として植民地化していたことは、歴史的事実です。事実をまげることできません。歴史的経緯により在日韓国人に対する記述は現行どおり記述して下さい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
186	<p>私達は、これまで、韓国・朝鮮にルーツを持つ学童・生徒達が、公立小学校・中学校で運営されている民族学級等を通して、韓国・朝鮮の言葉・文化・歴史等を学び、在日韓国・朝鮮人として誇りを持ち、豊かな人生を歩んで行くことが出来るように、教師達や地域住民と協力し合ってきました。この活動の基盤となるのは、教師達、地域住民、行政とも共有してきた在日韓国・朝鮮人の形成過程に関する歴史認識です。大阪府は府内市町村の規範を示し、在日韓国・朝鮮人の存在に関する府民啓発の推進と相互理解を牽引する重要な役割を担って来られました。そうした点から大阪府政</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記しました。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>への私たちの信頼はとても大きいものがありました。しかし、今回の指針改定案では、在日韓国・朝鮮人に関する記述が大幅に削除されようとしていることについて深い憂慮を表明します。大阪府の指針は教育行政を含む市町村の施策方向を決定づけるものであることから、地域における私たちの取り組みにも大きな影響を与えかねず、大きな衝撃を受けています。加えて、大阪府議会会派の中でも、在日韓国・朝鮮人をはじめとするオールドカマーへの言及をしつかり行うべきだとする意見が提示されており、そのことを踏まえても現状から大きく後退することは容認することが出来ません。在日韓国・朝鮮人の形成過程や取り組みに関する記述が後退することで、同じくオールドカマーのカテゴリーで語られる必要のある、戦前の満開拓団を背景とする中国帰国者、さらにベトナム戦争を背景とするインドシナ難民に関する記述も同様に難しくなっています。そして、施策は歴史の積み上げのうえにあり、その事実を無視したり、度外視することはあらゆる政策検討の過程で同様のことが起こりかねません。部落差別の解消や障がい者の権利保障、また女性の人権についても、歴史を踏まえずして、施策確立は考えられません。さらに、2002年12月に策定された、現在の「大阪府在日外国人に関する指針」のそれぞれの政策が、どの程度、達成されたのか、その総括が記述されていません。その総括を踏まえて、改正案を作成すべきであります。特に、在日韓国・朝鮮人に対する制度的慣習的差別・障壁は、未だ数多く現存しています。それを解決するために、引き続き、指針改正案に十二分に記述する必要があると考えます。今回の指針改正案に、現行の指針に記述されている、在日韓国・朝鮮人に関する、すべての内容を、削除せず、継続して記述することを強く求めます。</p> <p>具体的には、まず、指針改正案の「第1 指針改正の背景」に次の内容を記述してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日韓国・朝鮮人が、大阪府に居住する歴史的な経緯として、過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。 2 在日外国人に関する取り組むべき課題として、就労における差別や入居差別などの問題や、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘するとともに、人権意識の高揚を図るための施策や人権擁護に資する施策などが必要である。 3 大阪府域では、在日外国人学校の児童・生徒への嫌がらせや暴言・暴行などの事象が発生したほか、就職に際し、採用面接時に本人の適性とは無関係の国籍等にかかわる質問が行われたり、日本名(通名)の使用を求められるなどの事例や外国人への差別落書きなどの事例が報告されている。 4 福祉サービスについては、歴史的経を有する在日韓国・朝鮮人高齢者を中心に、広報等による情報が十分行き渡らなかつたり、言葉や食事、生活習慣の違いなどから、サービスの利用が難しい状況も見受けられる。 5 在日外国人高齢者・障がい者の中には、国民年金制度創設時の国籍条項により制度的に年金の受給資格が得られなかった人がおり、所要の救済措置が求められる。それらの人々は、昭和57(1982)年1月1日時点で20歳以上で既に障がいがあるか、あるいは昭和61(1986)年4月1日時点で60歳以上で年金の受給資格を得られなかったことにより、制度的に無年金になっている外国人の高齢者や障がい者のことである。 6 在日外国人教育については、自己の文化、言語、伝統にふれる機会を提供し、在日外国人の児童・生徒が自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努めるとともに、新たに渡日した児童・生徒に対する日本語指導を充実するなど、児童・生徒が将来の進路を自ら選択し自己実現を図ることができるよう指導する必要がある。 7 上記の在日外国人教育、特に、在日韓国・朝鮮人教育については、1991年に締結された、「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」の次の内容を新たに記述してください。日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国・朝鮮人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。 <p>次に、指針改正案の「第3 在日外国人施策の基本的方向」に次の内容を記述してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日外国人教育については、「国際人権規約」及び「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をはじめ、大阪府の「人権教育方針・人権教育推進プラン」等の趣旨に基づき、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が、互いに違いを認めあい、本人のアイデンティティを保ちながら自己実現を図ることができるよう、ともに生きることのできる教育を進める。 2 在日韓国・朝鮮人の児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成する。これまでの経験と成果を生かし、蓄積されてきたノウハウ等の活用を図りつつ、指導内容・指導方法等を工夫改善するよう努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、課外の自主活動(民族学級等)などを通じて、歴史、文化、言語等について学習できる環境の醸成に努める。 3 在日外国人児童・生徒が、自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努めるとともに、将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、関係諸機関と連携しながら適切な指導に努めるなど、進路指導の充実を図る。とりわけ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき指導に努める。 4 外国人学校の振興を図り、国庫補助制度の創設及び国立大学等の受験資格の改善等について、引き続き国に働きかける。特に、国際連合人権委員会から勧告を受けている、朝鮮学校に対する高校授業料無償化からの排除などの制度的差別を速やかに解消する必要がある。 5 府政への参画促進として、幅広い府民の意見を府政推進に生かしていくためには、多様な文化的背景や考え方を持つ在日外国人の意見も求める仕組みの整備に努める。在日外国人にかかわる諸課題及び大阪府が取り組むべき方策について、幅広く意見を求めるため設置されている有識者会議を引き続き活用するとともに、審議会等の委員の選 	<p>福祉サービスについては、ご意見を踏まえ、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の高齢者に、様々な事情から利用が難しい状況も見受けられることを追記しました。</p> <p>在日外国人高齢者・障がい者の中には、制度的に年金の受給資格が得られなかった方々があり、所要の救済措置が求められることについては、「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」において記載しています。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>府政への参画については、「大阪府在日外国人施策有識者会議」を設置し、外国にルーツのある委員の方々のご意見をお聴きしています。</p> <p>また、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、在日外国人を含めた幅広い人材の登用に努めるほか、在日外国人も含め実施されている府政に関する世論調査などにより、在日外国人の意見を府政に反映させるよう努める。また、在日外国人が、地域社会の一員として、地方政治への意見反映ができるよう努める。</p> <p>6 国際連合人権委員会から受けている勧告を実行するために、大阪府および大阪府下の地方自治体を実施する住民投票に外国籍住民が参画出来るようにする必要がある。さらには、定住外国籍住民に地方参政権を付与するように、国に働きかける必要がある。</p> <p>今回の指針改正案について、私達は、以上のような修正を要望致します。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
187	<p>私は、ある団体の役員として、活動しています。この活動の基盤となるのは、地域住民、行政とも共有してきた在日韓国人の形成過程に関する歴史認識です。大阪府は府内市町村の規範を示し、在日韓国人の存在に関する府民啓発の推進と相互理解を牽引する重要な役割を担って来られました。そうした点から大阪府政への私たちの信頼はとても大きいものであります。しかし、今回の指針改定案では、在日韓国・朝鮮人に関する記述が大幅に削除されようとしていることについて深い憂慮を表明します。</p> <p>大阪府の指針は教育行政を含む市町村の施策方向を決定づけるものであることから、地域における私たちの取り組みにも大きな影響を与えかねず、大きな衝撃を受けています。加えて、大阪府議会会派の中でも、在日韓国・朝鮮人をはじめとするオールドカマーの言及をしっかりと行うべきだとする意見が提示されており、そのことを踏まえても現状から大きく後退することは容認することが出来ません。在日韓国・朝鮮人の形成過程や取り組みに関する記述が後退することで、同じくオールドカマーのカテゴリーで語られる必要のある、戦前の満蒙開拓団を背景とする中国帰国者、さらにベトナム戦争を背景とするインドシナ難民に関する記述も同様に難しくなっています。</p> <p>そして、施策は歴史の積み上げのうえにあり、その事実を無視したり、度外視することはあらゆる政策検討の過程で同様のことが起こりかねません。部落差別の解消や障がい者の権利保障、また女性の人権についても、歴史を踏まえずして、施策確立は考えられません。さらに、2002年12月に策定された、現在の「大阪府在日外国人施策に関する指針」のそれぞれの政策が、どの程度、達成されたのか、その総括が記述されていません。その総括を踏まえて、改正案を作成すべきであります。特に、在日韓国・朝鮮人に対する制度的慣習的差別・障壁は、未だ数多く現存しています。それを解決するために、引き続き、指針改正案に十二分に記述する必要があると考えます。今回の指針改正案に、現行の指針に記述されている、在日韓国・朝鮮人に関する、すべての内容を、削除せず、継続して記述することを強く求めます。</p> <p>具体的には、まず、指針改正案の「第1 指針改正の背景」に次の内容を記述してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日韓国・朝鮮人が、大阪府に居住する歴史的な経緯として、過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。 2 在日外国人に関する取り組むべき課題として、就労における差別や入居差別などの問題や、差別を回避するために、その意に反して本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない在日韓国・朝鮮人もいるといった問題を指摘するとともに、人権意識の高揚を図るための施策や人権擁護に資する施策などが必要である。 3 大阪府域では、在日外国人学校の児童・生徒への嫌がらせや暴言・暴行などの事象が発生したほか、就職に際し、採用面接時に本人の適性とは無関係の国籍等にかかわる質問が行われたり、日本名(通名)の使用を求められるなどの事例や外国人への差別落書きなどの事例が報告されている。 4 福祉サービスについては、歴史的経緯を有する在日韓国・朝鮮人高齢者を中心に、広報等による情報が十分行き渡らなかつたり、言葉や食事、生活習慣の違いなどから、サービスの利用が難しい状況も見受けられる。 5 在日外国人高齢者・障がい者の中には、国民年金制度創設時の国籍条項により制度的に年金の受給資格が得られなかった人がおり、所要の救済措置が求められる。それらの人々は、昭和57(1982)年1月1日時点で20歳以上で既に障がいがあるか、あるいは昭和61(1986)年4月1日時点で60歳以上で年金の受給資格を得られなかったことにより、制度的に無年金になっている外国人の高齢者や障がい者のことである。 6 在日外国人教育については、自己の文化、言語、伝統にふれる機会を提供し、在日外国人の児童・生徒が自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるような環境の醸成に努めるとともに、新たに渡日した児童・生徒に対する日本語指導を充実するなど、児童・生徒が将来の進路を自ら選択し自己実現を図ることができるよう指導する必要がある。 7 上記の在日外国人教育、特に、在日韓国・朝鮮人教育については、1991年に締結された、「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」の次の内容を新たに記述してください。日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。 <p>次に、指針改正案の「第3 在日外国人施策の基本的方向」に次の内容を記述してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在日外国人教育については、「国際人権規約」及び「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をはじめ、大阪府の「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」等の趣旨に基づき、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が、互いに違いを認めあい、本人のアイデンティティを保ちながら自己実現を図ることができるよう、ともに生きることのできる教育を進める。 2 在日韓国・朝鮮人の児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成する。これまでの経験と成果を生かし、蓄積されてきたノウハウ等の活用を図り 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記しました。</p> <p>福祉サービスについては、ご意見を踏まえ、在日韓国・朝鮮人をはじめ在日外国人の高齢者に、様々な事情から利用が難しい状況も見受けられることを追記しました。</p> <p>在日外国人高齢者・障がい者の中には、制度的に年金の受給資格が得られなかった方々があり、所要の救済措置が求められることについては、「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」において記載しています。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>府政への参画については、「大阪府在日外国人施策有識者会議」を設置し、外国にルーツのある委員の方々のご意見をお聴きしています。</p> <p>また、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっております。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>つつ、指導内容・指導方法等を工夫改善するよう努めるとともに、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、課外の自主活動(民族学級等)などを通じて、歴史、文化、言語等について学習できる環境の醸成に努める。</p> <p>3 在日外国人児童・生徒が、自らの誇りや自覚を高め、本名を使用できるよう環境の醸成に努めるとともに、将来の進路を自ら選択し、自己を実現し得るよう、関係諸機関と連携しながら適切な指導に努めるなど、進路指導の充実を図る。とりわけ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき指導に努める。</p> <p>4 外国人学校の振興を図り、国庫補助制度の創設及び国立大学等の受験資格の改善等について、引き続き国に働きかける。特に、国際連合人権委員会から勧告を受けている、朝鮮学校に対する高校授業料無償化からの排除などの制度的差別を速やかに解消する必要がある。</p> <p>5 府政への参画促進として、幅広い府民の意見を府政推進に活かしていくためには、多様な文化的背景や考え方を持つ在日外国人の意見も求める仕組みの整備に努める。在日外国人にかかわる諸課題及び大阪府が取り組むべき方策について、幅広く意見を求めるため設置されている有識者会議を引き続き活用するとともに、審議会等の委員の選任にあたっては、審議会等の設置目的を踏まえ、在日外国人を含めた幅広い人材の登用に努めるほか、在日外国人も含め実施されている府政に関する世論調査などにより、在日外国人の意見を府政に反映させるよう努める。また、在日外国人が、地域社会の一員として、地方政治への意見反映ができるよう努める。</p> <p>6 国際連合人権委員会から勧告を受けている勧告を実行するために、大阪府および大阪府下の地方自治体を実施する住民投票に外国籍住民が参画出来るようにする必要がある。さらには、定住外国籍住民に地方参政権を付与するように、国に働きかける必要がある。</p> <p>今回の指針改正案について、私は、以上のような修正を要望致します。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
188	<p>「すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざす」(パブリックコメント募集要項冒頭)としながら、多くの在日朝鮮人が、この国の歴史的過ち、朝鮮半島植民地支配によって生み出されたという経緯が明記されていません。この植民地支配政策を根本的に克服、脱するところからしか真の共生社会はできないと思います。なによりもまず民族教育を保障すること。朝鮮学校差別政策をやめること。朝鮮学校への補助金を復活することから始めてほしいです。ヘイトスピーチを云々と言われるのなら、この官製ヘイトをやめることが先決事項じゃないですか？実体が伴わなければ美しいことばが泣きます。どうぞよろしくをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>また、在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
189	<p>1 大阪府に朝鮮半島及び中国からの定住者が多いのは、「指針」自身にも指摘されているように、先の大戦時の植民地政策及び強制連行その他戦中・戦後時の避けられなかった結果であり、これは日本の戦争責任が果たされていないことを表しています。かの人々が支障なく差別なく日本の地で、生活できるようにするのは、行政の責任であります。しかるに、指針の文面は、あれこれと国の責任にして、大阪府として可能なことを追及する姿勢にかけていることは否めません。問題を指摘するだけでなく、府行政としてできることを追及する姿勢を出すべきです。具体的には、税金を取りながら、選挙権のない状態を放置しているのは人権侵害です。</p> <p>2 差別ヘイト・クライム等の蔓延を文面では懸念しながら、その実、府自身がそれを助長していることに目をむけるべきでありその事実を指針にありのまま書くべきです。在日の子どもたちへの支援を除外するようなことは恥ずべきことです。熱帯化する真夏にクーラーの補助もなく、市民有志の支援でクーラーが付けられるというような実情を放置していることは、行政が進んで差別をしているということです。そのような行為が世情のヘイト蔓延を後押ししているという実態を真摯に分析した「指針」をだしてください。以上</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>外国人学校については、今後ともその振興を図ってまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
190	<p>大阪府におかれましては、私たちを在日韓国人をはじめとする在日外国人に対する施策として、2002年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」(以下指針)を策定され、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の「ちがいがい」を認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めてこられました。</p> <p>ただ、今回の指針改定にあたりその内容を拝見したところ、私たちを在日韓国人に関する記述が大幅に削除されています。</p> <p>これまで大阪府が私たちを在日韓国人をはじめとする在日外国人に対する施策を推進されるにあたって、歴史的経緯のある在日韓国人に対する取り組みの実績、成果があつてこそ今日の府政があるのだと思います。</p> <p>その中で今回の指針改定にあたり、在日韓国人に対する記述を大幅に削除するという事は、「前進」ではなく「後退」であると考えます。</p> <p>多様化している在日外国人が増加しているからこそ、そのパイオニアとも言える私たちを在日韓国人がなぜ日本に在留するに至ったのか、これまでどのように生活してきたのか、その経緯を知ってもらう事が相互理解、共生社会の実現につながると確信します。在日韓国人の人権課題が日本に居住する在日外国人問題の原点であることを再度認識し、その事実を記載すべきです。</p> <p>そして、これまで大阪府が取り組んでこられた実績を指針に記すことが、今後の取り組みへの基盤となるかと存じます。</p> <p>これらの状況を踏まえ、大阪府内の外国籍住民が安心安全で住みよい街となり多民族多文化共生社会が実現されるよう、指針改定案に対し以下のように要望いたします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>特別永住者の注釈については、昭和27年4月19日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>一. 大阪府で暮らしている外国人の約 4 割は～の記述(8 ページ 下段)について 在日韓国人が日本に居住するに至った歴史的経緯がよく分かるような記述にしてください。</p> <p><例文案> 「大阪府で暮らしている約 4 割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後さまざまな事情から帰国できず、日本にとどまる事になった方々です。</p> <p>二. 「特別永住者」の記載(9 ページ 注釈5)について 私たちが在日韓国人は、1952 年サンフランシスコ講和条約が発効された事により、当時国籍を選択する事すら出来ない中、「日本国籍をはく奪」され、外国人として取り扱われました。 注釈 5 にあるような「日本国籍を離脱」したわけではありません。歴史的背景がある中で特別永住者となったという事が分かるように文言を訂正してください。</p> <p><例文> 入管特例法に基づく在留資格を持つ永住者の事を指し、入管特例法の対象となるのは第二次世界大戦中の戦時下において日本に占領されていた領地の人達です。主に韓国・朝鮮や台湾出身者が占めており、戦後も母国に帰れないなど様々な事情により日本で生活している人が多くいました。その人達が日本へ定住することなどを考慮した上で、永住する権利を与えられました。</p> <p>三. 国際理解教育・在日外国人教育の充実(21 ページ)について 改定前の指針には、在日外国人教育の充実に関して「在日韓国・朝鮮人児童・生徒」に対する記述があったが、改定案には一切記載がありません。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についても記述がありません。歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みを改定後も継続して記載してください。</p> <p>1. 「在日外国人の本名使用率」の一覧表(21 ページ)に在日韓国・朝鮮籍の児童・生徒の本名使用率も併記してください。</p> <p><趣旨> 在日韓国・朝鮮人児童・生徒の本名使用率が低いという課題(未だに民族差別がある)があるという事をしっかり認識してほしい。</p> <p>2. (21 ページ下から 3 行目)の部分～在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を追記してください。</p> <p>3. 改正前に記載のあった文言を追記してください。 1991 年に交わされた「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」では在日韓国人の教育に対して「日本社会において韓国語等の民族の伝統及び文化を保持したいとの在日韓国人社会の希望を理解し、現在、地方自治体の判断により学校の課外で行われている韓国語や韓国文化等の学習が今後も支障なく行われるよう日本国政府として配慮する。」とされており、これに基づいて大阪府内で今日まで民族学級等の取り組みが行われてきました。 在日外国人として一括りにするのではなく、歴史的経緯のある私たちが在日韓国・朝鮮人の子女たちへの教育を保障しているという文言を記載してください。</p> <p>(現行指針 12 ページ 11 行目)とりわけ、在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に基づき指導に努める。 ↓ (改定後指針 22 ページ下から 3 行目)に追記。 -以上-</p>	<p>大阪府の考え方</p>
191	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。 今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。 ○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。 ○特別永住者の注釈について</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯について、多くの韓国・朝鮮の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するとともに、特別永住者の注釈について、昭和 27 年4月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思えます。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事についても歴史的事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいる」といった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p> <p>8ページ 下段 大阪府で暮らしている外国人の約4割は～～の記述について 在日韓国人が日本に居住するに至った歴史的経緯がよく分かるような記述に改定してください。 <改定案> 「大阪府で暮らしている約 4 割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮 半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後さまざまな事情から帰国できず、日本にとどまる事になった方々です。</p> <p>9 ページ注釈 5「特別永住者」の記載について 私たち 在日韓国人は、1952 年サンフランシスコ講和条約が発効された事により、当時国籍を選択する事すら出来ない中、「日本国籍をはく奪」され、外国人として取り扱われました。 注釈 5 にあるような「日本国籍を離脱」したわけではありません。歴史的背景がある中で特別永住者となったという事が分かるように文言を訂正してください。 <例文> 入管特例法に基づく在留資格を持つ永住者の事を指し、入管特例法の対象となるのは第二次世界大戦中の戦時下において日本に占領されていた領地の人達です。主に韓国・朝鮮や台湾出身者が占めており、戦後も母国に帰れないなどさまざまな事情により日本で生活している人が多くいました。その人達が日本へ定住することなどを考慮した上で、永住する権利を与えたのが特別永住者です。</p> <p>21 ページ国際理解教育・在日外国人教育の充実について 改定前の指針には、在日外国人教育の充実に関して「在日韓国・朝鮮人児童・生徒」に対する記述があったが、改定案には一切記載がありません。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についても記述がありません。歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みを改定後も継続して記載をしてください。</p> <p>(21 ページ下から 3 行目)在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を追記してください。 21 ページ「在日外国人の本名使用率」の一覧表に在日韓国-朝鮮籍の児童・生徒の本名使用率も併記してください。</p>	<p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
192	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思えます。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事についても歴史的事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいる」といった問題を指摘する」と</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯について、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するとともに、特別永住者の注釈について、昭和 27 年4月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実にも努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>いう記述を削除しないでください。</p> <p>8ページ 下段 大阪府で暮らしている外国人の約4割は～～の記述について 在日韓国人が日本に居住するに至った歴史的経緯がよく分かるような記述に改定してください。 <改定案> 「大阪府で暮らしている約4割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後さまざまな事情から帰国できず、日本にとどまる事になった方々です。</p> <p>9ページ注釈5「特別永住者」の記載について 私たちが在日韓国人は、1952年サンフランシスコ講和条約が発効された事により、当時国籍を選択する事すら出来ない中、「日本国籍をはく奪」され、外国人として取り扱われました。 注釈5にあるような「日本国籍を離脱」したわけではありません。歴史的背景がある中で特別永住者となったという事が分かるように文言を訂正してください。 <例文> 入管特例法に基づく在留資格を持つ永住者の事を指し、入管特例法の対象となるのは第二次世界大戦中の戦時下において日本に占領されていた領地の人達です。主に韓国・朝鮮や台湾出身者が占めており、戦後も母国に帰れないなどさまざまな事情により日本で生活している人が多くいました。その人達が日本へ定住することなどを考慮した上で、永住する権利を与えたのが特別永住者です。</p> <p>21ページ国際理解教育・在日外国人教育の充実について 改定前の指針には、在日外国人教育の充実に関して「在日韓国・朝鮮人児童・生徒」に対する記述があったが、改定案には一切記載がありません。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についても記述がありません。歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みを改定後も継続して記載をしてください。</p> <p>(21ページ下から3行目)在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を追記してください。 21ページ「在日外国人の本名使用率」の一覧表に在日韓国・朝鮮籍の児童・生徒の本名使用率も併記してください。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
193	<p>今回の改訂指針は一般的なヘイト問題や災害支援などを加えるという内容になっていて歴史的事実を消したり隠ぺいする方向の改悪です。在日韓国朝鮮人に対しての過去の植民地支配・強制連行・強制労働・慰安婦問題などの歴史的事実や経緯を削除したり薄めた内容になっているので、従来通りの内容にヘイト問題・災害支援を追記すべきです。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 今回の改正は、指針策定から20年余りが経過し、外国人数の増加や多国籍化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえ、ヘイトスピーチの解消や多言語によるコミュニケーション支援などの今日的課題への対応が求められることから、これまでの基本的な理念を踏まえつつ、現在の在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、今後の府としての在日外国人施策の方向性を示すものとして、改正するものです。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>
194	<p>大阪在住の外国人の約4割は韓国・朝鮮籍であり、さらに朝鮮半島にルーツをもつ日本国籍の住民も多い。これは、各都道府県のなかできわめて特徴的である。にもかかわらず、この改正案では、その指摘は人口推移の部分だけにとどまっており、大阪在住の韓国・朝鮮人の生活に関する記述がまったくといってよいほど見られない。在日韓国・朝鮮人がどのような歴史的経緯で現在に至っているのかについて、より具体的かつ多面的な形で記述することが、大阪府の指針として強く求められるのではないか。在日外国人施策の今後を考えるためには、これまでの在日外国人施策の歴史を十分にふまえて、そこから教訓や知見を得て生かすことが必須である。 そこで、 1 第3の「基本的方向」の中に、この在日外国人施策の歴史を的確に位置づける項目を新たにたてるべきである。 2 また6の「教育」に関する項目の中でも、在日韓国・朝鮮人をめぐる教育の歴史にしっかりと言及すべきである。多文化教育の流れも、在日韓国・朝鮮人教育の具体的な実践の中から、時間をかけてはぐくまれてきたと言えるからである。未来を展望するためには、歴史を的確に認識する必要があると思う。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。 また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取り組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に向けてまいります。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
195	<p>今回の指針の改定にあたり、朝日新聞の記事を見ました。内容を見ると在日韓国人の記述が大幅に削除されているとの事でした。</p> <p>今回現行の指針と指針改定案を見比べて思った事を書かせていただきます。在日外国人が増加し、多様化している事は肌で感じていますが、長らく日本で暮らしている在日韓国人とは背景が全く違います。もちろんニューカマーの人達も大事に受け入れていかなければなりません、在日韓国人に対する記述は現行どおりに記述するようにしてください。</p> <p>○在日韓国人の記述について 「その多くは歴史的経緯により」という部分が説明不足だと思います。日本が朝鮮半島を植民地化していた事は記述するべきだと思います。</p> <p>○特別永住者の注釈について 日本国籍から離脱した者ではありません。在日韓国人は終戦後、日本国籍でありながら差別されて市民権も与えられない状況の中 1952 年のサンフランシスコ講和条約で日本国籍から外国籍にさせられました。これは日本国籍を離脱ではなく、「喪失」、「はく奪」された者です。選択する権利すら与えられていません。この注釈は訂正してください。</p> <p>○「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」についての記述がなくなっています。これまで大阪府が取り組んできた在日外国人問題の基盤となった指針だと思います。削除するべきではありません。</p> <p>○91 年の韓日間の覚書では在日韓国人に対する民族教育を保障すると明記されています。その事についても歴史的な事実としてしっかり記述を残すべきであると考えます。現行の指針では「在日韓国・朝鮮人児童・生徒については、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動を活用して歴史・文化等について学習できる環境を醸成すると明記されていました。在日外国人と一括りにするのではなく、併記するようにしてください。</p> <p>○現行指針にある「本名ではなく日本名で生活せざるを得ない在日韓国・朝鮮人もいる」といった問題を指摘する」という記述を削除しないでください。</p> <p>8ページ 下段 大阪府で暮らしている外国人の約4割は〜の記述について 在日韓国人が日本に居住するに至った歴史的経緯がよく分かるような記述に改定してください。 <改定案> 「大阪府で暮らしている約 4 割は、韓国・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮 半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後さまざまな事情から帰国できず、日本にとどまる事になった方々です。</p> <p>9 ページ注釈 5「特別永住者」の記載について 私たちが在日韓国人は、1952 年サンフランシスコ講和条約が発効された事により、当時国籍を選択する事すら出来ない中、「日本国籍をはく奪」され、外国人として取り扱われました。 注釈 5 にあるような「日本国籍を離脱」したわけではありません。歴史的背景がある中で特別永住者となったという事が分かるように文言を訂正してください。 <例文> 入管特例法に基づく在留資格を持つ永住者の事を指し、入管特例法の対象となるのは第二次世界大戦中の戦時下において日本に占領されていた領地の人達です。主に韓国・朝鮮や台湾出身者が占めており、戦後も母国に帰れないなどさまざまな事情により日本で生活している人が多くいました。その人達が日本へ定住することなどを考慮した上で、永住する権利を与えたのが特別永住者です。</p> <p>21 ページ国際理解教育・在日外国人教育の充実について 改定前の指針には、在日外国人教育の充実に関して「在日韓国・朝鮮人児童・生徒」に対する記述があったが、改定案には一切記載がありません。「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」に関して記述がありません。歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人に対するこれまでの取り組みを改定後も継続して記載をしてください。</p> <p>(21 ページ下から 3 行目)在日外国人教育については、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を追記してください。</p> <p>21 ページ「在日外国人の本名使用率」の一覧表に在日韓国・朝鮮籍の児童・生徒の本名使用率も併記してください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯について、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記するとともに、特別永住者の注釈について、昭和 27 年4月 19 日付け法務府(当時)の通達「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」で使用された表記である「喪失」に修正しました。</p> <p>在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいることについても、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
196	<p>・歴史的経緯の記述について 1旧指針での記述 ★旧指針 P2<2002 年 12 月> このうち、歴史的な経緯(注 3)を有する韓国籍・朝鮮籍の人々は、大阪府に居住する外国人の約 4 分の 3 に相当する約 1 6 万人であり、日本に居住する韓国籍・朝鮮籍の人々の約 4 分の 1 を占めている。 ★旧指針 P14「注 3」 (注 3)「歴史的な経緯」 過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、「ゆまにてなにわ」の記載の変遷について、詳しくお調べいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>※「植民地支配により」「軍需産業や建設作業などに」等の記述あり</p> <p>2旧指針での記述前後のゆまにてなにわの記述 2002年3月発行「ゆまにてなにわ16」から 本文では、朝鮮半島出身者については、下記のことが書かれています。 ・大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人々ですが、これらの多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。 ・国際化が急速に進む一方で、国内では、外国籍の人が外国人というだけでマンションやアパートの部屋を借りられなかったり、会社に雇ってもらえなかったり、心無い言葉や落書きで傷ついたり、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。 ※囲み記事として、別にあります。 知っていますか? 「在日韓国・朝鮮人についての歴史的背景」 1910年(明治43年)の韓国併合以来、朝鮮半島から多くの朝鮮の人々が募集や強制連行によって日本に来ることを余儀なくされ、その多くは軍需産業や建設作業などに従事させられました。 1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により、多くの人が帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、こうした歴史的な経緯を有する人々とその子孫たちなのです。 私たちみんなが多様な文化や習慣等を尊重し、「共生する社会」を築いていくうえで、多くの在日韓国・朝鮮人が日本で暮らしている歴史的な背景を理解することは、重要であると言えます。</p> <p>「17」2003年発行から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人ですが、その多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、多数の人が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場、炭鉱等の労働に従事させられました。 1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、戦後、さまざまな事情により多くの人が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。 現在、在日韓国・朝鮮人の中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。わたしたちみんなが、共に暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。 →「16」では、「強制連行」の記述があります。但し、「植民地」の言葉もありません。 強制連行の記述は、1999年発行の「13」との2回のみ。 →「17」では、「16」にあった「強制連行」がなくなっています。 「17」は2003年の3月発行です。指針は「16」と「17」の間に出されています。</p> <p>「ゆまにてなにわ18」から「ゆまにてなにわ25」2011年発行までは「植民地」の記述があります。 2008年発行「ゆまにてなにわ22」から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪府で暮らしている外国人の約6割は、韓国籍・朝鮮籍の人です。そして、その多くは日本が朝鮮半島は歴史的経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、たくさんの人が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場等の労働に従事していました。 1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により多くの人が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、そのときは日本国籍を持っていた人が、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。 2012年発行の「ゆまにてなにわ26」から「植民地」の記述がなくなります。 経緯が分からなくなります。</p> <p>2015年発行の「ゆまにてなにわ29」から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪府で暮らしている外国人の約6割は韓国籍・朝鮮籍の人です。そして、その多くは歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの人が帰国できず、日本にとどまることになりましたが、その時は国籍を有していた人が、その後の制度改正により、外国籍の人=外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるを得ない人もいます。わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。 →植民地がなく、「歴史的経緯」という言葉だけです。経緯の内容が何も分かりません。 2012年発行から同じです。</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>2022年発行の「ゆまにてなにわ36」から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの人が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。 →いちばん新しい「ゆまにてなにわ36」日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯という記述が出てきたのは、2016年発行「ゆまにてなにわ30」です。 このとき、「29」にある最後の文の「わたしたち～歴史的経緯を理解することが大切です。」も消えています。意図的なのでしょうか… ※旧指針では、上記にあるように、経緯については、「植民地」という言葉が使われていました。 10年もたたないうちに、「ゆまにてなにわ」では記述がなくなっている。 「ゆまにてなにわ」には『大阪府人権白書』として、「人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として～」とあります。 「大阪府在日外国人問題有識者会議」の提言を踏まえ、策定された「旧指針」にある、上記の「歴史的な経緯」の文言が変更されていくのはいかがでしょうか。 憲法と各法律ということ言えば、憲法の条文をその都度、変更するということでしょうか。 旧指針の目指すものに貢献するような積極的な意味合いならいいでしょうが、一読しただけでは、どう受け止めればいいのか、分からないものになっています。読み飛ばされます。 有識者会議のメンバー9名、内5名は外国人。ということで、当事者の思いや考えが反映されたものを、そして、有識者会議の総意で書かれたものを大切にしてほしいと思います。 「植民地」のことは、中学校の教科書でも書かれていることです。中学生に聞かれたら、どう答えたらいいのでしょうか。</p>	

・歴史的経緯の記述について

1旧指針での記述

★旧指針 P2<2002年12月>

このうち、歴史的な経緯(注3)を有する韓国籍・朝鮮籍の人々は、大阪府に居住する外国人の約4分の3に相当する約16万人であり、日本に居住する韓国籍・朝鮮籍の人々の約4分の1を占めている。

★旧指針 P14「注3」

(注3)「歴史的な経緯」

過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。

※「植民地支配により」「軍需産業や建設作業などに」等の記述あり

2旧指針での記述前後のゆまにてなにわの記述

2002年3月発行「ゆまにてなにわ16」から

本文では、朝鮮半島出身者については、下記のこと書かれています。

・大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人々ですが、これらの多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。

・国際化が急速に進む一方で、国内では、外国籍の人が外国人というだけでマンションやアパートの部屋を借りられなかったり、会社に雇ってもらえなかったり、心無い言葉や落書きで傷ついたり、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。

※囲み記事として、別にあります。

知っていますか？ 在日韓国・朝鮮人についての歴史的背景

1910年(明治43年)の韓国併合以来、朝鮮半島から多くの朝鮮の人々が募集や強制連行によって日本に来ることを余儀なくされ、その多くは軍需産業や建設作業などに従事させられました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により、多くの人が帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、こうした歴史的な経緯を有する人々とその子孫たちなのです。

私たちみんなが多様な文化や習慣等を尊重し、「共生する社会」を築いていくうえで、多くの在日韓国・朝鮮人が日本で暮らしている歴史的な背景を理解することは、重要であると言えます。

「17」2003年発行から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人々ですが、その多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人々とその子孫です。

過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、多数の人が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場、炭鉱等の労働に従事させられました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、戦後、さまざまな事情により多くの人が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。現在、在日韓国・朝鮮人の中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。わたしたちみんなが、共に暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。

→「16」では、「強制連行」の記述があります。但し、「植民地」の言葉もありません。

強制連行の記述は、1999年発行の「13」との2回のみ。

→「17」では、「16」にあった「強制連行」がなくなっています。

「17」は2003年の3月発行です。指針は「16」と「17」の間に出されています。

「ゆまにてなにわ18」から「ゆまにてなにわ25」2011年発行までは「植民地」の記述があります。

2008年発行「ゆまにてなにわ22」から

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約6割は、韓国籍・朝鮮籍の人々です。そして、その多くは日本が朝鮮半島は歴史的経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人々とその子孫です。

過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、たくさんの方が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場等の労働に従事していました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により多くの方が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、そのときは日本国籍を持っていた人が、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。

現在、この人々の中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。

わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。

2012年発行の「ゆまにてなにわ26」から「植民地」の記述がなくなります。

経緯が分からなくなります。

2015年発行の「ゆまにてなにわ29」から

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約6割は韓国籍・朝鮮籍の人々です。そして、その多くは歴史的経緯により、第二次世界

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

また、「ゆまにてなにわ」の記載の変遷について、詳しくお調べいただき、ありがとうございます。

いただいたご意見を踏まえ、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの方が帰国できず、日本にとどまることになりましたが、その時は国籍を有していた人が、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるを得ない人もいます。 わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。 →植民地がなく、「歴史的経緯」という言葉だけです。経緯の内容が何も分かりません。 2012年発行から同じです。</p> <p>2022年発行の「ゆまにてなにわ36」から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの方が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。 →いちばん新しい「ゆまにてなにわ36」日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯という記述が出てきたのは、2016年発行「ゆまにてなにわ30」です。 このとき、「29」にある最後の文の「わたしたち～歴史的経緯を理解することが大切です。」も消えています。意図的なのでしょうか・・・ ※旧指針では、上記にあるように、経緯については、「植民地」という言葉が使われていました。 10年もたたないうちに、「ゆまにてなにわ」では記述がなくなっている。 「ゆまにてなにわ」には『大阪府人権白書』として、「人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として～」とあります。 「大阪府在日外国人問題有識者会議」の提言を踏まえ、策定された「旧指針」にある、上記の「歴史的な経緯」の文言が変更されていくのはいかがでしょうか。 憲法と各法律ということ言えば、憲法の条文をその都度、変更するということでしょうか。 旧指針の目指すものに貢献するような積極的な意味合いならいいでしょうが、一読しただけでは、どう受け止めればいいのか、分からないものになっています。読み飛ばされます。 有識者会議のメンバー9名、内5名は外国人。ということで、当事者の思いや考えが反映されたものを、そして、有識者会議の総意で書かれたものを大切にしたいと思っています。 「植民地」のことは、中学校の教科書でも書かれていることです。中学生に聞かれたら、どう答えたらいいのでしょうか。</p>	

・歴史的経緯の記述について

1旧指針での記述

★旧指針 P2<2002年12月>

このうち、歴史的な経緯(注3)を有する韓国籍・朝鮮籍の人々は、大阪府に居住する外国人の約4分の3に相当する約16万人であり、日本に居住する韓国籍・朝鮮籍の人々の約4分の1を占めている。

★旧指針 P14「注3」

(注3)「歴史的な経緯」

過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。

※「植民地支配により」「軍需産業や建設作業などに」等の記述あり

2旧指針での記述前後のゆまにてなにわの記述

2002年3月発行「ゆまにてなにわ16」から

本文では、朝鮮半島出身者については、下記のこと書かれています。

・大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人々ですが、これらの多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から生活している人々とその子孫です。

・国際化が急速に進む一方で、国内では、外国籍の人が外国人というだけでマンションやアパートの部屋を借りられなかったり、会社に雇ってもらえなかったり、心無い言葉や落書きで傷ついたり、在日韓国・朝鮮人の中には、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。

※囲み記事として、別にあります。

知っていますか? 「在日韓国・朝鮮人についての歴史的背景」

1910年(明治43年)の韓国併合以来、朝鮮半島から多くの朝鮮の人々が募集や強制連行によって日本に来ることを余儀なくされ、その多くは軍需産業や建設作業などに従事させられました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により、多くの人が帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、こう言った歴史的な経緯を有する人々とその子孫たちなのです。

私たちみんなが多様な文化や習慣等を尊重し、「共生する社会」を築いていくうえで、多くの在日韓国・朝鮮人が日本で暮らしている歴史的背景を理解することは、重要であると言えます。

「17」2003年発行から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪で暮らしている外国人の4分の3は韓国籍・朝鮮籍の人々ですが、その多くは歴史的な経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人々とその子孫です。

過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、多数の人が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場、炭鉱等の労働に従事させられました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、戦後、さまざまな事情により多くの人が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、その時日本国籍を持っていた人は、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。現在、在日韓国・朝鮮人の中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。わたしたちみんなが、共に暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。

→「16」では、「強制連行」の記述があります。但し、「植民地」の言葉もありません。

強制連行の記述は、1999年発行の「13」との2回のみ。

→「17」では、「16」にあった「強制連行」がなくなっています。

「17」は2003年の3月発行です。指針は「16」と「17」の間に出されています。

「ゆまにてなにわ18」から「ゆまにてなにわ25」2011年発行までは「植民地」の記述があります。

2008年発行「ゆまにてなにわ22」から

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約6割は、韓国籍・朝鮮籍の人々です。そして、その多くは日本が朝鮮半島は歴史的経緯によって、第二次世界大戦以前から暮らしている人々とその子孫です。

過去の、日本による朝鮮半島の植民地支配により、たくさんの方が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くは、軍需産業や建設現場等の労働に従事していました。

1945(昭和20)年に日本は敗戦しましたが、さまざまな事情により多くの方が、帰国できず、日本にとどまることになりました。そして、そのときは日本国籍を持っていた人が、その後、外国籍の人=外国人であるとされたのです。

現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるをえない人もいます。

わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。

2012年発行の「ゆまにてなにわ26」から「植民地」の記述がなくなります。

経緯が分からなくなります。

2015年発行の「ゆまにてなにわ29」から

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約6割は韓国籍・朝鮮籍の人々です。そして、その多くは歴史的経緯により、第二次世界

貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

また、「ゆまにてなにわ」の記載の変遷について、詳しくお調べいただき、ありがとうございます。

いただいたご意見を踏まえ、歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの方が帰国できず、日本にとどまることになりましたが、その時は国籍を有していた人が、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活せざるを得ない人もいます。わたしたちみんなが、ともに暮らしていくためには、こうした歴史的経緯を理解することが大切です。 →植民地がなく、「歴史的経緯」という言葉だけです。経緯の内容が何も分かりません。 2012年発行から同じです。</p> <p>2022年発行の「ゆまにてなにわ36」から 在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは 大阪府で暮らしている外国人の約4割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。 戦後、さまざまな事情により多くの方が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人＝外国人であるとされたのです。 現在、この人たちの中には、差別を避けるため、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。 →いちばん新しい「ゆまにてなにわ36」日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯という記述が出てきたのは、2016年発行「ゆまにてなにわ30」です。 このとき、「29」にある最後の文の「わたしたち～歴史的経緯を理解することが大切です。」も消えています。意図的なのでしょうか・・・ ※旧指針では、上記にあるように、経緯については、「植民地」という言葉が使われていました。 10年もたたないうちに、「ゆまにてなにわ」では記述がなくなっている。 「ゆまにてなにわ」には『大阪府人権白書』として、「人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として～」とあります。 「大阪府在日外国人問題有識者会議」の提言を踏まえ、策定された「旧指針」にある、上記の「歴史的な経緯」の文言が変更されていくのはいかがでしょうか。 憲法と各法律ということ言えば、憲法の条文をその都度、変更するということでしょうか。 旧指針の目指すものに貢献するような積極的な意味合いならいいでしょうが、一読しただけでは、どう受け止めればいいのか、分からないものになっています。読み飛ばされます。 有識者会議のメンバー9名、内5名は外国人。ということで、当事者の思いや考えが反映されたものを、そして、有識者会議の総意で書かれたものを大切にしたいと思っています。 「植民地」のことは、中学校の教科書でも書かれていることです。中学生に聞かれたら、どう答えたらいいのでしょうか。</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
199	<p>「大阪府在日外国人の施策に関する指針の改正案」に対する意見</p> <p>1 改正案の P8 にあるように、大阪府に暮らしている外国人の約 4 割は韓国籍・朝鮮籍の人たちです。この人たちは、日本の過去の植民地支配により日本に住むことになった人々とその子孫であり、在日外国人のなかに占めるその割合が高いのが大阪府の特徴です。大阪府では早くから「国籍や民族を問わず大阪に住むすべての人々の人権が尊重される社会」を目指して、人権施策推進の取り組みがなされてきました。在日韓国・朝鮮人に対する、就職・入居差別の問題への取り組みや、子どもたちのアイデンティティを大切にす民族教育の実践が積み重ねられてきています。それは、新たに来日してくる外国人への施策にも活かされなければなりません。</p> <p>また、近年ヘイトスピーチやヘイトクライムの事件が大阪府内でも起きており、そのような人種差別を許さないためにも、府民に対し日本の植民地支配に起因する在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を正確に啓発していくことが、これまで以上に必要になっています。改正案では、前指針にあった在日韓国・朝鮮人に関する記述がほぼなくなっていますが、上記のような観点からも記述を復活させ、大阪府における在日外国人施策のなかの重要な項目として位置づけていただくよう要望します。</p> <p>2 改正案の P5 では、中小企業における深刻な人手不足の対応を図るため、外国人材の受入れ・環境整備を検討すると記載されています。全国的に中小企業の人手不足に対応するために受入れが促進されているのは、外国人技能実習生(以下実習生)であり、大阪府でも近年その人数は増加しています。2021 年末の統計で約 1 万 4 千人。愛知県、埼玉県に次いで全国第 3 位となっています。我々は、これまで実習生から多くの相談を受けてきました。残念ながら実習生の雇用先が関連する法律を守らず、実習生の人権を尊重していない事例は少なくありません。2022 年 7 月には当時の古川法相が記者会見で、「実習生が多額の借金を背負って来日し、基本的に転職が認められない制度のなかで、雇用先で労働法が守られなかったり、人権が侵害されたりしても声をあげられない状況にある、そして制度上は実習生の相談・支援を行うべき監理団体がその役目を果たしていない」という認識を表明しています。大阪府で働く実習生たちも決して例外ではありません。このようなことから以下を提案します。</p> <p>【提案】改正案 P20 の就労にかかわる啓発等の充実のなかの「…外国人が働きやすい労働環境の整備を促します。」の次に以下を追加する。全国的に技能実習生をめぐる多くの問題が起きていることから、とくに技能実習生を雇用している、もしくは雇用を考えている企業に対し、労働法、技能実習法を順守するよう啓発を行います。また、技能実習生に対し、問題があったときに相談できる府内の NPO を含む相談機関に関する情報を提供するなど、技能実習生が相談しやすい体制を整備していきます。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえ、歴史的経緯について、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について追記しました。</p> <p>また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。</p> <p>技能実習制度は、国、外国人技能実習機構の所管となっております。府においても、指針第3「5 安心して生活できる住宅・就労支援の充実」に記載のとおり取り組んでまいります。</p> <p>今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
200	<p>「大阪府在日外国人施策に関する指針の改正案」に対する意見</p> <p>以下の課題に関して意見(コメント)を提出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.歴史的経緯について 2.ヘイトスピーチに関して 3.外国人学校振興補助金について 4.国への要望について <p>1 歴史的経緯について 指針の改正案 p8 の「国籍・地域別の状況」の 6 行目 「その多くは、歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり、戦後、様々な事情から日本にとどまることとなった方々です。」 意見(コメント)現行指針に掲載されている以下の注を付記すべきです。あるいは、「歴史的経緯」という曖昧な言葉を省いて、「その多くは、日本の植民地政策により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫であり」とすると理解しやすいです。(注 3)「歴史的な経緯」過去の植民地支配により、多数の朝鮮の人々が日本に来ることを余儀なくされ、その中の多くの人々が軍需産業や建設作業などに従事させられた。今日の在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後帰国できず、日本にとどまることになった人々とその子孫である。</p> <p>2 ヘイトスピーチに関して 指針の改正案・1 人権尊重意識の高揚と啓発の充実 P13 2019 年 11 月に「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を施行しました。条例施行月である 11 月を条例啓発推進月間と定め、ポスターやリーフレットその他、ホームページやデジタルサイネージにより、集中的な啓発活動を行っています。」P14 府民啓発の充実・相互理解の促進「ヘイトスピーチについても、引き続き、条例啓発推進月間を中心に、市町村等と連携しながら、啓発を行います。」 意見(コメント)ヘイトスピーチの解消をめざす条例の施行、および市町村と連携した啓発推進を評価します。しかし、オンラインおよびオフラインでの現状をみたととき、啓発だけでは不十分であることは明らかです。ヘイトスピーチを撤廃するためには、啓発だけにとどまらず、罰則規定を盛り込み、大阪府としての規範を示していくための条例改正を検討する必要があります。人種差別撤廃条約第 4 条(c)において、「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと」と定めていることを踏まえ、大阪府として人種差別の助長・扇動であるヘイトスピーチを明確に禁止することが求められています。2018 年 8 月の人種差別撤廃委員会、および 2022 年 11 月の自由権規約委員会による日本への勧告のなかで、実効性あるヘイトスピーチ解消の手段として、罰則を設けるための法整備を国に求めています。公共の場で行われた言動が、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、第三者機関の意見を聴いた上で、罰則を科すとする「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>ヘイトスピーチについては、令和元年 11 月に施行した「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」に基づき、大阪からヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざしています。</p> <p>また、今後とも外国人学校の振興を図ってまいります。</p> <p>さらに、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっています。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>例」は 2020 年の実施以降、罰則に該当するようなヘイトスピーチはほとんどなくなったという報道もあり、効果をあげています。</p> <p>3.外国人学校振興補助金について 指針の改正案 P23 の 7～8 行目の「在日外国人教育の充実」 「さらに、外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。」 意見(コメント)さらに、朝鮮学校を含むすべての外国人学校に対し、外国人学校振興補助金により、教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図ります。学校法人大阪朝鮮学園は、大阪府から「私立外国人学校振興補助金」の交付を毎年受けてきたものの、2012 年から不交付とされていることから、差別なく平等な教育機会を保障するために補助金交付の復活を図る必要があります。2018 年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見では、「コリアンの生徒の差別のない平等な教育の機会を保障するため、『朝鮮学校』が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべき」と勧告しています。</p> <p>4.国への要望について 指針の改正 P23「地域・府政への参画促進」の箇所「国への要望」 意見(コメント)国への要望を追加します。「特別永住者をはじめ日本に定着して暮らす外国籍者の地方参政権付与のための法整備、および公立学校の教諭をはじめ公権力の行使、公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めるよう国に要望します。」在日外国人の府政への参画は、意見を求める仕組みを整備するだけでなく、内外人平等を保障する国際人権基準に則り、権利行使の主体として保障すべきです。2018 年の人種差別撤廃委員会による日本についての総括所見では、「数世代にわたり日本に在留するコリアンに対し、地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する」、「外国人長期在留者及びその子孫に対して、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めること」と勧告しています。2022 年の 11 月の自由権規約委員会による総括所見は、「永住コリアンとその子孫に地方選挙での投票権を認めるよう関連法の改正を検討すべきである」と勧告しています。</p>	<p>大阪府の考え方</p>
201	<p>「第 3 在日外国人施策の基本的方向」のうち、おもに「2 生活情報の提供と相談機能の充実」および「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」について、意見を提出します。</p> <p>《目次》第一 在日外国人高齢者・障がい者などをめぐる問題と必要な対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.状況 2.三つの事例と考察 3.提案 <p>第二 生活情報の提供と相談機能の充実について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.趣旨 2.提案 <p>第三 在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについて</p> <p>第一 在日外国人高齢者・障がい者などをめぐる問題と必要な対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 状況 1990 年代に多くの外国人が労働者やその家族として来日したが、そのかなりの部分が高齢に達しつつあるほか、障害者も少なくない。また今日の政府の政策は外国人労働者の受入れを拡大する反面、その家族である高齢者、障がい者は排除しており、また労働者が高齢者・障がい者となった場合は帰国することを想定しているが、それでも来日外国人の増大にともなって、在日外国人高齢者・障がい者は増えざるを得ない。そのため、在日外国人高齢者・障がい者などへの対応は、今後も大阪府の行政施策にとって重要である。この問題は、「指針」では「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」(16 ページ)で論じられている。なお、医療・保健・福祉行政の対象となるのは、高齢者・障がい者にはかぎられないが、ここでは同行政の対象となる外国人の典型として、「在日外国人高齢者・障がい者など」と記すことにする。 2.三つの事例と考察 事例1:府下 A 市在住のペルー人男性が、重度障がい者の成人である子を本国から呼び寄せ、当該成人障がい者は在留資格「短期滞在」をもって入国を許可された。その後、当該成人障がい者は父親 であるペルー人男性の扶養と介護をうけて生活することになった¹。しかし、大阪地方入管局は日本で長期に生活するための在留資格への変更を認めず、「出国準備のための特定活動」による不安定な在留を強いた。我々の支援によって、入国から 2 年 4 か月の後に、「父親の扶養を受けるための特定活動」(比較的安定していて更新可能)が許可された。この間、A 市障害福祉課は当該成人障がい者にたいして、長期在住のための在留資格への変更をまたずに、身体障害者手帳(1 級)を交付した。これによって、当該成人障がい者は身体障がい者を対象とした各種の障がい福祉サービスを受けられるようになった。A 市障害福祉課によれば、このようなケースにおける身体障害者手帳交付をめぐる判断は、大阪府が各市町に配付している指示書「身体障害認定の取り扱いに関する疑義について」²にもとづく。それによれば、・基本的要件は、「滞在が合法的であること。身体障害者福祉法第 1 条等の理念に合致すること」である。・具体的条件は、「在留に違法性(不法入国や不法残留)がないこと」に加えて、「違法性がなくても「興行」「研修」などの在留資格によって一時的に 	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>日本に滞在している場合は、手帳交付の対象とすることは想定していない」とのことである。</p> <p>当該ケースについて、A市障害福祉課は、我々が提出した当該子をめぐる報告などをもとに事実を把握した上で、市役所内の法務担当部も加わって検討を行った。最終的に、A市は大阪府から障害者手帳交付の権限を委譲されていることを確認したうえで、身体障害者福祉法における援護地についての規定(第9条)のいう「居住地」にはあたらないが、「現在地」に該当する、と判断して、当該子への手帳交付を決定した。</p> <p>考察(事例1):本件では、手帳申請・交付時に当該子は在留資格「出国準備のための特定活動」を有しており、大阪府の指示書(厚労省通知)のいう「一時的に日本に滞在している場合」とみなして不交付を決定することも可能であった。しかしA市障害福祉課は、当該成人障がい者をとりまく状況を総合的に判断して、手帳交付を決定した。他方、同障害福祉課によれば、他の自治体では異なる判断ができる可能性が高い、とのことであった。すなわち、大阪府の指示書(厚労省通知)は、市町の裁量判断を、△文書の性格において、制約するが、妨げるものではなく、△内容において、意図的なあいまいさ、ふくみがあって一義的に決定していない、のである。</p> <p>身体障害者手帳の交付にかぎらず、医療・保健・福祉をめぐる行政行為の多くにおいて(自治事務、法定受託事務どちらの場合も)、決定庁である地方自治体の判断には裁量がともなう。厚生労働省などは在留資格にもとづく適用除外を指示しているが、それらは地方自治体の裁量を制約しても拘束はしない³。したがって、同一の案件であっても、制度を適用する地方自治体と、在留資格を理由にして適用しない自治体がありうる。私たち支援の仕事は、制度が適用可能であるにもかかわらず適用しない自治体に対して、つぎの二点を提示することである。</p> <p>1法令・制度上、在留資格は制度適用の可否を一義的には決定しないこと。2当事者の事情について情報を提供し、制度適用の必要性と可能性を裏付けること。</p> <p>より基本的な問題として、そもそも地方自治体の担当部局職員が、本来業務である制度適用の必要性と重要性を認識していることが重要である。A市障害福祉課職員は、当初から本来業務の重要性を認識しており、手帳を交付する方向性で検討をはじめ、我々からの情報提供を受け取り、市の法務担当と協議し、さらに大阪府担当部局や大阪入管局などに照会をかけて情報を入手した。その結果、法令・制度の枠内で、制度適用が可能であるとの結論に達したのである。他方、制度がいったんは適用されず、のちに我々の情報提供と働きかけによって適用された事例に共通するのは、担当部局職員が、外国人に対しては、在留資格にもとづく適用除外の指示が、本来業務における(国籍にかかわらず)適用要件に優先するとの観念をもっていることであり、その結果、上級庁の指示の文言を個別事案に機械的にあてはめることである。</p> <p>事例2:2022年12月23,24日の各紙は以下のように報じた。愛知県安城市在住の日系ブラジル人女性が、夫が新型コロナウイルス禍で失職し、さらに無免許運転などで逮捕されたため収入が途絶えた。小学生の長男と1歳の次男をもつ女性が生活に困窮したため、本年11月に生活保護申請のため市役所を訪れた。担当職員は「外国人には生活保護費は出ない」「夫が逮捕されたら入国ビザが取り消しになる」などと誤った情報を伝え、申請を拒否。さらに「手助けできることはない」「国に帰ればよい」などと言い、出入国在留管理庁や領事館に相談するよう促した。(以上、23日の毎日新聞)女性は11月末に弁護士からの支援をもって申請し、12月に支給が決定された。しかし、差別と苦痛を訴えており、同県弁護士会に人権救済を申し立てる方針。生活保護行政における不適切な判断と発言は、我々の活動でもたびたび経験している。いくつか例を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府下B市では、職員が、ペルー人男性に対して申請受付を拒み、「(生活保護は)国民の税金で払われるから」と発言した。 ・関西C県D市では、男女一人ずつの子をもつペルー人シングルマザー女性に対して、3回に渡って生活保護申請の却下を繰り返した。1回の理由は、女性の元夫が長女に対して千円あまりの小遣いを渡したことをもって、「親族に扶養の意思、能力あり」とみなしたことだった。女性と子どもたちは、3か月ちかくのあいだ、ガス水道電気を止められた状態で生活した。男児には当時、発達障害がみられ、のちに自閉症と知的障害が確認された。D市担当者と係長は、「生活保障は第一義的に国籍国の責任である」旨の発言を繰り返した。 ・東海E県F市では、4人の子を持つシングルマザーで妊娠中(出産予定の一か月前)のブラジル人女性が生活に困窮して生活保護を申請しようとしたところ、当時ブラジル人共助団体から食品を受け取ったことをもって「生活可能である」として、また出産後に一時金を受け取れることをもって、申請を受け付けなかった。 <p>なお、以上三つの事例では、いずれも我々の支援によって、申請がなされ、保護が開始された。</p> <p>考察(事例2):生活保護は、担当自治体の裁量がきわめて広い行政分野である。上記の事例はいずれも在留資格ではなく、外国籍者であることを理由のひとつとして、生活保護の適用が妨げられている。たしかに生活保護は法制度上は国民に対する適用と外国人へのそれとは性質を異にしているが、実務において区別、差別がなされるべきでないことは当然である。こうした問題の発生を防ぐためには、やはり地方自治体の担当部局職員が、本来業務である制度適用の必要性と重要性を認識していることが重要である。</p> <p>事例3:大阪府下B市で長期にわたって生活保護を受給している、2子をもつシングルファザーのペルー人男性とその老齢の母からなる家族(上記B市と同じ事例)。男性は精神障害者保健福祉手帳(3級)を、老齢母は同手帳(2級)をもつ。男性は、B市担当課職員との会話は基本的に日本語で自ラ行い、市役所から送られる文書のスペイン語による説明などを我々が支援していた。我々は、必要に応じて、病院や市役所へ同行支援も行った。男性は、一昨年ころから障害者就労支援事業をめぐる担当員とのトラブルを我々に訴えていた。男性は、今年2022年6月ころ身体の不調を訴えたが検査では異状が検出されず、精神科で「パニック障害」との診断を受けた。男性が、8月に担当員ではない生活保護担当課職員と激しい口論になったと我々に訴えたので、9月、スペイン語を解する事務局員が立ち会って、話し合いをもった。口論をした男性職員は、話し合いの場において、ペルー人男性の「態度が悪かった、いまでも悪い」などと主張した。担当員女性も、ペルー人男性が担当課の要請を受け入れないと不満を表明した。我々は、「口論</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>について、どちらに対しても責任は問わない。ペルー人男性は、日本語には不自由であり、会話にはストレスを感じている。さらにパニック障害の診断を受けている」と説明した。男性・女性の職員は、精神障害者への対応の訓練を受けていないことを認めた。話し合いの結果、トラブルが予想される場合は、B市担当課と男性とのやりとりには我々が仲介することとして、今日に至る。</p> <p>類似の事例が、大阪市G区であった。G区在住のブラジル人単身者男性は、生活保護を受給していたが、我々に対して被害妄想と思われる訴えを繰り返していた。男性は自らの体験が妄想であると認めないため、精神科の受診を勧めることができなかった。(妄想にもとづく相談はときどきあるが、多くの場合、本人も自らの異常を感じていて、受診につなげることができる。) 妄想の対象は生活保護の担当員へと向い、男性は区役所に行かず、担当員の訪問も断るようになった。我々は、G区担当課に事情を説明し、1年あまりは生活保護を継続させたが、最終的に保護は打ち切りとなった。精神科受診の勧めに反発した男性は、我々との連絡も絶って今日に至る。G区担当課では、我々が説明するまで男性の異状を認識しておらず、説明後も特段の対策をとることはなかった。</p> <p>考察(事例3): 「指針」の「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」では、医療における言語コミュニケーションが課題として挙げられているが、これらの事例に見られるように、コミュニケーションの問題は、医療にも、言語にも限られない。まず、生活保護をふくむ福祉行政の担当者は、そのサービスを必要とする人びとが、環境にも自身にも困難を抱えていることを前提として、ありうる困難について事前に知識をもっていること、そしてそうした困難をもつ人とのコミュニケーションの望ましいあり方について研修を受けていることが必要である。なかでも精神障害についての知識と、精神障害者とのコミュニケーションの研修は必須である。上記事例では精神障害を挙げたが、他にも考えるべき課題は多い。一例を挙げると、シングルマザーへの生活保護や児童扶養手当の受給にあたって、当該女性が男性との交際について担当者から質問され、女性が不快と不安のために我々に問い合わせることがある。我々としては、自治体担当課は男性からの経済的扶助の可能性ないし実態を調査しているのであって、交際を禁止するものでも、プライバシーに踏み込むものでもない、と説明する。こうした場合、担当者は質問調査の意味を事前に説明すべきであるし、調査の目的を外れるような質問や関心を示すそぶりは慎むべきである(セクシャルハラスメントになりうる)。外国人は思いもかけぬ私生活のできごとが、出入国在留管理行政における不利益処分につながることもあり、つねに監視されている意識をもっている。そのため、一般的なプライバシーの尊重に加えて、不要なトラブルを避け、福祉行政を円滑に遂行するため注意が必要であろう。我々からの問い合わせに対して、自治体担当者はしばしば、「そんなつもりはなかった」と説明するが、対象者のありうる困難についての事前の知識と研修が必要である。それと同時に、担当者が余裕をもって業務を行えるような処遇改善もまた、重要である。</p> <p>3 提案</p> <p>1 「指針(改正案)」の「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」(施策の方向性)の前文は、「在日外国人が、健康で安心して暮らしていくため、医療・保健・福祉に関する情報提供を進めるとともに、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。」(17ページ)と述べている。これをさらに一歩、推し進めてほしい。医療・保健・福祉分野の自治体担当者には、△その業務が対象となる在日外国人高齢者・障がい者などにとって重要であること、その重要性がときにその生活と生命を左右すること、そして、△そうした重要性が国籍や在留資格の違いを超えるものであることをあらためて認識してほしい。(事例1、2 関連)</p> <p>提案1:改正案原文「在日外国人が、健康で安心して暮らしていくため、医療・保健・福祉に関する情報提供を進めるとともに、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。」(17ページ)を以下のようにあらためる。</p> <p>医療・保健・福祉は、住民の国籍や在留資格の違いを超えて、生活と生命を左右する重要な行政分野であることをあらためて確認し、在日外国人への医療・保健、福祉に関する情報提供を進めるとともに、安心してサービスを受けることができる体制づくりを推進します。</p> <p>2.同《施策の方向性》では、「○福祉サービスの利用促進」が挙げられ、「異なる文化的背景、習慣を持つ外国人が福祉サービスを利用しやすくなるように関係機関と連携して介護サービス事業者や福祉施設職員等への啓発・研修の充実に努めます」(17ページ)と述べられている。「利用促進」が図られるべきなのは、福祉にかぎらず、医療・保健・福祉の全般にわたる。また、「関係機関と連携して[行う]介護サービス事業者や福祉施設職員等への啓発・研修」は、△テーマを「異なる文化的背景、習慣を持つ外国人」に限定せずに、在日外国人高齢者・障がい者などがサービスを必要とする状況について、制度の法令規則に則した説明ではなく、サービス受給者の立場を理解することをテーマとした啓発・研修を行うべきであり、また、△啓発・研修の対象者を「介護サービス事業者や福祉施設職員等」にかぎらず、自治体担当課の全職員を対象として、支援団体や当事者を招いて具体的なケースを紹介しつつ、行うべきである。(事例1、2 関連)</p> <p>提案2:改正案原文「○福祉サービスの利用促進・・・異なる文化的背景、習慣を持つ外国人が福祉サービスを利用しやすくなるように関係機関と連携して介護サービス事業者や福祉施設職員等への啓発・研修の充実に努めます」(17ページ)を以下のようにあらためる。</p> <p>○医療・保健・福祉サービスの利用促進</p> <p>外国人が医療・保健・福祉サービスを利用しやすくなるように、関係機関と連携して、自治体担当課および関連事業者・施設職員等を対象として、外国人にとってのサービスの必要性や外国人が置かれている状況、文化的背景や習慣などを理解する啓発・研修の充実に努めます。</p> <p>3.同《施策の方向性》では、「○健康に暮らすための体制の充実」が挙げられ、「医療機関のスタッフと外国人患者のコミュニケーションの問題解決を図るため、・・・通訳を介して母国語で診察が受けられる環境を整備します」(17ページ)と述べている。これをさらに一歩、推し進めてほしい。在日外国人高齢者・障がい者などとのコミュニケーションの</p>	<p>大阪府の考え方</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>問題は、「医療機関のスタッフ」に限らず医療・保健・福祉分野の自治体担当者すべてにかかわる問題である。また、コミュニケーションの問題は言語にかぎらない。医療・保健・福祉行政の対象となる在日外国人高齢者・障がい者がとくべつな困難を抱える人びとであることを認識し、そうした困難をもつ人びととのコミュニケーションに必要な対策を講じてほしい。(事例3 関連)そのために、生活保護をふくむ自治体関連担当課の担当者は、そのサービスを必要とする在日外国人高齢者・障がい者などが、環境や自身について有している可能性のある困難について、またそうした困難をもつ人とのコミュニケーションの望ましいあり方について、啓発・研修を受けてほしい。なお、このような啓発・研修は、在日外国人の場合にかぎらず、医療・保健・福祉分野の行政ではかならず必要だと考える。とりわけ生活保護の担当員が精神障害者について研修を受けていない現状は、保護対象者の国籍とは無関係に見直される必要がある。</p> <p>提案3:改正案の同《施策の方向性》につぎの項目を加える。</p> <p>○医療・保健・福祉分野におけるコミュニケーションの円滑化</p> <p>医療・保健・福祉分野においては、言語コミュニケーションはとくに重要であるため、担当課窓口における言語コミュニケーションを支援する適切な措置をとり、さらに職員に「やさしい日本語」の研修を行います。また、医療・保健、福祉分野の行政サービス利用者は、高齢者や心身障がい者など特別な困難を抱えている場合も多いことから、担当課職員を対象として、そうした困難の類型ごとに必要なコミュニケーションのスキルを育成する研修を行います。</p> <p>第二 生活情報の提供と相談機能の充実について</p> <p>1. 趣旨</p> <p>改正案「2 生活情報の提供と相談機能の充実」では、《施策の方向性》として、「○生活情報提供の充実」「○相談機能の充実」(15 ページ)が挙げられており、評価できる。とくに大阪府国際交流財団の「大阪府外国人情報コーナー」は、私たちも外国人相談者からその活動について聞いており、いっそう広く周知されることが望まれる。たとえば、外国人がもっともよく利用する自治体窓口である住民課に、それらの紹介リーフレットを配置し、配付することが考えられる。</p> <p>2. 提案</p> <p>改正案「2 生活情報の提供と相談機能の充実」《施策の方向性》の、「○相談機能の充実……公益財団法人大阪府国際交流財団の相談窓口をはじめ、国、市町村、NPO 等による各種相談窓口について広く周知に努めます。」(15 ページ)に続けて、以下を加える。</p> <p>提案4:大阪府国際交流財団の相談窓口などの各種相談窓口を紹介する多言語リーフレットを、各自治体住民課に配置し、配付します。</p> <p>第三 在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについて</p> <p>1. 趣旨</p> <p>本意見「第一」の「事例1」では、在留資格や住民登録が行政措置適用の可否を第一義的に決定するものではないことを論証したが、在留資格と住民登録をもたない外国人を提供の対象としている行政サービスも少なくない。2021年8月の都道府県あて総務省通知では、そうした制度は30が数えられている。そのうち26は地方自治体の実施ないし関与する制度であり、その多くは医療・保健・福祉分野の制度である。⁴</p> <p>すでに2000年5月の質問主意書答弁書において、当時の内閣は、入院助産、養育医療、育成医療、母子手帳、予防接種が在留資格にかかわらず適用される制度であることを明確にしている⁵。言い添えておくと、これらの制度を適用するさいに対象者が入管法上の違法状態にあることを自治体職員が知ったときに生じる通報義務については、1989年(平成1年)の政府答弁⁶、2003年(平成15年)の入管局長通知⁷、同通知に添付された「内閣府共同参画局のホームページ(抜粋)」、2005年の厚労省通知⁸がいずれも、「通報すると行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との趣旨で一貫しており、通報義務に対して本来業務の目的を優先させることが可能であるとの判断が確定している。</p> <p>2 提案</p> <p>改正案「3 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実」《施策の方向性》の「○福祉サービスの利用促進」の項目について、「提案2」の変更を加えた上で、つぎの一文を最後に加える。</p> <p>提案5:在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについては、自治体担当課に周知を図り、住民への情報提供を進めます。以上。</p> <p>1 当該成人障害者は、幼時からペルーで母親と父方祖父母の介護を受けて生活していたが、母親は死亡し、父方祖父母も高齢で自身も介護を要する状態となったため、日本で暮らす父親が扶養と介護を行うことになった。</p> <p>2 同名の厚生労働省通知、障企発第0227001号平成15年2月27日にもとづく。</p> <p>3 住民登録のない外国人を法律によって適用除外としている制度は、国民健康保険法と後期高齢者医療法だけである。</p> <p>4 2021年(令和3年)8月10日各都道府県住民基本台帳事務担当課あて総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室事務連絡「入管法等の規定により本邦に在留することができる外国人以外の在留外国人に対して行政サービスを提供するための必要な記録の管理等に関する措置に係る各府省庁の取組状況について(通知)」</p> <p>5 質問第26号質問主意書(国会法第74条)平成12年(2000年)4月28日参議院議員大脇雅子/質問主意書答弁書内閣参質147第26号平成12年(2000年)5月26日内閣総理大臣森喜朗</p> <p>6 1989年(平成1年)11月10日の衆院法務委員会における高橋政府委員の答弁。</p> <p>7 平成15年(2003年)11月17日法務省管総第167号入国者収容所長・地方入国管理局長・地方入国管理局</p>	<p>大阪府の考え方</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>支局長あて法務省入国管理局長通知「出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項に基づく通報義務の解釈について(通知)」</p> <p>8 平成 17 年(2005 年) 3 月 8 日社援総発第 0308001 号各都道府県、指定都市・中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局総務課長通知「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて」</p>	
202	<p>「第3、在日外国人施策の基本的方向」の「6国際理解教育・在日外国人教育の充実」の項目についてのコメント。</p> <p>1P21～ ・「在日外国人の本名使用率」の項目について</p> <p>★掲載されている「在日外国人の本名使用率」であるが、調査年度は、ここ3年間のものであり、旧指針(2002 年)と比較することは困難です。</p> <p>というのも、旧指針の資料ページにある「本名使用状況(大阪府)」は、「韓国・朝鮮人関係統計」の中に掲載されているもので、他の国籍のものは含まれていません。</p> <p>今回の指針が、「(改正案)」であるということは、旧指針のもとで 20 年の取り組みの整理総括のもとに提案されているものと考えます。</p> <p>この 20 年に、「外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況は大きく変化しています。」と新指針「はじめに」に書かれています。今回、韓国・朝鮮人以外の国籍の方の本名使用率を調査することは当然のことだと思います。それであれば、国籍別に統計を取ることで、より課題が明らかになるのではないのでしょうか。</p> <p>この「国際理解教育・在日外国人教育の充実」の項目の書き出しに「母語・母文化を尊重した」と書かれていることは、「外国人」とひとくくりすることなく、「すべての児童・生徒が、多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合うこと」(新指針・文中から抜粋)からも、子どもたちの文化的背景についての配慮が求められると考えます。</p> <p>「本名」の重要性を、そして、「本名を使用できるような環境の醸成」を強調されている改正案の方向をより進めるためにも、詳細な調査・分析の上に立った指針を求めます。</p> <p>ポイント → 詳細な実態調査とその分析の上に立った指針を求めます。</p> <p>2P21、本文 13 行目～ ・「グローバル科(2校)、国際文化科(8校)、英語科(2校)、グローバル探究科(1校)」に関して。</p> <p>2022 年 12 月中学校校長会調査の来年度の上記各「学科」希望者数は、一つの高校を除く他の高校は、募集定員を下回っています。長年にわたって、いくつかの高校の「学科」を除いて、定員を上回ったことはありません、それゆえの度重なる「改編」なのだろうが、ニーズや希望に沿ったものではなかったのだろうと思います。その理由の一つに、受験資格「原則として、外国に継続して2年以上住み、その後、帰国してから2年以内の者」があると考えます。</p> <p>中学校編入以後、それぞれの中学校は生徒への日本語指導をはじめ、学習活動を進めます。個々の生徒の能力というものもあるだろうが、もう少し継続的な取り組みがあれば、力をつけていけるのではないかと、そんな生徒に対応していくこととする高校の制度があれば希望者が増える可能性もあります。進学先として、ひとつの選択肢として存在していくためにも、受験資格の見直しを考えていくことも考えていけばいいのではないかと。私も 30 年以上身近で海外からやってきた生徒の世話をしていると、もう少し継続的な取り組みが、府の中でできれば、みんなとは言わないまでも、もっと能力を発揮したであろう子どもたちが増えるだろうと考えます。</p> <p>ポイント → 府立高校は、「3年連続で定員割れした場合は統廃合などの対象」とされています。廃止することも含め、一人ひとりに沿った制度を考えていく取り組みをおねがいします。</p> <p>3P21 本文 15 行目～ ・「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」から「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」の項目について</p> <p>「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」は、前記「元・国際教養科」と違い、希望者は多い。来年度(令和5年度)に向けても希望者は多い。対象校が2校から 8 校に増えましたが、地域的な偏りが大きいと思います。確かに、30 年以上前から中国帰国者、日系の南米からの帰国者などが帰国した場合は、住む場所の関係で偏りはあったでしょうが、それ以降の定住者は府内各地に広がっています。特に、ここ数年は、空港もあってか、大阪南部に外国人定住家族・子どもが増えています。それらの子どもたちを受け入れる高校が求められています。この「選抜」も「元・国際教養科」同様、受験資格の見直しが求められます。それは、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」という名称からも、「日本語指導が必要な」という文言にかかわることです。日本語習得には、何歳の時に学校に編入したか、また、子どもの母語や能力にも関係が深いこともあり、年数だけでは判断できません。平成 26 年(2014)年 1 月 14 日、日本語指導が「特別な教育課程」として施行され、学校教育活動の正式なものとして位置づけられていることを考えれば、その「日本語指導が必要な」判断があれば、年数で受験資格を制限するということを、改善・改定していいのではないかと。日本語教育については、来年度から、高校でも「特別の教育課程」の対象になります。そのことを考えると、小・中・高と切れ目ない日本語教育の実施や進化・深化を求めたいと思います。それは入試制度の再編を促すものになると思います。</p> <p>ポイント → 前者と同様に、1人ひとりに沿った制度を考えていく取り組みをおねがいします。</p> <p>4P21、本文 20 行目～ ・「ハイトスピーチ」の項目について</p> <p>大阪府教育委員会のHPの「人権教育に関する教材及び学習指導案等」のページに、「ネット上の偏見・差別について</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>国際理解教育・在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、国際交流、本名指導、日本語指導、課外の自主活動(民族学級等)、ハイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところです。</p> <p>指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。</p> <p>ご意見を参考にさせていただき、今後とも、国際理解教育・在日外国人教育の充実に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、本指針に掲げる目標や視点を踏まえ、在日外国人施策の充実のため、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>考える学習教材」とあり、「中学校用」に「ネット上のヘイトスピーチをなくすためにできること―法務省人権啓発ビデオ「外国人と人権 -違いを認め、共に生きる-」を活用して―」というものがあります。学校現場でどれほど使われているのでしょうか。内容は中学校の生徒がネットでのヘイトスピーチを見て、学校に登校しなくなり、そのことを周りの生徒たちや友人が考えていくという物語です。ただし、ヘイトスピーチは、ネット上だけの問題ではないと思います。大阪でも、また、全国の学校の現場や地域で起こっていることです。外国人の子どもたちが、多くの学校に在籍する状況を考えれば、早急な取り組みが求められます。上記のドラマを見て、話し合うところからでも、進めていけることだろうと思います。</p> <p>ポイント → 改正案では、ヘイトスピーチのことが触れられています。人権、差別の問題として、避けて通れない、緊急の課題だと思えます。</p> <p>5P21、28 行目～ ・「外国人学校」の項目について 外国人学校の実態や状況について、どれだけ知られているのか心配です。文部科学省が、2019 年に始めた「就学状況等調査結果」でも、大阪府は、「外国人学校等」の数字が「58」であるのは、事実ではないだろう。実態を表していない。私たちの周辺には、朝鮮学校、中華学校等、外国人学校を卒業した人々が働いておられます。私が、今働いているところからは、5分も歩けば、朝鮮学校があります。その学校に在籍する子どもたちは、58 に入っていないようです。また、通勤時乗り換える難波には、中華学校があります。そこでは、知り合いの公立小中学校の退職教員が、講師で働いていました。その講師の前に居た子どもたちの数字はどこを探せばいいのでしょうか。「58 人」以上いたのは、まぼろしなのでしょう。また、32 行目の「その振興を図ることが求められています。」のそのためには、実態を知ることが大前提だと思えます。実態を把握することなく、「振興を図る」のは、困難だろう。「就学状況等調査」については、文科省が、2020 年7月1日文科省・総合教育政策局長・初等中等教育局長「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」(通知)で書かれていることを、教育行政の担当部局として実施することが、また、通知にもあるように市長部局とも連携しながら、調査を進めることが、とりもなおさず、就学支援そのものだと思えます。</p> <p>ポイント → とにかく実態の把握です。文科省の「就学実態調査」の徹底です</p> <p>6P22、7 行目～ ・「コミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実」の項目について 「外国語指導員」とあるが、外国語＝英語だけではないと思います。指針の中で頻りに語られる「多様な言語や文化、価値観について理解し、互いを尊重しながら学び合うことができるよう」ということから、多言語化をすすめていただきたい。</p> <p>ポイント → 多言語化を早急にすすめていただきたい。</p> <p>7P22、14 行目～ ・「交流機会の拡充」の項目について 後半の「外国人学校との交流など」と文中にあるが、この文の「外国人学校」とは、どこを指しているのだろうか。5の項目でも書いたように、「外国人学校」について、文部科学省の「就学状況等調査」の結果からでも指摘したように、府教育委員会に実態としての情報が把握されていない中で、どのような交流ができるのか不安を感じざるを得ません。</p> <p>ポイント → 実態把握が、施策実施や行動の始まりです。</p> <p>8P22、21 行目から ・「在日外国人教育の充実」の項目について。 課外の自主活動 「課外の自主活動(民族学級、国際クラブ等)などを通じて～学習できる環境の醸成に努めます」とあるが、どのような支援が可能とされているのでしょうか。必要ならゲストティチャー・講師などの招聘なども考えておられるのでしょうか。それであれば、予算等の準備も必要です。</p> <p>ポイント → 民族学級の歴史を踏まえてこそ、言語や文化が多様化している子どもたちへのとりくみのヒントがあるのではないのでしょうか</p> <p>P22 26 行目～ ・本名を使用できる環境 「本名を使用できるような環境の醸成に努める」とあるが、もう少し具体的な方向を示していただきたい。上記の「自主活動」もその想定内のものでしょうか。基本的方向の「教育」の文書の初めの資料は「在日外国人の本名使用率」の表です。本名を大切なものと考えている大阪府の思いを再確認したところでは、</p> <p>ポイント → 学校現場へのより手厚い支援をお願いしたいと思えます。</p> <p>P22 29 行目～、再掲 3の項目 日本語教育については、来年度から、高校でも「特別の教育課程」の対象になります。そのことを考えると、小・中・高と切れ目ない日本語教育の実施や進化・深化を求めたいと思えます。</p> <p>ポイント → 高校での本格的な実施となり、国の予算も増額されています。何事もはじめが大切です。これを機会に、小・中・高校のさらなる連携と継続の流れや動きが始まればと期待します</p> <p>P23、8 行目 ・外国人学校ということについて 「外国人学校に対し、～軽減を図ります」という文章は誤解を生じかねないと思えます。大阪朝鮮学園は、1974 年</p>	

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
	<p>度から大阪府による助成を受けるようになり、1991年度から「私立外国人学校振興補助金」の交付を毎年受けてきたものの、2012年3月に府が不交付を決定し、補助金を受け取れないまま現在に至っています。上記の記述は、実態を反映していません。改正案中の「外国人学校振興補助金」は、「大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱」に基づいて交付されるものと考えますが、その中に、「大阪府教育長が特に必要と認める学校(以下「外国人学校」という)」とあります。隣の兵庫県では認められている朝鮮学校が、大阪では認められていない中で、上記の文は誤解を招きます。</p>	
203	<p>改正案 P16「日本語学習機会の情報提供等」について 上記「情報」に、日本語学習を必要としている方々のどれだけがアクセスできているのか、疑問です。そもそも日本語学習が必要な方々に、日本語で情報提供しても、また多言語で情報提供したところでどれだけが到達するのか心もとないです。そういう状況にある人たちと周りの人たちが日本社会がどれだけの関係を結んでいるのか、当該者の困難をどれだけ理解しているのが重要です。私も20数年、日本語教室のボランティアをしてきましたが、「何年も探してやっと学び始めました」と言われる方もいます。そういう方々が訪れる場で、その人たちに声をかけることがポイントだと考えます。その意味では、彼ら・彼女らが、そして、それらの周りの人たちが行くであろう役所や学校を初めとした公的機関が重要だろう。日本入国の最初に手続きをする「入管」、そして、住民票の手続きの「市町村の役所」、そこらを通らずして、日本に住むことは難しいですから。そして、その上で、日本語教室がどこにも存在するわけではない現実を、克服することであろう。文化庁が全国に日本語教室をつくるための事業を進めているが、その事業を受け、実施している市町村は、府内では半数以下です。府も独自予算をたて、国の補助事業が未実施の市町村と協働して進めていってほしいと思います。府内多くの日本語教室は、ボランティアの高齢化が進んでいます。学習者の関心は日本語だけでなく、日本文化や日本社会の現状にもあります。日本語だけを学ぶのではありません。その意味では、多様な世代の人に、そして、元学習者であった外国の方々にも、日本語学習支援者になっていけるシステムが必要です。 ポイント1日本語学習機会・日本語教室の情報提供の拡充→ホームページだけでなく、その情報を伝える人、オンラインや紙媒体もあるが、「人づくり」「意識づくり」「仕組みづくり」だと思います。2「学習の場」の拡充→まずは、小学校の数だけの日本語教室を目指す。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 日本語学習機会については、今後も各市町村と連携を深め、日本語教育を必要としている外国人の方が学ぶ機会を得ることができるよう支援に努めます。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
204	<p>1現指針「第1大阪府における在日外国人の状況 1外国人登録者数」の段落3に記載されている「歴史的経過(注3)・・・」の文章を人口数を変更して記載すべきです。在日韓国・朝鮮人の歴史的経過についての客観的歴史事実について記載することに何ら問題はないはずですが、削除することじたいが、一部の主観的歴史観に引きずられた政治判断といえるのでは。行政に政治的中立の立場での対応をお願いしたい。 2 現指針「第1大阪府における在日外国人の状況 3在日外国人施策に関する取組みと課題(4)教育に関わる分野」の段落3に記載されている「・・・、大阪府では昭和63(1988)年に「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」を、平成11年(1999)年には、人権教育を総合的に推進するための「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」を策定したところである。また、・・・実施している。」との記載を削除することは、歴史的経過を踏まえて大阪の教育現場から積み上げられてきた在日韓国・朝鮮人問題に対する人権教育を一部の主観的歴史観に引きずられた政治判断で行政が切り捨ててしまうことになり、政治的中立性を自らが放棄することになるのでは。政治的中立の立場での対応をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。在日外国人教育においては、異なる文化、習慣、価値観等を持った児童・生徒が互いに違いを認めあい、共に生きようとする態度を身につけていくことを目標とし、本名指導、課外の自主活動(民族学級等)、ヘイトスピーチ解消のための取組み等を進めてきたところですが、指針改正にあたっては、これまでの経験と成果を生かしていくことをより明確に表現することとしました。ご意見を参考にさせていただき、今後とも、在日外国人教育の充実に努めてまいります。 いただいたご意見も参考に、今後とも、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>
205	<p>在日朝鮮・韓国人が日本に存在するのは、過去の植民地政策の歴史があつてのことです。しっかりと歴史を伝えていくべきであり、記述が大幅に削減されるべきでない。しかも、大阪府と大阪市は、民族学校(朝鮮学校)の公的な補助金を打ち切る暴挙を是正していない。行政が「いじめ」をしていると言っても過言ではない。 そのような動きと、今回の改定案は、決して関係ないとは言えず、大阪府の在日朝鮮・韓国人に対する差別的な姿勢が表れていると言える。 在日朝鮮・韓国人は4世、5世の子供たちが生まれているが、いまだに日本での共生社会が実現していないのは、「多文化共生社会」を掲げてはいるが、言葉だけの空虚なものと言っていいだろう。 大阪府は恥ずべきである。 私は大阪が好きだが、こそこそと年末年始に関心が薄いときに改訂をしておまおうとするのではなく、世界にも発信し、もっと誇らしく、堂々と胸を張れるような指針になるよう強く求める。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。また、パブリックコメント案では、大阪における外国人の多国籍化が進んでいることなどを踏まえ、在日韓国・朝鮮人の方を含め、「在日外国人」としていましたが、ご意見を踏まえ、大阪の実情に沿った表現に修正しました。 今後とも、在日外国人を取り巻く実情を十分に勘案しながら、在日外国人施策の推進に取り組んでまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
206	<p>全体としての意見です。</p> <p>概要版にある「目標」と「視点」の具体的な場面を想定されているかどうかがよくわかりません。これをしようとする と、1転入時の説明:広報について、南海トラフ地震について、ハザードマップについて、日本語教室について・・・伝染病 とかについて自治体からの知らせ方など詳しい説明が必要ですし、2生活が始まれば、学校からのお知らせにふりが ながあるか3地域生活では、盆踊りやラジオ体操など、商店街や自治会や振興会の方々が「外国人の方に、来てもらう にはどうしたらいいかとなる必要があります。こういうことができないと、共に生きることは難しいですし、地震の 際に、一緒に逃げようとはならない・・。分かりにくいのはこれらの生活の具体的なシーンを大阪府はイメージできて いるか？さらに言えば、府がするのか、府内自治体がするのか、府内自治体を通してするのかのイメージがわかり ません。少なくとも、「転入時の自治体のあるべき説明・対応」「学校・幼稚園・保育所のお知らせについて理解してもらう ための方法(ふりがなをつけるのが基本で、人を採用するのがいいと思いますが)」「広報版に掲載している成人式 のお知らせチラシ(ふりがななし)で外国人の人が来るのか、外国人の方が、呼ばれていると感じるのか?」「商店街主催 の盆踊りに外国人の方に来てもらう方法、大阪府の関わり方」などについて、府内自治体、自治会、商店街の人々がイ メージできる例・内容を、コラムとかの方法でもいいので、指針に書いた方がいいと思います。指針を読んでこれら、 共に生きる地域生活・方法がイメージできないと、府内自治体や商店街、自治会などが、外国人と共に生きることに ついて踏み出せないのではと心配です。さらに言えば、この状態では、基本計画を作ることができるのかも心配にな ります。絵とか実際のポスターとか学校からのお知らせとかを使って、共に生きるをイメージできるようにしてくだ さい。商店街の事務所で、外国人の方に盆踊りに来てもらうにはどのようなチラシを作ったらいいかを議論している絵 とか、そこに市役所の産業経済課職員や地域共同課職員が同席している絵とかを指針に掲載してください。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民 族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見等の趣旨・内容	大阪府の考え方
207	<p>1 初めに、今回のような住民にとって重大で影響力の大きい改正に関するパブリックコメント募集を HP だけで案内するのを改めてください。1 2 月の府政だよりも掲載されていませんでした。HP で情報を確かめられる人がどれほどいるのでしょうか？ 時間的な余裕をもって府政だよりも案内するなど、できる改善があるはずです。</p> <p>2 意見をだすための、改正(案)内容をコピーで頂こうと、閲覧先の府政情報センター(大手前庁舎本館 1 階)へ行きました。しかし、有料コピーを自分でするようにとの対応で、無料ではもらえませんでした。見なくては意見をだせない改正案をなぜ有料でコピーしなければ受取れないのでしょうか？大きな疑問を感じています。希望者には無料配布されるように速やかな改善を求めます。</p> <p>3 P4 第 1 (2)府における動き 大阪府は「人権週間」として<12 月 10 日(土曜日)から 16 日(金曜日)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」「取り戻す」ためのシンボル「ブルーリボン」にちなみ、府内 16 カ所の施設を青色にライトアップ>などと人権週間と言えば「北朝鮮人権侵害問題」と、大々的なキャンペーンを行っています。しかし一方で、朝鮮学校へ通う子どもたちや学生たちは、さまざまな暴力や暴言を受けています。日常的な恐怖とともに生活せざるをえない状況を、どのように認識し、具体的な対応策を準備しているのでしょうか？大きな声で人権侵害だ!と訴えられない実態は、同じように重大な人権侵害です。このような点から現在のキャンペーンを見直してください。</p> <p>4 これまでの指針の「府における動き」では、<…今後の大阪づくりの基本となる考えかたとして、誰もがお互いの人権を尊重し支えあう「共生の視点」などを踏まえ…>とあり、もっとも大切な視点だと感じます。しかし、改定案「府における動き」には記されていませんでした。なぜでしょうか？</p> <p>5 *P5 大阪都市魅力創造戦略 2 0 2 5 などの「戦略」には、戦いぬくという共生の視点とは、異なるものを感じます。「国際都市大阪に相応しい新たな賑わいを創出し活力を高めていく」「グローバル人材が活躍し」などは、なんら具体的な内容の分からないものです。現在、府市は多くの府民のカジノ計画反対の声には応えず、IR カジノ計画を府民をおきざりにして推進しています。ここでも新たな賑わいを創出するなどとして。しかし、賭博場カジノは、SDGs とは真反対の、大きな人権侵害と貧困と隣あわせのものであり、計画の中止をつよく求めます。</p> <p>6 コロナ禍で創設された「学生支援緊急給付金」は、困窮する学生のすべてには給付されませんでした。朝鮮大学に通う在日朝鮮人の学生たちは、支援の枠外に置かれ、申請すらできない差別的なものでした。留学生への対応とも差別されました。このような人権侵害がなぜ続いているのか、憤りを感じます。</p> <p>7 「幼児教育・保育の無償化」からも、朝鮮学校の幼稚班は対象外とされ、無償化から排除されています。このような不当な選別と差別を早急にやめてください、直ちに改善されるよう、つよく求めます。</p> <p>8 朝鮮学校は、高校無償化から除外されて、すでに 10 年です。国連からの「朝鮮学校差別を是正せよ」と、政府に求める勧告は、もう 5 回もだされています。政治的な理由づけで差別と除外を続け、子どもたちの学ぶ権利を長い期間にわたり侵害してきました。大阪府市からの補助金もカットされたままです。行政による差別を排除をただちに改めてください。そうでなければ、国際社会からの大きな信頼も得ることはできません。</p> <p>9 夜間中学校の統合、縮小はやめてください。夜間中学校のような場所の保障と充実は、平和な社会づくりと、人権尊重にとって本当に大切に求められるものと感じています。</p> <p>10 ブックレット「知っていますか、朝鮮学校」(岩波)には、在日朝鮮人による納税の実態が 2008 年では(国税・地方税)推定額が直接税だけで年間 2,796 億円にのぼることが紹介されています。このように住民として納税など、さまざまに地域に貢献しながら、大阪市ではこれまで 2 回行われた「住民投票」の投票権から除外されました。地方自治体での選挙権も「国籍」を理由に保障されていません。これは、外国籍住民の問題ではなく、大阪府市における外国人施策に関わる重大な問題です。外国籍住民の投票権を初めとする市民的な権利保障に向き合い、しっかり行ってください。</p> <p>11 これまでの歴史的経緯の(注3)説明を今回の改定(案)にも日本の植民地支配の記述を除外せずに記入するように求めます。以上、意見をお伝えします。</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>パブリックコメント募集案件については、府ホームページで御案内しているほか、チラシを作成して市町村等に配架するなど、周知に努めています。また、行政文書等の写しの交付にあたっては、費用をご負担いただくこととなっております。なお、府政情報センターに備え付けられた資料については、無料で閲覧いただけます。</p> <p>拉致問題に関する啓発を行う際には、在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民の人権への配慮が必要であると認識しており、人権白書「ゆまにてなにわ」にもその旨を記載しております。引き続き、こうした認識のもと拉致問題に関する取組を進めてまいります。</p> <p>また、外国人学校については、今後とも振興を図ってまいります。</p> <p>今回の改正は、部分的な改正ではなく、章立ても含め、全体的な改正であるため、単純に新旧比較をすることは難しいですが、ご指摘の「共生の視点」につきましては、本指針の目標である「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現」として位置づけています。</p> <p>地方参政権等について、地方自治法では、地方公共団体の議会の議員及び長は、日本国民である住民が、直接選挙することができ、また、一定数以上の署名を集めることで、その代表者から条例の制定等を請求することができるとなっております。</p> <p>歴史的経緯については、多くの韓国・朝鮮人の方が日本で暮らすこととなった歴史的事実について、追記しました。</p> <p>いただいたご意見も参考に、今後とも、本指針の目標である、すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、施策を推進してまいります。</p>

※欠番は、公表不可のご意見です。